

下田市の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0558)
②リフォーム		
下田市住宅リフォーム振興事業助成金	市内に住民登録をしており、20万円以上のリフォームをされる方	産業振興課
	改修工事に要する費用(消費税抜き) 150万円以上:30万円 20万円以上150万円未満:工事費の20%	22-3914
④設備の充実		
下田市合併処理浄化槽設置整備事業	公共下水道事業認可区域又は田牛漁業集落排水処理施設の処理対象区域に属さない区域	環境対策課
	5人槽:48万円以内 6～7人槽:59万8000円以内 8～10人槽:79万3000円以内	22-2213
下田市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	市内に住民登録をしており、現在居住している住宅又は新築する住宅に太陽光発電システムを設置する方	環境対策課
	設置する太陽光発電システムの最大出力の値に3万円を乗じた額(上限12万円)	22-2213
下水道接続工事の融資あっせん・利子補給制度	下田市公共下水道処理区域内の建物の所有者又は占有者の方	上下水道課
	工事費の範囲においてトイレ1つにつき40万円、2つ目からは20万円ずつ加算(最高100万円)	22-1200
下水道接続改造費助成金制度	令和6年3月31日時点で下水道供用開始から3年以内になる地域において、未接続の建物が新たに公共下水道に接続する工事を完成させ、使用開始届を提出した方(新築は対象外)	上下水道課
	供用開始1年以内:限度額 20万 供用開始2年以内:限度額 10万 供用開始3年以内:限度額 5万	22-1200
⑤新婚・子育て		
結婚新生活支援補助金	物件を市内に有し、夫婦いずれもが39歳以下であり以下に該当する方(対象経費:住居費、リフォーム費用、引っ越し費用) (1)令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理され、所得の合算した金額が500万円未満である夫婦 (2)令和5年1月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し受理され、所得の合算した金額が500万円未満である夫婦	福祉事務所
	(1)令和6年度新婚世帯:60万円 (2)令和5年度新婚世帯:60万円から既に受給した令和5年度補助金の額を差し引いた額	22-2216

⑥高齢者、障害のある方		
居宅介護住宅改修費支給制度	(P15 参照)	市民保健課 22-2077
下田市重度身体障害者等住宅改修費助成	市内に住所を有し、以下のいずれかに該当する方 (1)身体障害者手帳の交付を受け、障害程度投球が3級以上の方 (2)視覚障害2級以上の方 (3)難病患者等であつて、下肢又は体幹機能に障害がある方 助成対象経費の9/10(限度額20万円)	福祉事務所 22-2216
⑦住宅に困窮する方		
住宅確保給付金	(P16 参照)	福祉事務所 22-2216
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	(P17 参照)	建設課 22-2219
下田市木造住宅耐震改修助成事業	(P17 参照)	建設課 22-2219
下田市ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金	(P18 参照)	建設課 22-2219
下田市がけ地近接危険住宅移転事業	(1)危険住宅の除却費補助 (2)移転住宅の建設費補助 (3)移転住宅の土地取得補助 (4)移転住宅の造成費補助 (1)限度額78万円 (2)限度額444万円(借入金利子に対する一部を補助) (3)限度額206万円(借入金利子に対する一部を補助) (4)限度額58万円(借入金利子に対する一部を補助)	建設課 22-2219
下田市耐震シェルター整備事業費助成事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅にお住まいの方又は所有者の方で、耐震診断により上部構造評点が1.0未満と判定された住宅 経費の2/3以内の額(限度額20万)	防災安全課 36-4145
下田市家具等転倒防止促進事業費補助金	市内に住所を有する当該住宅の所有者又は移住者であり、転倒防止器具を設置される方 (1)器具の購入費用の1/2の額(限度額1万円) (2)器具の購入及び取付けに係る費用の1/2の額(限度額2万円)	防災安全課 36-4145
下田市感震ブレーカー整備費補助金	市内に住所のある住宅又は併用住宅を有する個人(新築含む) 感震ブレーカー購入費及び設置工事に係る費用の2/3の額(限度額5万円/1箇所)	防災安全課 36-4145

東伊豆町の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0557)
②リフォーム		
東伊豆町住宅リフォーム振興事業補助金	以下の全てに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・申請時に住民登録をして、町内に居住している方 ・町税等を滞納していない方 ・事前に資格登録した町内施工業者が自ら行う工事 ・申請年度の3月10日までに完了報告を行うことができる工事 	観光産業課 観光商工係
	工事費100万円以上の場合、20万円 工事費5万円以上100万円未満の場合は、工事費の20%	95-6301
③空き家、移住・定住		
空き家バンク登録物件改修支援事業	以下の全てに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・登録物件を取得又は賃借し、東伊豆町に住民登録をする新規転入者 ・対象者及びその属する世帯全員に町税等の滞納がないこと ・以前に空き家バンク登録物件改修支援事業による補助を受けていないこと ・町の他の制度による補助金等を受けていないまたは受けようとしていないこと ・当該物件に5年以上居住すること ・1年以内に町から転出していないこと ・町内の施工業者で施工すること 	企画調整課 生涯活躍応援係
	工事費100万円以上の場合、20万円 工事費10万円以上100万円未満の場合は、工事費の20%	95-6202
空き家バンク登録物件利用促進事業	以下の全てに該当すること <ul style="list-style-type: none"> ・登録物件を取得又は賃借し、東伊豆町に住民登録をする新規転入者 ・町税等の滞納がないこと ・以前に空き家バンク登録物件利用促進事業による補助を受けていないこと ・当該物件に5年以上居住すること ・登録物件を取得した者にあつては、取得者およびその属する世帯全員が町内に居住の用に供する建物を保有していないこと ・1年以内に町から転出していないこと 	企画調整課 生涯活躍応援係
	(1)住宅または住宅およびこの敷地を取得した場合 取得対価の3%以内とし30万円を限度とする (2)住宅を賃借した場合 家賃の1/2を補助額とし3万円を限度とする。回数は3ヶ月分とする	95-6202

若者定住促進住宅取得補助金	以下の全てに該当すること <ul style="list-style-type: none"> 承認申請時において、夫、妻ともに満40歳未満の夫婦 転入前の世帯又は転入後1年以内の世帯 定住のための新築住宅又は中古住宅を取得し、5年以上居住すること 平成29年4月1日以降に契約が成立した住宅 町税等を滞納していないこと 	企画調整課 生涯活躍応援係
	基本額 30万円 加算額 (1)町内業者が新築した対象住宅を取得した場合:10万円 (2)承認申請時において、若者夫婦に中学生以下の子がいる場合:中学生以下の子1人に対し10万円(30万円限度)	95-6202
④設備の充実		
東伊豆町安全で美しいいえなみ整備事業費補助金(緑化等)	道路等に面して、町が定める基準を満たす緑化等を実施すること	建設整備課 建設管理係
	事業費と緑化等の長さ1mにつき3万8400円を乗じた額のいずれか少ない額の2/3以内(限度額33万3000円)	95-6303
東伊豆町合併処理浄化槽整備事業	合併処理浄化槽(共同設置する者を含む)を設置する者	住民福祉課 窓口係
	単独浄化槽からの設置替えの場合 5人槽:42万6000円、6~7人槽:51万6000円 8~10人槽:67万1000円、11人槽以上:117万3000円	95-6203
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険の住宅改修	(P15参照)	健康づくり課 介護係 95-1124
地域生活支援事業—日常生活用具給付等事業— 居室生活動作補助用具	以下の全てに該当すること <ul style="list-style-type: none"> 下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)の方で、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が3級以上の方 障害者の移動等を円滑にする用具を購入し、設置に小規模な住宅改修を伴うもの 	住民福祉課 福祉係
	用具の購入費および改修工事費の9割を補助(非課税世帯及び生活保護者は10割を補助)限度額は20万円	95-6204
⑦住宅に困窮する方		
住宅確保給付金	(P16参照)	(1)住民福祉課福祉係 (2)賀茂健康福祉センター (1)95-6204 (2)0558-24-2035
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅	建設整備課 建設管理係
	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施	95-6303
東伊豆町木造住宅耐震補強助成事業費補助金(補強計画一体型)	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満のものを1.0以上とし、かつ耐震評点が0.3以上上がる耐震補強計画策定および耐震補強工事	建設整備課 建設管理係

	<p>耐震補強工事費の 8/10 を限度とし、100 万円/戸以内(高齢者等の居住する住宅※は、120 万円/戸以内)</p> <p>高齢者等の居住する住宅とは、借家を除き、以下のいずれかに該当する住宅をいう</p> <p>(1)当該事業完了までに 65 歳以上となる者のみが居住するもの</p> <p>(2)身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が1級又は2級の者が居住するもの</p> <p>(3)介護保険法による要介護者又は要支援者が居住するもの</p> <p>(4)療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住するもの</p>	95-6303
東伊豆町既存建築物等耐震性向上事業費補助金	<p>昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存建築物の耐震診断</p> <p>1棟ごとに、事業費と町が定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 200 万円)</p>	建設整備課 建設管理係 95-6303
東伊豆町安全で美しいいえなみ整備事業費補助金(ブロック塀の撤去及び改善等)	<p>以下のいずれかに該当すること</p> <p>(1)撤去事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去すること</p> <p>(2)改善事業(緑化あり) 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を町が定める基準を満たす緑化により改善すること</p> <p>(3)改善事業(緑化なし) 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を安全な塀に改善すること</p>	建設整備課 建設管理係
	<p>(1)撤去事業 事業費と撤去の長さ1mにつき2万円を乗じた額のいずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 26 万 6000 円)</p> <p>(2)改善事業(緑化あり) 事業費と改善するブロック塀等の長さ1mにつき3万 8400 円を乗じた額のいずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 33 万 3000 円)</p> <p>(3)改善事業(緑化なし) 事業費と改善するブロック塀等の長さ1mにつき3万 8400 円を乗じた額のいずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 33 万 3000 円)</p>	95-6303
東伊豆町がけ地近接危険住宅移転事業費補助金	<p>以下のいずれかに該当すること</p> <p>(1)静岡県建築基準条例第3条の規定により指定した災害危険区域若しくは静岡県建築基準条例第 10 条の規定により建築を制限している区域に存する既存不適格住宅</p> <p>(2)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の規定に基づき指定された土砂災害特別警戒区域に存する既存不適格住宅</p>	建設整備課 建設管理係
	<p>建物除去費補助 97 万 5000 円(除却費用に対する一部補助)</p> <p>建物建設費補助 465 万円 (借入金利子に対する一部補助)</p> <p>土地取得費補助 206 万円 (借入金利子に対する一部補助)</p> <p>敷地造成費補助 60 万 8000 円(借入金利子に対する一部補助)</p>	95-6303

河津町の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0558)
①新築・購入		
木造住宅建築等 助成制度	平成 26 年1月1日以降に町内建築業者と木造住宅の新築・増築の工事に係る請負契約を締結し令和 10 年 12 月 31 日までに竣工したもの(町税を口座振込みで納付され、完納していること)	産業振興課
	新築の場合 納税すべき固定資産税相当額の全額(15 万円/年を限度) 増築の場合 納税すべき固定資産税相当額の 1/2(10 万円/年を限度) 補助期間は最初の賦課年度から3年間	34-1946
③空き家、移住・定住		
空き家情報バンク 登録物件改修支 援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・登録物件を取得又は賃借し、河津町に住民登録をする新規転入者 ・対象者及びその属する世帯全員に納付すべき町税等の滞納がないこと ・以前に空き家バンク登録物件改修支援事業による補助を受けていないこと ・当該物件に5年以上居住すること ・1年以内に町から転出していないこと ・登録物件を借りた者にあたっては、所有者の同意を得ていること ・町内の施工業者で施工すること 	企画調整課
	工事費 100 万円以上の場合、20 万円 工事費 10 万円以上 100 万円未満の場合、工事費の 20%	34-1924
空き家情報バンク 登録物件利用促 進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・登録物件を取得又は賃借し、河津町に住民登録をする新規転入者 ・対象者及びその属する世帯全員に納付すべき町税等の滞納がないこと ・以前に空き家バンク登録物件利用促進事業による補助を受けていないこと ・当該物件に5年以上居住すること ・登録物件を取得した者にあつては、取得者及びその属する世帯全員が町内に居住の用に供する建物を保有していないこと ・1年以内に町から転出していないこと 	企画調整課
	住宅又は住宅及びこの敷地を取得した場合 取得対価3%以内(限度額 30 万円) 住宅を賃借した場合 家賃 1/2(限度額3万円※回数は3ヶ月分)	34-1924

④設備の充実		
住宅用太陽光発電システム設置費補助	住宅(店舗併用住宅を含む。)に太陽光発電システムを設置する場合で対象は10kW未満、町税等の滞納がないことが条件 1kW当たり5万円、限度額20万円(4kWまで)	企画調整課 34-1924
合併処理浄化槽設置整備事業補助金	既設の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に設置替えする方 5人槽 設置替え 51万6000円 7人槽 設置替え 62万2000円 10人槽 設置替え 81万1000円 ※設置替え工事のみする方が対象です	町民生活課 34-1932
⑤新婚・子育て		
子育て応援住宅整備事業補助金	新築工事若しくは既存住宅の増改築・リフォーム工事で、世帯構成員に高校生以下の子どもを有する世帯若しくは申請時に妊婦がいる世帯、町税等の滞納がないことが条件 100万円以上の工事を対象とし、新築工事・増改築・リフォーム工事ともに補助対象経費の1/10を補助(限度額15万円)	福祉介護課 36-3232
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険制度	15ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ	福祉介護課 36-3232
重度身体障害者の住宅改修費給付制度(地域生活支援事業-日常生活用具給付等事業-居室生活動作補助用具)	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)のもので、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が3級以上の方(特殊便器への取替えは、上肢障害2級以上の方)又は視覚障害者2級以上のもの。難病患者等にあつては下肢又は体幹機能に障害があるもの。障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。 用具の設置費、改修費、対象者、限度額等はお問合せください。	福祉介護課 36-3232
⑦住宅に困窮する方		
住宅確保給付金	16ページ掲載の住居確保給付金と同じ 世帯数や住宅の床面積によって家賃に限度額が生じます。詳細は下記にお問合せください。	福祉介護課 賀茂健康福祉センター 36-3232 24-2035
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	17ページ掲載のわが家の専門家診断事業と同じ	建設課 34-1952
木造住宅耐震補強助成事業	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満のものを1.0以上に補強する補強計画・工事(ただし総合評点が0.3以上上がる補強計画策定及び補強工事を同一年度に連続して実施するものに限る) 100万円/戸以内(高齢者世帯等※の場合は、120万円/戸以内) ※高齢者世帯等とは以下に示す世帯又はとっさの避難行動がとれないと知事が認める者が同居する世帯 (1)65歳以上の者のみで構成する世帯 (2)下肢、体幹、視覚障害のいずれかで障害者手帳(1級又は2級)の交付を受けた者が同居する世帯 (3)介護保険法による要介護者又は要支援者が同居する世帯 (4)療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する世帯	建設課 34-1952

ブロック塀等耐震 改修促進事業費 補助金	撤去事業	地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のある ブロック塀等を撤去する場合	建設課
	改善事業	地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のある ブロック塀を安全な塀等に改善する場合	
	撤去事業	事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき 8,900円を乗じた額のいずれか少ない額の1/2以 内(限度額10万円/1敷地)	34-1952
	改善事業	事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき1万 2800円を乗じた額のいずれか少ない額の1/3以 内(限度額16万6000円/1敷地)	
家庭内家具等固 定推進事業	地震による家具等の転倒による被害の防止、軽減を図る事業		防災課
	高齢者世帯	対象品の購入費用(限度額1万円) 対象品の取付費用(限度額1万円)	34-1112
一般世帯	対象品の購入費用の1/2以内(限度額1万円) 対象品の取付費用の1/2以内(限度額1万円)		

南伊豆町の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0558)
②リフォーム		
住宅リフォーム振興事業助成金	町内に住民登録をしており、20万円以上のリフォームをされる方	地域整備課
	改修工事に要する費用(消費税抜き) 100万円以上:20万円 300万円以上:30万円 10万円以上100万円未満:工事費の20%	62-6277
③空き家、移住・定住		
空き家バンク等リフォーム補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンク登録物件の所有者、入居者又は入居者予定である方 ・物件を補助事業完了の日から継続して3年以上南伊豆町空き家バンク制度に登録すること ・物件を補助事業完了の日から継続して3年未満の期間に入居者を決定し、売買契約を締結すること ・もしくは賃貸借契約を契約期間2年以上で締結すること 	企画課 地方創生室
	リフォーム工事:工事費用相当額の1/2(上限50万円) 家財処分:処分費用相当額の1/2(上限20万円)	62-1121
④設備の充実		
生活排水改善対策推進事業補助金	既設の単独処理浄化槽又はくみ取便槽から合併処理浄化槽に切り替え設置する方	生活環境課
	5人槽 38万6000円 7人槽 48万2000円	62-6270
公共下水道への接続に係る補助金事業	既設の単独処理浄化槽又はくみ取便槽から合併処理浄化槽に切り替え設置する方	生活環境課
	住宅リフォーム振興事業補助金対象メニューに下水道への接続工事あり	62-6270
⑤新婚・子育て		
結婚新生活支援補助金	町内に夫婦共に住民登録をしており、新生活する方 結婚に伴う住居、引越、リフォームする方	福祉介護課
	新婚:10万円(49歳以下) 新生活費用:最大50万円(世帯所得が500万円未満) 29歳以下:最大50万円 39歳以下:最大20万円	62-6233
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険の住宅改修	15ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ	福祉介護課
	補助額等はお問合せください	62-6233
日常生活用具給付等事業	16ページ掲載の日常生活用具給付等事業と同じ	福祉介護課
	限度額と自己負担額はお問合せください	62-6233
⑦住宅に困窮する方		
住宅確保給付金	16ページ掲載の住居確保給付金と同じ	福祉介護課
	補助額等はお問合せください	62-6233

<p>〃</p>	<p>16 ページ掲載の住居確保給付金と同じ 補助額等はお問合せください</p>	<p>賀茂健康福祉センター 24-2035</p>
<p>⑧災害対策</p>		
<p>わが家の専門家診断事業</p>	<p>昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅 専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断 令和6年度 終了</p>	<p>地域整備課 62-6277</p>
<p>木造住宅耐震改修 助成事業補助金</p>	<p>昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された既存木造住宅で、 耐震診断の結果、総合評価点が 1.0 未満のものを 1.0 以上に 補強する工事(ただし、総合評価点が 0.3 以上上がる工事に限 る) 補強計画と工事を一体的に実施する場合 100 万円/戸まで(高齢者世帯等※の場合は 120 万円/戸まで) ※17 ページ掲載の住居確保給付金と同じ 65 以上の者のみで構成する世帯 障害手帳1級又は2級の交付を受けた者が同居する世帯</p>	<p>地域整備課 62-6277</p>
<p>ブロック塀等耐震改 修促進事業費補助 金</p>	<p>地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤 去、改善する場合 撤去:事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき 9200 円 を乗じた額のいずれか少ない額の 1/2 以内(限度額 10 万 円/1敷地) 改善:事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき1万 2800 円を乗じた額のいずれか少ない額の 1/3 以内(限度額 16 万 6000 円/1敷地)</p>	<p>地域整備課 62-6277</p>
<p>がけ地近接危険住 宅移転事業費補助 金</p>	<p>危険住宅の除却等をする場合(危険住宅とは、静岡県建築基 準条例第3条の規定により指定した災害危険区域若しくは静岡 県建築基準条例第 10 条の規定により建築を制限している区域 に存する既存不適格住宅又は土砂災害防止対策の推進に関 する法律第8条の規定に基づき指定された土砂災害特別警戒 区域に存する既存不適格住宅) 危険住宅の除却費補助 限度額 97 万 5000 円 移転住宅の建設費補助 限度額 465 万円(借入金利子に対 する一部を補助) 移転住宅の土地取得費補助 限度額 206 万円(借入金利子 に対する一部を補助) 移転住宅の敷地造成費補助 限度額 60 万 8000 円(借入金 利子に対する一部を補助)</p>	<p>地域整備課 62-6277</p>

松崎町の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0558)
②リフォーム		
松崎町住宅改修事業補助金	町内に1年以上住民登録をし、改修工事を行う住宅に現在居住している方、又は改修工事完了後速やかに居住する者 工事費の20%以内(限度額20万円)	企画観光課 42-3964
④設備の充実		
住宅用太陽光発電システム設置事業補助金	町内に住民登録されている方 現在お住まいの住宅又は新築する住宅に太陽光発電システムを設置される方 設置する太陽光発電システムの最大出力の値に5万円を乗じた額。 (限度額20万円、1000円未満の端数が生じたときは切り捨て)	生活環境課 42-3969
合併浄化槽設置補助事業	居住を目的とした住宅および店舗併用住宅を建設又は購入した方で新たに合併処理浄化槽を設置する方 既設の浄化槽又は汲み取り式便所を合併処理浄化槽に切り替え設置する方 5人槽:新設33万2000円 設置替え41万4000円 6~7人槽:新設41万4000円 設置替え51万6000円 8~50人槽:新設54万8000円 設置替え68万4000円	生活環境課 42-3969
松崎町生垣づくり奨励補助金	町内に土地を保有し、現に居住しているか営業している方 新設:経費の1/2(限度額3万円) ブロック塀を撤去する場合は、延長1m(ブロック塀高80cm以上)につき2000円補助(限度額3万円)	企画観光課 42-3964
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険制度	15 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ	健康福祉課 42-3966
日常生活用具給付等事業	16 ページ掲載の日常生活用具給付等事業と同じ 補助額等(限度額と自己負担額)は、お問合せください	健康福祉課 42-3966
⑦住宅に困窮する方		
住宅確保給付金	16 ページ掲載の住居確保給付金と同じ 補助額等は、お問合せください	賀茂健康福祉センター 24-2035
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅 専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施	産業建設課 42-3965

松崎町木造住宅耐震改修事業(補強計画一体型)	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅で、補強計画を策定し、評点が1.0以上かつ改修前の評点より0.3以上向上する工事	産業建設課
	基準額100万円/戸以内 (1)高齢者のみが居住する住宅等の場合は20万円/戸以内増額 (2)在宅避難促進割増該当の場合は15万円/戸以内増額	42-3655
松崎町木造住宅耐震改修事業(補強計画の策定のみ実施)	高齢者のみが居住する住宅等で補強計画を策定したもののやむを得ず耐震改修を断念するもの。耐震改修以外の命を守る対策を行うもの	産業建設課
	14万4000円/戸以内(図面がある場合) 25万9000円/戸以内(図面がない場合)	42-3965
ブロック塀等撤去事業	地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する場合	総務課
	(一般)事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき8900円を乗じた額のいずれか少ない額の2/3以内(限度額10万円/1敷地)(優先津波避難路沿い)事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき3万2000円を乗じた額のいずれか少ない額(限度額なし)	42-3963
ブロック塀等改善事業	地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀を安全な塀等に改善する場合	総務課
	事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき3万8400円を乗じた額のいずれか少ない額の2/3以内(限度額25万円/1敷地)	42-3963
松崎町家庭内家具等固定推進事業	地震による家具等の転倒による被害の防止、軽減を図る事業を実施する方	総務課
	災害時要配慮世帯 対象経費の10/10(1世帯5品まで) 一般世帯 対象経費の1/2以内(限度額3万円)	42-3963

西伊豆町の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0558)
④設備の充実		
合併浄化槽設置補助事業	(1)住宅を建設または購入した方で、新たに合併処理浄化槽を設置する方 (2)既設の住宅用浄化槽または汲取式便所を合併処理浄化槽に切り替え設置する方	環境課
	5人槽 新設 44万2000円 設置替え 49万2000円 7人槽 新設 51万3000円 設置替え 57万3000円 10人槽 新設 64万8000円 設置替え 71万8000円	53-1408
⑥高齢者や障害のある方		
生活排水改善対策推進事業補助金	15 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ	健康福祉課 52-1116
日常生活用具給付等事業	16 ページ掲載の日常生活用具給付等事業と同じ	健康福祉課 52-1961
⑦住宅に困窮する方		
住宅確保給付金	16 ページ掲載の住宅確保給付金と同じ	賀茂健康福祉センター 24-2035
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅	建設課
	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施	55-0212
木造住宅耐震改修助成事業	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満のものを1.0以上とし、かつ、0.3以上上がる耐震補強計画策定および耐震補強工事	建設課
	100万円/戸以内(高齢者のみの世帯等の場合は120万円/戸以内)	55-0212
ブロック塀等の安全確保事業(避難路沿道等)	(1)撤去事業 地震発生時に倒壊または転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する場合	建設課
	(2)建替え事業 地震発生時に倒壊または転倒の危険性のあるブロック塀等を安全なフェンス等に建替える場合	撤去事業 1敷地 26万6000円以内 改善事業 1敷地 33万3000円以内
家庭内家具等固定推進事業	地震による家具等の転倒による被害を防止又は軽減する事業を実施する方	防災課
	一般世帯 1万円/戸以内(費用の1/2以内)	52-1965

沼津市の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0559)
①新築・購入		
地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金	個人向け新築住宅 ZEH への補助金。(着工前の申請) 1戸あたり 55 万円補助。直交集成板の導入で 90 万円の上乗せあり。付帯設備の場合に限り、太陽光発電設備の出力 1kW あたり 7 万円と蓄電池の価格の 1/3 (上限あり)の上乗せあり。	環境政策課 934-4741
③空き家、移住・定住		
空き家活用定住支援補助金交付制度	市外在住のどちらかが 65 歳未満の夫婦世帯又は 65 歳未満で 18 歳未満の子がいるひとり親世帯で、相続した空き家のリフォーム工事をする世帯、又は、リフォーム工事をして空き家を取得する世帯への補助 それぞれ対象経費の 2/3 の額で下記が限度額 (1)リフォーム工事(対象は 60 万円以上の工事) 一般世帯 20 万円 (市内事業者の活用で 10 万円加算) (2)取得 世帯員の全員が県外からの転入者である世帯 80 万円 その他の世帯 20 万円	住宅政策課 934-4885
	空家等除却事業費補助金交付制度	市内に存在する空家の所有者として登記事項証明書又は固定資産税台帳に記載のある方、又はその相続人が、居住するには著しく不良な状態の住宅の除却又は今後使用見込みがない建物の跡地を地域活性化のために計画的利用する目的での建物の除却をすることへの補助 除却費と市が定める標準除却費を比較し少ない額の 80% 以内 (上限 80 万)
④設備の充実		
住宅用新エネ・省エネ機器設置費及び省エネリフォーム費補助金	市内に自ら居住する住宅、または居住予定の市内の既存住宅(建築工事完了から1年を経過した住宅)において、補助対象となる機器の設置またはリフォームへの補助金。(着工前の申請) (1)①住宅用太陽光発電システム②定置用リチウムイオン蓄電池③V2H 対応型充電設備のうち、①+②又は①+③もしくは①+②+③のいずれか(定額 10 万円) (2)家庭用燃料電池(エネファーム)(定額4万円) (3)30 m ² 以上の床・壁・天井の断熱 (10 m ² あたり1万円、限度額6万円) (4)0.8 m ² 以上の窓の断熱(0.8 m ² あたり 5000 円、限度額4万円)	環境政策課 934-4741
	第三者所有モデルによる住宅用再生可能エネルギー普及促進事業費補助金	住宅所有者と PPA 契約(太陽光発電システムを第三者所有モデルサービスにより提供する契約)を結び、導入支援金を 3 万円以上給付する事業者であり、事前に沼津市または富士市へ登録をした企業グループが対象。事業者は、住宅所有者に補助金額と同額かそれ以上の額の導入支援金の給付義務があるため、住宅所有者は間接的に補助を受ける。(着工前の申請) 一律 3 万円

雨水浸透・貯留施設設置費補助金	対象区域にお住まいの方、これからお住まいになる方で、雨水浸透・貯留施設を設置する方への補助	河川課
	雨水浸透施設は、構造により1基につき限度額5万円～10万円 雨水貯留施設は、合計容量200リットル以上のもので限度額3万円	934-4786
浄化槽設置費補助金制度	・公共下水道計画区域外において、専用住宅に浄化槽を設置する方 ・浄化槽の人槽算定は日本産業規格（JIS A 3302-2000）によること。	水道サービス課（申請受付窓口） 水道総務課（補助金交付窓口）
	補助額については設置する浄化槽の内容によるほか、事前の協議を必要とします。	934-4856（サービス課） 934-4851（総務課）
⑥高齢者、障害のある方		
居宅介護（介護予防）住宅改修事業	（P15 参照）	介護保険課
	介護保険の住宅改修の支給限度基準額20万円に10万円を上乗せ	934-4874
日常生活用具給付等事業（居宅生活動作補助用具）	（P16 参照）購入前の申請が必要です 要件等詳しくはお問合せください	障がい福祉課
	費用の9割（基準額20万円） ※課税状況により、補助額拡大	934-4829
家具転倒防止事業	高齢者世帯等で地震による家具等の転倒防止のため、事業を実施する方への補助	危機管理課
	タンス、本棚、食器棚、冷蔵庫等、4品までの固定費用を市が負担	934-4803
重度身体障害者住宅改造費助成事業	（P16 参照）購入前の申請が必要です 要件等詳しくはお問合せください	障がい福祉課
	工事費の3/4以内（限度額50万円） ※介護保険の日常生活用具給付等事業適用者は限度額20万円 ※障がいの日常生活用具給付等事業適用者は限度額30万円	934-4829
日常生活用具給付等事業（火災警報器）	（P16 参照）購入前の申請が必要です 要件等詳しくはお問合せください	障がい福祉課
	購入費用の9割を補助（限度額1万5500円） ※課税状況によって補助の更なる拡大あり （消防法で義務付けられている箇所に限る）	934-4829
日常生活用具給付等事業（自動消火器）	（P16 参照）購入前の申請が必要です 要件等詳しくはお問合せください	障がい福祉課
	購入費用の9割を補助（限度額2万8700円） ※課税状況によって補助の更なる拡大あり	934-4829
日常生活用具給付等事業（聴覚障害者用屋内信号装置）	（P16 参照）購入前の申請が必要です 要件等詳しくはお問合せください	障がい福祉課
	購入費用の9割を補助（限度額8万7400円） ※課税状況によって補助の更なる拡大あり	934-4829
高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業（家賃減額補助金）	高齢者向け優良賃貸住宅に入居する方で一定の所得範囲内の方	住宅政策課
	家賃と入居者負担額との差額を補助	934-4792

⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	(P17 参照)	住宅政策課 934-4885
木造住宅耐震補強助成事業(補強計画一体型)	(P17 参照)	住宅政策課 934-4885
木造住宅除却助成事業	要件等詳しくはお問合せください	住宅政策課 934-4885
耐震シェルター設置事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築(着工)された木造住宅で、耐震診断の結果、評点 1.0 未満であったもので、65 歳以上の方のみで居住する世帯、または避難行動要支援者名簿に記載されたものを含む世帯	住宅政策課
	シェルターを 1 階に設置する際にかかる費用(床工事等の付帯工事を除く)と、基準額とを比較していずれか少ない額の 2/3(上限 16 万 6 千円)	934-4885
防災ベッド設置事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築(着工)された木造住宅で、耐震診断の結果、評点 1.0 未満であったもの	住宅政策課
	ベッドを購入にかかる費用と 16 万 6000 円とを比較していずれか少ない額	934-4885
ブロック塀等耐震改修事業費補助金	(P18 参照)	住宅政策課 934-4885
アスベスト含有調査事業	建築物の壁、柱、天井等の建材への吹き付け材の含有調査費用の一部を補助	住宅政策課
	含有調査にかかる費用と 25 万円とを比較していずれか少ない額	934-4885
アスベスト除去等事業	建築物の壁、柱、天井等の建材への吹き付けられたアスベストの除去等の費用の一部を補助	住宅政策課
	除去等にかかる費用の 2/3 以内の額(上限 120 万円)	934-4885
既存住宅耐震診断事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築(着工)された住宅型建築物(非木造)の耐震診断	住宅政策課
	耐震診断に要する費用と、基準額とを比較していずれか少ない額の 2/3(高齢者世帯住宅はいずれか少ない額)	934-4885
既存建築物耐震診断事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築(着工)された非住宅型建築物の耐震診断	住宅政策課
	耐震診断に要する費用と、基準額とを比較していずれか少ない額の 2/3	934-4885
既存建築物補強計画策定事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築(着工)された建築物で、災害時に重要な機能を果たす建築物又は災害時に多数に危険が及ぶおそれのある建築物、マンションで、3 階建て以上、延べ面積 1,000 m ² 以上の建築物の補強計画	住宅政策課
	補強計画策定に要する費用と市が定める基準額とを比較して少ない額の 2/3	934-4885
既存建築物耐震補強助成事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築(着工)された建築物で、災害時に重要な機能を果たす建築物又は災害時に多数に危険が及ぶおそれのある建築物、マンションで、3 階建て以上、延べ面積 1,000 m ² 以上の建築物の補強	住宅政策課
	1 棟ごとに、当該事業に要する経費の 23%と延べ床面積に 1 平方メートル当たり 5 万 1200 円(マンションの場合は 5 万 200 円)を乗じて得た額の 23%に相当する額とを比較していずれか少ない額	934-4885

熱海市の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0557)
②リフォーム		
住宅店舗リフォーム 振興助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 市内に自ら所有する住宅・店舗及び賃借人であり、店舗の改修、改装などの工事を依頼する方 対象となる工事は、助成対象工事として決定後着工し、令和7年1月末日までに完了するもの 施工業者は、市内事業者とする 	熱海商工会議所
	工事費(消費税抜き)の10%(限度額10万円)	
④設備の充実		
新エネルギー機器 設置費補助金	実績報告書提出時点において、下記のすべてに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> 熱海市民または、実績報告書を提出する時点で熱海市民である方及び熱海市別荘等所有税条例第2条第1項の別荘等を所有している個人 自ら所有し、居住する住宅(併用住宅を含む)に新エネルギー機器を設置する方 ※別荘等所有者については、当該住宅に居住していることを要しない 市税等の滞納がない方 	市民生活部 協働環境課 生活環境室
	太陽光発電システム (1件につき8万円) 家庭用蓄電池システム (1件につき8万円) 家庭用燃料電池システム(1件につき8万円) 太陽熱利用システム (1件につき5万円) V2H (1件につき5万円) CO2冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート) (1件につき3万円) HEMS (1件につき1万円)	
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス推進事業費補助金	<ul style="list-style-type: none"> 申請時点で熱海市民である方 自ら所有し、かつ居住するため、補助対象住宅を新築または購入する方 令和5年4月1日以降、国ZEH補助金または県ZEH補助金の交付申請をし、補助金交付確定通知日の属する年度中に本市補助金の交付申請をする方 市税等の滞納がない方 	市民生活部 協働環境課 生活環境室
	1件につき70万円	
生垣助成「みどりを育て守る条例」	<ul style="list-style-type: none"> 熱海市民 樹木を帯状に植栽し、竹、木等の補助材料を用いて樹木相互の組合せをした、高さ1m以上、長さ5m以上のもの 	観光建設部 公園緑地課 維持管理室
	経費の1/2(限度額3万円)	
合併処理浄化槽設置事業費補助金	規定する区域において、専用住宅に既設の単独浄化槽又はくみ取り槽を、10人槽以下の合併処理浄化槽に付け替えて設置する方で、熱海市の住民基本台帳に記載されている方で、生活の本拠地として使用する方。(別荘等は対象外)	市民生活部 協働環境課 環境センター

	〈単独処理浄化槽〉 5人槽 75万2000円 6～7人槽 83万4000円 8～10人槽 96万8000円 〈くみ取り槽〉 5人槽 72万2000円 6～7人槽 80万4000円 8～10人槽 93万8000円 ※金額は限度額	82-1153
⑤新婚・子育て		
結婚新生活支援補助金	以下のうち、所定の条件を満たす世帯 ・令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦 ・婚姻日における夫婦の年齢が39歳以下 ・令和5年分の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満 ・令和5年度に本補助金を受給した世帯のうち、受給額が補助上限額に達しなかった世帯 ・申請時において、夫婦の住所が申請に係る住所となっていること ・補助金の交付を受けた日から3年以上、本市に定住する意思があること ・過去に当補助金の交付を受けている者がいないこと(他の自治体での受給を含む。ただし、前年度受給世帯を除く。) ・申請時において、夫婦のいずれも本市の市税の滞納がないこと ・夫婦がいずれも暴力団員等でないこと	健康福祉部 社会福祉課 子育て支援室
	対象経費(令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払った費用) ・新規の住宅賃借費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料) ・婚姻に伴う住宅取得費用 ・婚姻に伴う住宅のリフォーム費用 ・婚姻に伴う引越費用(引越業者、運送業者に支払った費用) ※費用には一部対象外となるものもあり ※勤務先から住宅手当等が支給されている場合は、支給分を差し引いた額が対象 補助上限額(対象経費の合計額) ・夫婦とも29歳以下の世帯 1世帯当たり60万円 ・夫婦とも39歳以下の世帯 1世帯当たり30万円 ・前年度受給世帯 昨年度の補助上限額から受給済の額を差し引いて得た額	86-6352
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険の住宅改修	15ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ	健康福祉部 長寿介護課 介護保険室 86-6283
家庭内家具等固定推進事業	木造住宅に居住している市民に対し、家庭内の家具等を固定する事業	市民生活部 危機管理課 危機管理室
	全額を熱海市自主防災会連合会が負担	86-6443

日常生活用具給付等事業(居宅生活動作補助用具)	<ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれかに該当する65歳未満の方 (1) 下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)の方で、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が3級以上の方(ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の方)又は視覚障害2級以上のある方 (2) 下肢又は体幹機能に障害がある難病患者等 障害者の移動等を円滑にする用具を購入し、設置に小規模な住宅改修を伴うもの ・対象用具:障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉室
	用具の購入費及び改修工事費 (限度額50万円 *介護保険法に基づく住宅改修費の給付を受けることができる場合は、30万円)	86-6347
日常生活用具給付等事業(火災警報器)	<ul style="list-style-type: none"> 障害等級2級以上で、かつ、火災報知器の感知又は避難が著しく困難な方 知的障害児又は知的障害者として判定され、障害の程度が重度又は最重度である方、及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害程度が1級又は2級であるものとして記載されている方で、それぞれの火災発生時の感知又は避難が著しく困難な方 上記と同程度の障害を有する難病患者等 ・対象用具:室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの 限度額1万5000円	健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉室
日常生活用具給付等事業(自動消火器)	<ul style="list-style-type: none"> 障害等級2級以上で、かつ、火災報知器の感知又は避難が著しく困難な方 知的障害児又は知的障害者として判定され、障害の程度が重度又は最重度である方、及び身体障害者手帳の交付を受けた児童であって、当該手帳に身体上の障害程度が1級又は2級であるものとして記載されている方で、それぞれの火災発生時の感知又は避難が著しく困難な方 火災発生時の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する難病患者等 ・対象用具:室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を射し、初期火災を消火し得るもの 限度額2万8700円	健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉室
日常生活用具給付等事業(聴覚障害者用屋内信号装置)	<ul style="list-style-type: none"> 聴覚障害2級以上(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)の者 上記と同程度の障害を有する難病患者等 ・対象用具:音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの 限度額8万7400円	健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉室
⑦住宅に困窮する方		
住宅支援給付	16ページ掲載の住居確保給付金と同じ	健康福祉部 社会福祉課 生活保護室 86-6331
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅	観光建設部 まちづくり課 建築住宅室

	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施	86-6423
木造住宅耐震改修助成事業	・昭和56年5月31日以前に建築または建築中であった木造住宅で、耐震補強計画策定・耐震補強工事を一体となって実施する事業 (ただし、耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満であったものが、耐震補強工事を行った後、耐震評点が1.0以上かつ0.3以上あがる工事)	観光建設部 まちづくり課 建築住宅室
	補助限度額 100万円(一般世帯) 120万円(高齢者等世帯)	86-6423
既存建築物耐震性向上事業	昭和56年5月31日以前に建築された既存建築物の所有者が行う精密診断	観光建設部 まちづくり課 建築住宅室
	1棟ごとに当該事業に要する経費と別に定める基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内	86-6423
既存建築物耐震補強計画事業	昭和56年5月31日以前に建築された既存建築物の所有者が行う耐震補強計画の策定	観光建設部 まちづくり課 建築住宅室
	1棟ごとに当該事業に要する経費と別に定める基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内	86-6423
ブロック塀等改修促進事業補助金	(1)撤去事業 市内全域 (2)改善事業 市内全域 ※共に地震発生時に倒壊又は転倒する危険性のある道路等に面しているブロック塀	観光建設部 まちづくり課 建築住宅室
	(1)撤去事業 ブロック塀等を撤去する経費の額と基準額2万円/mに撤去するブロック塀等の長さを乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の1/2以内の額とし、1敷地につき10万円を限度とする。 (2)改善事業 ブロック塀等を改善する経費と基準額3万8400円/mに改善するブロック塀等の長さを乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の1/2以内の額とし、1敷地につき25万円を限度とする。	86-6423
がけ地近接等危険住宅移転事業	・次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、静岡県知事又は市長が是正勧告等を行ったもの。 (1)静岡県建築基準条例第3条の規定により指定した災害危険区域 (2)静岡県建築基準条例第10条の規定により建築を制限している区域 (3)土砂法第9条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域	観光建設部 まちづくり課 建築住宅室
	建物除去費補助 97万5000円 (除却費用に対する一部補助) 敷地造成費補助 60万8000円 (借入金利子に対する一部補助) 建物建設費補助 465万円 (") 土地取得費補助 206万円 (")	86-6423

三島市の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (055)
①新築・購入		
勤労者住宅建設資金 利子補給制度 リフォームにも利用可	・市内に自ら居住する住宅を建築(購入を含む)、増改築又は宅地を購入する勤労者の方 ・市町村税を滞納していない方	労働金庫 三島支店
	1,000万円以内	973-9111
②リフォーム		
移住・子育てリフォーム事業	次に掲げる者が発注するリフォーム工事 (1) 市外から移住してくる若い夫婦等 (2) 子育て世帯の世帯員 ※対象となる工事は、リフォームに要する費用が10万円以上のもの	三島住まい 推進室
	補助率 2/10(限度額:20万円) ※中古住宅の取得に伴うリフォーム工事の場合は 補助率 2/10(限度額:30万円)を上記に上乗せ	983-2750
③空き家、移住・定住		
住むなら三島移住・ 定住サポート事業	・市内に住宅を取得し、定住をする若い夫婦等 ・転入後引き続き5年以上定住すること (1) 県外からの移住 100万円 (2) 県外からの移住(三島市移住・就業支援補助金の交付決定を受けている場合) 50万円 (3) 県内他市町からの移住 20万円 ※新築の場合は、申請者又は配偶者の父母いずれかが三島市民であること (4) 中古住宅の取得者(市民) 20万円 ※その他にも要件あり	三島住まい 推進室
	983-2750	
既存住宅診断事業 (インスペクション)	・三島市に存する専用住宅 ・売却する予定であること ・宅地建物取引業を営むものと専任媒介契約を締結していること ・住宅診断の結果を三島市中古住宅情報サイトに掲載することに承諾できる方	三島住まい 推進室
	専門家による無料の住宅診断を実施	983-2750

④設備の充実

スマートハウス設備導入費補助金	<p>以下の全てに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自ら居住、または居住する予定の市内の戸建住宅(賃貸住宅は除く)に対象設備を設置する方※設置されている市内の新築戸建住宅を購入する方を含む ・市町村税を滞納していない方 ・これまでに市から同種の対象設備に対する補助金の交付を受けたことがない方 	環境政策課
	<p>(1)住宅用太陽光発電システム 1万円/kW・上限4万円 ※最大出力の合計が10kW未満のもの ※家庭用リチウムイオン蓄電池システム、V2H充放電システムのいずれか又は両方と併せて設置する場合に限り補助対象</p> <p>(2)住宅用太陽熱利用システム 上限2万5千円 (3)家庭用燃料電池システム 上限5万円 (4)家庭用リチウムイオン蓄電池システム 上限5万円 (5)V2H充放電システム 上限5万円</p>	983-2647
生け垣づくり奨励事業	<ul style="list-style-type: none"> ・生垣の新設や、既設ブロック塀を生垣に替えようとする方 ・市内敷地内(道路に面している場所を含む隣接地との境)に配布後すぐに植栽できる方 	みどりと水のまちづくり課
	1m当たり3本以内、生垣の長さおおむね5m以上で20mを限度とし、申込み数量の苗木を交付	983-2642
屋上等緑化事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・屋上緑化事業 市内の建築物の屋上に1㎡以上の緑化区画を設置して緑化を行う方 ※屋根への緑化は対象外 ・壁面緑化事業 市内の建築物の壁面に植物を這わせて緑化を行う方 	みどりと水のまちづくり課
	<p>(1)屋上緑化事業 補助対象経費の額と1㎡当たり2万円に緑化面積を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の1/3以内(限度額50万円)</p> <p>※補助対象経費は緑化区画の造成、防根設備及びかん水設備の工事費、土壌・植物等の購入費、植栽工事費</p> <p>(2)壁面緑化事業 補助対象経費の額と1㎡当たり2万円に緑化面積を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の1/3以内(限度額50万円)</p> <p>※補助対象経費はフェンスその他の補助資材の設置費、土壌・植物等の購入費、植栽工事費、土壌改良工事費</p>	983-2643
合併処理浄化槽設置事業費補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道予定処理区域(市長が特に認めるものを除く。)以外の地域において、合併処理浄化槽を新設(自己所有の合併処理浄化槽が設置された住宅に居住している世帯に属する全ての方が市内転居する場合を除く)、又は単独浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えする方 ・住宅用であること 	生活排水対策室
	<p>(1)5人槽 33.2(41.4)万円、7人槽 41.4(51.6)万円、10人槽 54.8(68.4)万円</p> <p>※(1)内は単独浄化槽から設置替えの場合 (2)設置替えの流入管きよ及び放流管きよの工事費 上限30万円</p>	983-2662

し尿浄化槽廃止に対する補助金	<ul style="list-style-type: none"> 市税、下水道事業受益者負担金・分担金を滞納していない方 下水道供用開始から3年以内に工事が完了すること 建物が個人(法人を除く)の所有で、事業用でない方 	下水道課
	浄化槽1か所につき5,000円	983-2662
水洗便所改造資金等融資斡旋利子補給金	<ul style="list-style-type: none"> 下水道供用開始から3年以内に工事が完了すること。 個人の住宅であること(法人は不可) 連帯保証人がいる方 市税、下水道事業受益者負担金・分担金を滞納していない方 印鑑登録証明を提出できる方 	下水道課
	1か所につき40万円以内(1人100万円以内)	983-2662
公共下水道低地私設汚水ポンプ設置費補助金	<ul style="list-style-type: none"> 低地で汚水ポンプ施設の設置以外の方法で汚水を排除することが困難な方 その建築物について最初に設置するもの 下水道供用開始から3年以内に工事が完了すること 市税、下水道事業受益者負担金・分担金を滞納していない方 建物の所有者又は占有者が法人以外であること 	下水道課
	設置費用の10/10の額以内で1,000円未満切り捨て	983-2662
雨水浸透・貯留施設設置費補助金	<ul style="list-style-type: none"> 市内に居住の用に供する住宅を所有している方又はその占有者で、当該住宅に雨水浸透・貯留施設を設置する方 ※建設予定のものを含む ※占有者の場合は雨水浸透・貯留施設を設置することについて当該住宅の所有者の同意を得た方に限る 	みどりと水のまちづくり課
	(1) 雨水浸透施設 ア 雨水浸透施設A型(浸透トレンチ管型) 当該工事に要する経費の額又は6万円のいずれか少ない額 イ 雨水浸透施設B型 当該工事に要する経費の額又は5万円のいずれか少ない額 (2) 雨水貯留施設 ア 浄化槽転用型 工事に要する経費の1/2以内の金額又は8万円のいずれか少ない額 イ 簡易貯留型 設置に要する経費の1/2以内の金額又は5万円のいずれか少ない額	983-2643
⑤新婚・子育て		
移住・子育てリフォーム事業(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 次に掲げる者が発注するリフォーム工事 (1) 市外から移住してくる若い夫婦等 (2) 子育て世帯の世帯員 ※対象となる工事は、リフォームに要する費用が10万円以上のもの 	三島住まい推進室
	補助率 2/10(限度額:20万円) ※中古住宅の取得に伴うリフォーム工事の場合は補助率 2/10(限度額:30万円)を上記に上乗せ	983-2750

⑥高齢者、障害のある方		
介護保険の住宅改修	15 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ	介護保険課 983-2607
日常生活用具給付等事業(居宅生活動作補助用具)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する在宅の下肢、体幹機能障害等を有する者であって障害等級3級以上の者又は視覚障害2級以上の者 ・対象用具は障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの ・所得による給付制限あり ・事前に申請が必要 	障がい福祉課 983-2612
	住宅改修費用の9割を補助(限度額 50 万円) ※課税状況によって補助の更なる拡大あり	
日常生活用具給付等事業(火災警報器)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する在宅の療育手帳A又は身体障害者手帳2級以上の所持者がいる世帯で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯、又はそれに準じる世帯 ・対象用具は室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの ・所得による給付制限あり ・購入前に申請が必要 	障がい福祉課 983-2612
	購入費用の9割を補助(限度額1万 5500 円) ※課税状況によって補助の更なる拡大あり	
日常生活用具給付等事業(自動消火器)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する在宅の療育手帳A又は身体障害者手帳2級以上の所持者がいる世帯で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯、またはそれに準じる世帯 ・対象用具は室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの ・所得による給付制限あり ・購入前に申請が必要 	障がい福祉課 983-2612
	購入費用の9割を補助(限度額2万 8700 円) ※課税状況によって補助の更なる拡大あり	
日常生活用具給付等事業(聴覚障害者用屋内信号装置)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する在宅の身体障害者手帳聴覚障害2級以上の所持者で、日常生活上必要と認められる世帯 ・所得による給付制限あり ・対象用具は音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの ・購入前に申請が必要 	障がい福祉課 983-2612
	購入費用の9割を補助(限度額8万 7400 円) ※課税状況によって補助の更なる拡大	

家具転倒防止事業	<p>市内に居住する世帯で次の(1)～(4)いずれかに該当する世帯</p> <p>(1) 高齢者世帯 ア 満 65 歳以上の者(年度内に満 65 歳に達する者を含む。以下同じ。)のみで構成されている世帯 イ 満 65 歳以上の者及び満 18 歳未満の者(年度内に満 18 歳に達する者を含む。以下同じ。)のみで構成されている世帯</p> <p>(2) 世帯の構成員に次のアからキのいずれかに該当する者を含む世帯 ア 肢体障害1、2級 イ 視覚障害1、2級 ウ 肢体及び視覚の2以上の障害の複合により総合的に1、2級 エ 療育手帳の交付を受けている者 オ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 カ 介護保険法に基づく要介護認定又は要支援認定を受けている者 キ 難病医療費助成制度の支給認定を受けている者</p> <p>(3) ひとり親世帯のうち満 18 歳未満の者を扶養している世帯 (4) 上記(1)～(3)の条件を重複して構成されている世帯</p>	危機管理課
	<p>タンス、棚、テレビ、冷蔵庫等の重い家具及び家電製品5品までの固定費用を市が負担 ※ピアノ等の固定に特種な器具を必要とするものを除く ※取付け器具の費用は申請者負担</p>	983-2751
⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	16 ページ掲載の住居確保給付金と同じ	福祉総務課 983-2613

⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅	住宅政策課
	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施	983-2644
既存建築物耐震診断事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された建築物(木造住宅を除く)	住宅政策課
	耐震診断に要する費用と市の基準額とを比較して少ない額の 2/3 以内(限度額 200 万円)	983-2644
木造住宅の耐震改修事業(補強計画一体型)	昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された既存木造住宅の補強計画の策定と耐震補強工事を一体的に行う耐震評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上に補強する工事(ただし総合評点が 0.3 以上上がる工事に限る。)	住宅政策課
	100 万円/戸以内 ※65 歳以上の高齢者等のみ世帯又は障害者などとの同居世帯については 120 万円/戸以内	983-2644
木造住宅除却助成事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された既存木造住宅のうち耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満と診断されたもので、地震に対して安全な構造とする旨の通知を受けているもの	住宅政策課
	除却に要する費用(限度額 30 万円)	983-2644
ブロック塀等耐震改修促進事業	市内のブロック塀等を除却及び建替する方で、除却については市内全域、建替については一部地域を対象とする	住宅政策課
	(1) 除却 ア避難路・避難地・通学路沿いの場合 除却費と、除却するブロック塀等の長さに1m当たり 20,000 円をかけた額を比較していずれか少ない額の 2/3 以内 イ上記以外の道路の場合 除却費と、除却するブロック塀等の長さに1m当たり 9,000 円をかけた額を比較していずれか少ない額の 2/3 以内(限度額:18 万円) (2) 建替 建替費と、建替するブロック塀などの長さに1m当たり 58,400 円をかけた額を比較して少ない額の 2/3 以内	983-2644
民間建築物吹付けアスベスト含有調査者派遣事業	吹付けアスベスト・吹付けロックウールが施工されている建築物	住宅政策課
	建築物石綿含有建材調査者を無料で派遣して含有調査を実施	983-2644
民間建築物吹付けアスベスト除去等事業	吹付けアスベスト等の除去・囲い込み・封じ込め等の飛散対策工事	住宅政策課
	吹付けアスベスト除去等工事にかかる事業費の 2/3 (限度額:120 万円/敷地)	983-2644
特定建築物耐震補強助成事業	・昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された建築物 ・災害時に重要な機能を果たす建築物又は災害時に多数の者に危険が及ぶ恐れのある建築物 ・敷地面積が 500 m ² 以上 ・床面積 1,000 m ² 以上(幼稚園等は 500 m ² 以上)で原則として地上3階以上の耐火又は準耐火建築物 ・特定行政庁の勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたもの	住宅政策課
	耐震改修に要する経費(免震工法 83,800 円/m ² 上限、その他工法 51,200 円/m ² 上限)の 23%の 2/3 以内(限度額 1,500 万円/棟)	983-2644

がけ地近接等危険住宅移転事業	次のいずれかの条件にあてはまる住宅 (1) 静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 (2) 静岡県建築基準条例第10条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和29年3月31日以前に建てられたもの (3) 県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅 (4) 上記(1)、(2)、(3)の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅	住宅政策課
	補助額については事前にご相談ください。	983-2644
緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業	・昭和56年5月31日以前に建築(着工)された建築物 ・緊急輸送道路・避難路沿いに存し、道路閉塞の恐れがある建築物 ・特定行政庁の勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたもの	住宅政策課
	耐震改修に要する経費(免震工法 83,800円/㎡上限、その他工法 51,200円/㎡上限)の23%の2/3以内(限度額 1,500万円/棟)	983-2644
感震ブレーカー設置事業費補助金	・自ら所有し、又は居住する三島市内の住宅に感震ブレーカーを設置する者※賃貸住宅にあつては、当該住宅の居住者に限る。 ・三島市内に新築する一戸建ての住宅に設置する者	危機管理課
	(1) 感震ブレーカーの購入及び設置工事に要する経費の2/3以内(限度額2万5千円) (2) 新築する住宅に設置する場合 1万円	983-2751
⑨被災者支援		
被災者住宅再建支援事業	18 ページ掲載の被災者住宅再建支援事業と同じ	福祉総務課 983-2610
被災者生活再建支援制度	18 ページ掲載の被災者生活再建支援制度と同じ	福祉総務課 983-2610
被災者自立生活再建支援事業	18 ページ掲載の被災者自立生活再建支援事業と同じ	福祉総務課 983-2610

富士宮市の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0544)
①新築・購入		
富士宮市富士ヒノキの家・宮クーポン事業	木材総使用量の20%以上の富士ヒノキを使用した新築住宅を対象に、宮クーポンを交付する	農業政策課
	一般世帯/25万円、子育て世帯/30万円、三世帯同居世帯/35万円分の宮クーポンを交付 更に森林認証材を使用した場合はそれぞれに5万円分を加算	22-1153
②リフォーム		
富士宮市住宅リフォーム(一般・子育て・三世帯同居)宮クーポン事業	市内に住宅を所有かつ現に居住しており、30万円以上(税込み)の住宅リフォーム工事(施行は市内事業者のみ)をされた方	商工振興課
	一般 :住宅リフォーム工事金額30万円以上(税込み)の場合。10万円分の宮クーポンを交付 子 育 て :住宅リフォーム工事金額30万円以上(税込み)、かつ未就学児童がいる世帯または妊婦がいる世帯の場合。15万円分の宮クーポンを交付 三世帯同居 :住宅リフォーム工事金額30万円以上(税込み)、かつ三世帯が新たに同居するためのリフォームの場合。20万円分の宮クーポンを交付	22-1295
③空き家、移住・定住		
移住定住奨励金	居住を目的に住宅を取得(新築又は購入)又は移住定住推進団体を介して空家住宅(一戸建てに限る)を賃借し、夫婦のいずれかが40歳以下(申請時)で世帯員全員が静岡県外(転入日の前日まで1年以上静岡県外に居住していた)から富士宮市に転入した若者世帯 ※詳細な補助要件はお問い合わせください。	企画戦略課
	【住宅を取得した場合】 首都圏からの移住 夫婦のいずれかが29歳以下の場合 160万円 夫婦のいずれかが34歳以下の場合 120万円 夫婦のいずれかが40歳以下の場合 100万円 県外からの移住 夫婦のいずれかが29歳以下の場合 80万円 夫婦のいずれかが34歳以下の場合 50万円 夫婦のいずれかが40歳以下の場合 40万円 【移住定住推進団体を介して空家住宅を賃借した場合】 首都圏からの移住 夫婦のいずれかが29歳以下の場合 110万円 夫婦のいずれかが34歳以下の場合 70万円 夫婦のいずれかが40歳以下の場合 50万円 県外からの移住 夫婦のいずれかが29歳以下の場合 60万円 夫婦のいずれかが34歳以下の場合 30万円 夫婦のいずれかが40歳以下の場合 20万円 +	22-1215

	<p><加算額></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども(中学生以下)1人につき 10万円(上限30万円) ・移住定住推進団体を介して移住した場合 10万円 ※首都圏…東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の1都3県 	
移住者首都圏通勤支援助成金	<p>「移住定住奨励金」対象者の内、年齢に限らず、首都圏(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の1都3県)からの移住世帯で、東海道新幹線「新富士駅」から首都圏(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県の1都3県)に通勤し、同駅周辺の駐車場を月極で賃借している方</p> <p>※詳細な補助要件はお問い合わせください。</p> <p>年度内に支払う駐車場使用料の額(上限10万円)</p>	<p>企画戦略課</p> <p>22-1215</p>
富士宮市空家等除却工事費補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・空家等、特定空家等又は不良空家の除却工事を行う方 ・空家等は、除却後の跡地を地域活性化のために利用するもの <p>除去工事費と基準額を比較し、少ない額の4/5(限度額50万円)</p>	<p>建築住宅課</p> <p>22-1163</p>
④設備の充実		
富士宮市ゼロカーボン推進設備等導入費補助事業	<p>富士宮市に居住する住宅又は居住を予定する住宅に設備を設置する人がゼロカーボン推進設備等を導入する場合に、導入費の一部を補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用太陽光発電システム:1kw当たり2万円 ・家庭用燃料電池(エネファーム):上限額10万円 ・定置用リチウムイオン蓄電池:上限額10万円 ・ビークル・トゥ・ホーム・システム:上限額10万円 ・クリーンエネルギー自動車:上限額5万円 ・HEMS:上限額1万円 ・ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス):上限額30万円 <p>受付期間:令和6年4月1日～令和7年1月31日 (ただし、予算額に達し次第終了)</p> <p>※その他詳細等については、市HPにてご確認ください。</p>	<p>環境企画課</p> <p>22-1131</p>
富士宮市浄化槽設置整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の公共下水道認可区域以外または上長貫農業集落排水処理施設の処理区域以外の区域、若しくは公共下水道認可区域であって一定期間下水道の整備が見込まれない区域(詳細は下水道課にて)において、処理対象人員10人以下の生活の本拠とする住宅に設置する者 <p>新設(住宅の新築など建築確認を伴うもの)、合併浄化槽の入れ替え</p> <p>5人槽 33万2000円、6人槽～7人槽 41万4000円 8人槽～10人槽 54万8000円</p> <p>設置替え(建築確認を伴わないもの)</p> <p>既設の単独処理浄化槽及び汲み取りから合併浄化槽に切り替えて設置する場合</p> <p>5人槽 60万円、6人槽～7人槽 69万5000円 8人槽～10人槽 91万6000円</p>	<p>下水道課</p> <p>22-1173</p>
⑤新婚・子育て		
結婚新生活支援補助金	<p>利用の条件</p> <ol style="list-style-type: none"> ①申請の日の属する年度の前年度の1月1日以後に婚姻届を受理された、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下かつ夫婦の前年の所得の合計額が500万円未満の世帯。 ②夫婦がいずれも補助金の交付を受けた日から1年を超えて市内に定住する意思があること。 ③夫婦が他の同種の補助を受けていないこと。 <p>※その他、申請にあたっては諸条件があります。</p>	<p>企画戦略課</p>

	<p>補助対象 婚姻に伴う住宅取得費用または住宅改修費用、住宅賃借費用、引越費用。 (新規の住宅購入費、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕・増築・改築等の費用のうち工事業者に支払った費用、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料、引越業者又は運送業者に支払った費用)</p> <p>補助額等 ①婚姻日における年齢がいずれも満34歳以下の世帯 ：上限60万円 ②上記以外の世帯：上限30万円</p>	22-1215
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険の住宅改修	15 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ	高齢介護支援課 22-1141
日常生活用具給付等事業	<p>下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)の方で、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が3級以上の方(特殊便器への取替えは、上肢2級以上の方)、視覚障害2級以上の方又は同程度の障がいをもつ難病患者等</p> <p>用具の購入費及び改修工事費(限度額 20万円)</p>	障がい療育支援課 22-1145
⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	16 ページ掲載の住居確保給付金と同じ	福祉総合相談課 22-1561
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	17 ページ掲載の「わが家の専門家診断事業」と同じ	建築住宅課 22-1229
非木造住宅及び建築物の耐震診断事業	<p>昭和56年5月31日以前に建築(着工)された非木造住宅及び住宅以外の建築物の所有者が行う耐震診断</p> <p>1棟ごとに、事業に要する経費と市が定める基準額とを比較し、いずれか少ない額の2/3以内(限度額240万円)</p>	建築住宅課 22-1229
木造住宅の耐震改修事業(補強計画一体型)	17 ページ掲載の「木造住宅の耐震改修事業(補強計画一体型)」と同じ	建築住宅課 22-1229
木造住宅の建替え・除却事業	<p>昭和56年5月31日以前に建築(着工)された木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満であるものの建替工事又は除却工事</p> <p>1戸ごとに事業に要する経費の23/100(限度額30万円)</p>	建築住宅課 22-1229
ブロック塀等の安全確保事業	<p>【除却事業】 道路又は避難路沿い ブロック塀等の除却に要する経費と、塀等の長さ1mにつき9千200円を乗じた額を比較していずれか少ない額の3/4以内(限度額20万円) 緊急輸送路又は避難地沿い ブロック塀等の除却に要する経費と、塀等の長さ1mにつき9千200円を乗じた額を比較していずれか少ない額の9/10以内(限度額30万円)</p> <p>【建替え事業(除却+設置)】 避難路又は避難地沿い ○除却 ブロック塀等の撤去に要する経費と、塀等の長さ1mにつき9千200円を乗じた額を比較していずれか少ない額の3/4</p>	建築住宅課 22-1229

	<p>以内(限度額 20 万円)</p> <p>○フェンス等設置 フェンス等の設置に要する経費と、フェンス等の長さ1mにつき3万 8400 円を乗じた額を比較していずれか少ない額の 1/3 以内(限度額 16.6 万円)</p> <p>○生垣設置 生垣の設置に要する経費と、生垣の長さ1mにつき3万 8400 円を乗じた額を比較していずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 33.3 万円)</p>	
生垣設置事業	道路に沿って新たに生垣を設置する事業	建築住宅課
	事業に要する経費と、生垣の長さ1mにつき3万 8400 円を乗じた額を比較していずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 16.6 万円)	22-1229
生垣づくり事業	住宅用地の周囲で公園及び避難地に沿って新たに生垣を設置する事業	建築住宅課
	事業に要する経費と、生垣の長さ1mにつき3万 8400 円を乗じた額を比較していずれか少ない額の 1/2 以内(限度額 10 万円)	22-1229
民間建築物吹付けアスベスト対策事業	(1)含有調査 施工されている吹付け建材について行うアスベストの含有の有無に係る調査	建築住宅課
	(2)除去等 建築物の吹付けアスベストの除去、封じ込め、囲い込み又は吹付けアスベストが施工されている建築物の除去	22-1229
がけ地近接危険住宅移転事業	(1)含有調査 アスベスト含有調査に係るにかかる事業費の 10/10 以内	建築住宅課
	(2)除去等 アスベスト除去等にかかる事業費の 2/3 以内(限度額 60 万円/敷地)	
	次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市長が是正勧告を行ったもの	
	(1)静岡県建築基準条例第3条の規定により県知事が指定した災害危険区域	22-1229
	(2)静岡県建築基準条例第 10 条の規定により建築を制限している区域	
	(3)土砂災害防止法第 9 条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域	
	建物除去費補助 97 万 5000 円(除却費用に対する一部補助)	危機管理局
	敷地造成費補助 60 万 8000 円(借入金利子に対する一部補助)	
	建物建設費補助 465 万円(")	
	土地取得費補助 206 万円(")	
感震ブレーカー設置事業	補助の対象となる者は、市内に住宅を所有し、又は居住している個人で次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、賃貸住宅にあつては、当該住宅の居住者に限る。	22-1319
	(1)分電盤タイプ(内蔵型)を既存の分電盤に替えて設置しようとする者	
	(2)分電盤タイプ(後付型)を既存の分電盤に設置しようとする者	
	感震ブレーカーの購入及び設置工事に要する経費の 2/3 以内(限度額2万5千円)	

伊東市の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0557)
① 新築・購入		
木造住宅建替助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・現在居住する住宅(昭和 56 年5月 31 日以前に建築したもの)を解体し、同一敷地等に木造軸組住宅を新築し、その住宅に居住すること ・新築工事額(解体を除いた工事額)が、500 万円以上(消費税抜)で、助成対象工事として決定を受けた後、指定期限内に完了する工事 ・助成の対象となる新築住宅の所有者で市税等完納者 ・施工業者は、市内に本社又は本店が登記されている法人及び本市に納税申告している個人事業者で、3年以上の営業実績をもち、市税等を完納している業者 	産業課
	工事額(消費税抜)が、500 万円以上 700 万円未満の場合は、工事費(消費税抜)の 10%、700 万円以上の場合は、70 万円を助成	32-1734
② リフォーム		
住宅リフォーム振興助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・伊東市民で、現に市内に居住している方 ・リフォームする住宅の所有者の方で市税等完納者 ・対象となる工事は、リフォーム工事費が 10 万円以上(消費税抜)で助成対象工事として認定を受けた後に着工し、指定期限内に完了する工事 ・施工業者は、市内に本社又は本店が登記されている法人及び本市に納税申告している個人事業者で、市税等を完納している業者 	産業課
	工事費(消費税抜)が、10 万円以上 100 万円未満の場合は、工事費(消費税抜)の 10%、100 万円以上の場合は、10 万円を助成	32-1734
③ 空き家、移住・定住		
移住定住促進住宅改修支援事業補助金	<p>(補助対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入した日の前日まで5年以上継続して本市の住民基本台帳に記録されていない方 ・令和6年4月1日以降に本市の住民基本台帳に記録された移住者のうち、移住後1年未満の方(第10条に規定する完了報告書提出時までには本市の住民基本台帳に記録された者を含む。) ・伊東市暴力団排除条例(平成24年伊東市条例第19号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者ではない方 ・移住する直前に住所を有していた市区町村において、直近の1年度に市区町村税を滞納していない方 <p>(補助対象事業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己の居住のために市内の住宅を取得し、改修等を行うものであること。(補助金の交付は、1戸に対して1回を限度。) ・住宅の改修に要する経費のうち、水道、ガス、電気設備、台所、トイレ、風呂、内装、外装、屋根の改修費、改築、増築及び減 	企画課

	<p>築等の工事又は修繕に要する経費等の総額が100万円以上(消費税及び地方消費税を除く。)であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住の用に供する箇所の改修であること。 ・国、県その他地方公共団体等から本事業に類する補助その他の助成を受けていないものであること。 	
	補助金額 15 万円	32-1062
④設備の充実		
家庭用新エネルギー及び省エネルギー機器導入支援事業補助金	<p>住宅に新エネルギー又は省エネルギー機器を設置又は自家用電気自動車を新規購入する方、補助対象機器が設置されている建て売り住宅を購入する方</p> <p>太陽光発電システム(4万円) 家庭用燃料電池システム(エネファーム) (4万円) リチウムイオン蓄電池システム(5万円) 家庭用エネルギー管理システム(HEMS) (1万円) 電気自動車(5万円)</p>	環境課 32-1374
浄化槽設置費補助金	<p>市の住民基本台帳に記載されており、規定する区域でみなし浄化槽(単独)を浄化槽(合併)に切替設置する方 ※ただし、利用される方の状況により補助の対象とならない場合がありますので、詳細はお問い合わせください。</p> <p>浄化槽設置工事 5人槽:25 万円～41 万4千円 6～7人槽:30 万円～51 万6千円 8～10 人槽:40 万円～68 万4千円 宅内配管工事 10 万円</p>	下水道課 32-1281
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険の住宅改修	(P15 参照)	高齢者福祉課
	<p>原則として対象経費の9/10(限度額 18 万円) ただし、一定以上の所得のある人は対象経費の8/10(限度額 16 万円)、特に所得が高い人は対象経費の7/10(限度額 14 万円)</p>	32-1563
日常生活用具給付事業	(P16 参照)	社会福祉課 32-1533
⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	(P16 参照)	福祉事務所 32-1536
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	(P17 参照)	建築住宅課 32-1763
既存建築物耐震性向上事業	<p>昭和 56 年5月 31 日以前に建築及び工事中であった木造住宅以外の既存建築物の所有者等が行う耐震診断 1棟ごとに当該事業に要する経費と別に定める基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内(限度額 200 万円)</p>	建築住宅課 32-1763
木造住宅耐震改修助成事業(補強工事)	<p>(P17 参照) 1棟ごとに、当該事業に要する補強工事費(補強計画作成費を除く。)と100 万円(65 歳以上の者のみが居住する住宅等にあつては120 万円)を比較し、いずれか少ない額</p>	建築住宅課 32-1763
木造住宅耐震改修助成事業(除却補強工事)	<p>昭和 56 年5月 31 日以前に建築及び工事中であった既存木造住宅で、評点が1.0未満のもの除却工事 除却工事費の23%と83 万 8000 円を比較し、いずれか少ない額</p>	建築住宅課 32-1763

ブロック塀等除去改良事業	(P18 参照) (除却工事) 工事費と塀の長さ1mにつき 9000 円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の1/2以内(限度額 10 万円) (改良工事) 工事費と塀の長さ1mにつき3万 8400 円を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額の1/2以内(限度額 16 万円)	建築住宅課 32-1763
がけ地近接危険住宅移転事業	次のいずれかの条件にあてはまる住宅 (1)静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域に建っている住宅 (2)静岡県建築基準条例第 10 条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和 29 年3月 31 日以前に建てられたもの (3)県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅 (4)上記(1)、(2)、(3)の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅	建築住宅課
	建物除去費補助 97 万 5000 円(除去費用の一部補助) 敷地造成費補助 60 万 8000 円(借入金利子の一部補助) 建物建設費補助 465 万円(") 土地取得費補助 206 万円(")	32-1763

富士市の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0545)
①新築・購入		
市民ゼロカーボンチャレンジ補助金(『ZEH』の導入)	市内に自ら居住する予定の新築一戸建て住宅(建売住宅・二世帯住宅を含む)であり、BELSにおける『ZEH』以上の評価書を提出できること。 5万円(市内に本社がある事業者が施工した場合は10万円)。	環境総務課 55-2902
富士地域材使用住宅取得費補助金	<ul style="list-style-type: none"> 自ら居住するために、富士市内で「富士地域材」を使用した木造住宅を取得(新築、増築、建売住宅の購入)すること。 富士市内に事業所を有する建築士、大工、工務店などによって建築されたものであること。 住居部分の延べ床面積が、80㎡以上であること。 補助額 1棟あたり30万円	富士市地域材利用推進協議会 35-5339 林政課 55-2783
②リフォーム		
在宅テレワーク対応リフォーム支援補助金	<ul style="list-style-type: none"> 本人又は同居の家族が自宅でテレワークを行うためにリフォーム工事を行う方 週1日以上頻度で継続的に在宅テレワークを行う方 既存住宅(戸建て住宅、併用住宅、共同住宅)であること。 (1)在宅テレワークに対応するための工事費の2分の1【必須】 (2)在宅テレワークを円滑に行うための工事費の3分の1 ただし、(2)の工事費は、(1)の工事費を上限とする。 補助金額は①+②(上限50万円)	住宅政策課 55-2814
市民ゼロカーボンチャレンジ補助金(断熱窓の改修)	市内住宅において、居室及び非居室いずれも1室以上を断熱窓に改修すること。 改修した窓1か所あたり1万円(上限5万円)。	環境総務課 55-2902
市民ゼロカーボンチャレンジ補助金(LED照明への改修)	既存住宅のLED以外の照明機器をLEDに改修し、改修するLEDは、タイマー、明るさセンサ、人感センサのいずれかにより調光制御する機能を有すること。 補助対象経費の2分の1(上限13万円)。国費を財源とする補助金の併用は不可。	環境総務課 55-2902
市民ゼロカーボンチャレンジ補助金(高効率給湯器への改修)	<ul style="list-style-type: none"> 既存住宅の給湯器をエネファーム、エコキュート、ハイブリッド給湯器に改修すること。 エコキュート、ハイブリッド給湯器については、改修により温室効果ガス排出量を30%以上削減できること。 エネファームは補助対象経費の2分の1(上限55万円)、エコキュート及びハイブリッド給湯器は補助対象経費の2分の1(上限23万円)。国費を財源とする補助金の併用は不可。	環境総務課 55-2902
③空き家、移住・定住		
空き家リフォーム支援補助金交付制度	<ul style="list-style-type: none"> 富士市空き家バンクに登録されている空き家の賃貸人、賃借人、売却者、購入者であること。 水道・ガス・電気設備の改修工事、台所・トイレ・風呂の改修工事、内装・外装・屋根の改修工事のいずれかを行うこと。 	住宅政策課

	(1)基本額 工事費等の1/2 上限80万円 (2)加算額(市外から転入の者)20万円、(仲介手数料)5万円 補助金額は(1)+(2)(上限100万円)	55-2814
空き家利活用支援補助金交付制度	・空き家を住宅以外に利活用するための改修工事等であること。(地域の活性化を目的とした以下のいずれかの施設) (1)地域活性化施設(地域交流、子育て・健康福祉支援、文化交流等) (2)地域活性化提案施設 上記以外で市が認めたもの ・概ね1年以上空き家である一戸建て住宅であること。 ・工事完了後、5年間事業を継続すること。 工事費の2/3((2)の場合は1/2) 上限100万円	住宅政策課
テレワーク移住アシスト(富士市先導的テレワーク移住者支援補助金)	テレワークの実施を機に県外から富士市へ転入した被雇用者又は個人事業主の方 住宅取得費、住宅賃借費(2か月分)、引越費用、通勤費用(2か月分)など 上限50万円	移住定住推進室 55-2930
子育て世帯Uターン支援補助金	過去、連続して3年以上富士市に居住経験がある、6歳未満の子または妊婦がいる子育て世帯で、令和6年4月以降に県外から富士市内に再転入した方。 住宅を賃貸する際の敷金、礼金、及び仲介手数料、引越費用、上限50万円	移住定住推進室 55-2930
④設備の充実		
市民ゼロカーボンチャレンジ補助金(自己所有による太陽光発電設備の導入)	市内住宅において自己所有の太陽光発電システムを導入すること。なお、導入した設備で発電した電力の30%を自家消費し、かつ固定価格買取制度(FIT)の認定を取得しないこと。 導入容量1kWあたり73,000円(上限729,000円)。国費を財源とする補助金の併用は不可。	環境総務課 55-2902
市民ゼロカーボンチャレンジ補助金(PPA契約による太陽光発電設備の導入)	市内住宅において、市に登録した企業グループとのPPA契約による太陽光発電システムを導入すること。 ※事業者を通じて間接的に補助金を交付します。 上限3万円	環境総務課 55-2902
市民ゼロカーボンチャレンジ補助金(蓄エネルギー設備の導入)	市内住宅において太陽光発電の電力を活用するために、家庭用蓄電池またはV2H対応型充電設備を導入すること。 5万円	環境総務課 55-2902
市民ゼロカーボンチャレンジ補助金(強制循環型太陽熱利用システムの導入)	市内住宅において、(一財)ベターリビングの認定を受けた強制循環型太陽熱利用システムを導入すること。 補助対象経費の2分の1(上限23万円)。国費を財源とする補助金の併用は不可。	環境総務課 55-2902
生け垣作り補助金制度	・住宅敷地の周囲に新たに生け垣作りをする方 ・市内に事業所、店舗、貸家等を所有し、その敷地の周囲のブロック塀等を撤去後これにかえて生け垣作りをする方	みどりの課
	【隣地との境界に接しているもの】 生け垣作りに要した経費、又は別に定める標準工事費のいずれか低い額の3分の1(千円未満切捨て) 限度額5万円 【道路との境界に接しているもの】 生け垣作りに要した経費、又は別に定める標準工事費のいずれか低い額の3分の2(千円未満切捨て) 限度額10万円	55-2793

雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金制度	<ul style="list-style-type: none"> 市内の敷地面積が 1000 m²未満の住宅(併用住宅及び共同住宅を含む)に雨水浸透・貯留施設を設置する方 雨水浸透施設の設置対象区域は、急傾斜地崩壊危険区域、砂防指定地及び法面の安定性を損なうおそれのある区域を除く。また、雨水の浸透効果が見込める場所であること 	河川課
	雨水浸透施設の内、A型は1基につき、限度額 10 万円 B型は1基につき、限度額 5 万円 (建築面積に応じて補助金対象基数に制限有り。) 雨水貯留施設は、住宅1棟につき1基。容量 200 リットル以上のものとする。限度額3万円	55-2834
浄化槽設置費補助金制度	公共下水道予定処理区域外及び公共下水道予定処理区域内において、市長が必要と認める区域に自ら居住する個人の住宅へ浄化槽を設置する方	生活排水対策課
	5人槽 33.2 万円～、7人槽 41.4 万円～、10 人槽 54.8 万円～ (建築行為を伴わず、単独浄化槽又はくみ取り便槽から設置換えする場合は、補助金額の上乗せ有り。)	67-2850
⑤新婚・子育て		
多世代同居・近居支援奨励金	多世代で新たに同居・近居するための住宅取得またはリフォーム工事をする者。(下記の(1)、(2)のいずれも満たす者) (1)次のア～ウのいずれかの組み合わせで新たに同居・近居すること。 ア「小学生以下の子を養育する者」と「その親」 イ「65 歳以上の者」と「その子」 ウ「65 歳以上の者」と「その孫」 (2)奨励金受領後、多世代同居・近居の状態を10年以上継続すること。	住宅政策課
	住宅の取得または改修に係る経費の2分の1(上限 30 万円)	55-2814
「はぐくむ FUJI」結婚新生活支援補助金	<ul style="list-style-type: none"> 申請日の属する年度の前年度の1月1日以後に結婚又はパートナーシップ宣誓し、婚姻日又はパートナーシップ宣誓制度の宣誓日における夫婦等のいずれかの年齢が 39 歳以下で、夫婦等の前年の所得合計額(同年中に奨学金の返済額がある場合は、当該額を控除した額)が、500 万円未満の世帯 夫婦等がいずれも補助金の交付を受けた日から1年を超えて市内に定住する意思があること など 	福祉総務課
	申請日の属する年度の4月1日から申請日までに結婚等を機に支払った住宅取得費用、住宅改修費用、住宅賃借費用、引越し費用 (1)夫婦等の年齢がともに 29 歳以下の世帯 上限 60 万円 (2)市外から転入した方が婚姻等をした世帯 上限 50 万円 ※どちらか一方の転入でも可 (3)市内に居住する方同士で婚姻等をした世帯 上限 35 万円 (4)夫婦等のいずれかの年齢が 39 歳以下の世帯 上限 20 万円	55-2757
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険の住宅改修	15 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ	介護保険課
		55-2766

日常生活用具給付等事業	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有するものであって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えは、上肢障害2級以上の者)又は視覚障害者2級以上の者。 ・障害者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。ただし、新築または増築工事は除く。 	障害福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> (1)市民税課税世帯:工事費用の9割(基準額 20 万円) (2)市民税非課税世帯、生活保護受給世帯:工事費用の全額(基準額 20 万円) 	55-2911
多世代同居・近居支援奨励金(再掲)	<p>多世代で新たに同居・近居するための住宅取得またはリフォーム工事をする者。(下記の(1)、(2)のいずれも満たす者)</p> <p>(1)次のア～ウのいずれかの組み合わせで新たに同居・近居すること。</p> <p>ア「小学生以下の子を養育する者」と「その親」 イ「65 歳以上の者」と「その子」 ウ「65 歳以上の者」と「その孫」</p> <p>(2)奨励金受領後、多世代同居・近居の状態を10年以上継続すること。</p>	住宅政策課
	住宅の取得または改修に係る経費の2分の1(上限 30 万円)	55-2814
⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	16 ページ掲載の住居確保給付金と同じ	富士市ユニバーサル就労支援センター 64-6969
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅	建築土地対策課
	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施	55-2791
木造住宅耐震補強事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された木造住宅及び同日において工事中であった木造住宅で、耐震診断の結果耐震評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上とする補強工事(ただし耐震評点を 0.3 以上上げるものに限る)	建築土地対策課
	補強計画一体型(補強計画+補強工事)※対象経費の 8 割以内 (1)一般世帯 限度額 100 万円 (2)高齢者世帯等 限度額 120 万円	55-2791
耐震シェルター及び防災ベッド設置事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された木造住宅及び同日において工事中であった木造住宅で、耐震診断の結果耐震評点が 1.0 未満のもの	建築土地対策課
	耐震シェルター 上限 12 万5千円(費用の 1/2 以内) 防災ベッド 上限 10 万円(費用の 1/2 以内)	55-2791
ブロック塀等耐震改修促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・撤去事業① 通学路・避難路等沿いの高さが 60 cmを超えるブロック塀等の撤去 ・撤去事業② 上記以外の道路沿いの高さが 60 cmを超えるブロック塀等の撤去 ・改善事業③ 通学路・避難路等沿いのブロック塀等の改善 	建築土地対策課

	<p>(1)撤去事業① 工事費と塀の長さ1mにつき2万円を乗じて得た額とで少ない額の 2/3 以内(限度額 26.6 万円/敷地)</p> <p>(2)撤去事業② 工事費と塀の長さ1mにつき9千 200 円を乗じて得た額とで少ない額の 1/2 以内(限度額 10 万円/敷地)</p> <p>(3)改善事業③ 工事費と塀の長さ1mにつき3万 8400 円を乗じて得た額とで少ない額の 2/3 以内(限度額 33.3 万円/敷地)</p>	55-2791
民間建築物吹付けア スベスト対策事業	<p>(1)含有調査 施工されている吹付け建材について、アスベスト含有の恐れがあるものの含有調査</p> <p>(2)除去等工事 吹付けアスベスト除去・囲い込み・封じ込め等の飛散対策工事</p>	建築土地対策課
	<p>(1)含有調査に要する費用の全額を補助(限度額は 25 万円/棟)</p> <p>(2)アスベスト除去等工事にかかる事業費の 2/3(限度額:60 万円/敷地)</p>	55-2791
既存建築物耐震性向 上事業	<p>昭和 56 年5月 31 日以前に建築された建築物又は同日において工事中であった建築物の補強計画・耐震診断(木造住宅以外)</p>	建築土地対策課
	<p>1棟ごとに、当該事業に要する経費と別に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内(診断は上限 300 万円)</p>	55-2791
がけ地近接危険住宅 移転事業	<p>次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市長が是正勧告等を行ったもの。</p> <p>(1)静岡県建築基準条例第3条の規定により県知事が指定した災害危険区域</p> <p>(2)静岡県建築基準条例第 10 条の規定により建築を制限している区域</p> <p>(3)土砂法第9条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域</p>	建築土地対策課
	<p>建物除去費補助 97 万5千円(除却費用に対する一部補助)</p> <p>敷地造成費補助 60 万8千円(借入金利子に対する一部補助)</p> <p>建物建設費補助 465 万円 (")</p> <p>土地取得費補助 206 万円 (")</p>	55-2791
家具固定推進事業	<p>・事業の対象世帯は、市内に住所を有し、自ら固定作業をすることが困難な世帯であり、以下のいずれかに該当する世帯とする。</p> <p>(1)満 65 歳以上の方のみで構成された世帯</p> <p>(2)以下の障害等のある方を含む世帯 身体障害者手帳1、2級(内部障害について腎臓機能障害と呼吸機能障害の方のみ対象)の交付を受けている方</p> <p>・療育手帳の交付を受けている方</p> <p>・介護保険法による要介護3,4,5に認定されている方</p>	防災危機管理課
	<p>1世帯4点まで たんす、食器棚、冷蔵庫、テレビ等の大型家具や電化製品 ※固定器具の取付け手数料は無料、固定器具代は自己負担</p>	55-2715

浸水住宅改良及び災害復興住宅建設等貸付金利息補給制度	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する方で住宅(マンションは除く)の浸水を防止するための住宅改良を行う方 ・災害救助法の適用を受けた災害、又は市長が認定した災害で住宅が滅失又は住宅に半壊、半焼その他これらに相当する程度以上の被害があると市長が認めた損害を受けた住宅の建設、購入、修繕を行う方、及び災害により損害を受けた住宅の修繕を行う方(経費 10 万円未満は除く。) 	住宅政策課
	(1)浸水住宅改良:金融機関が定める利率で5年以内利息補給 (2)建設、購入、修繕:融資実行日から5年間は住宅金融支援機構の災害復興住宅融資金利以内、6年目から10年目以内はその1/2以内の利息補給	55-2814
⑨被災者支援		
浸水住宅改良及び災害復興住宅建設等貸付金利息補給制度(再掲)	上記と同じ	住宅政策課
		55-2814

御殿場市の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0550)
① 新築・購入		
経済対策助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 市内に市民が自己所有している住宅で、新型コロナウイルス感染症対策または防災・省エネ等の工事内容が含まれている新築・改築・リフォーム（50万円以上）。 御殿場市商工会の市内会員建設関連事業者と請負契約を締結し、助成対象工事を行うこと。なお、申請は着工前となる。 	商工振興課
	工事代金の10%の額（上限100万円） ※助成金額により半額または全額を商品券で支給	82-4683
③ 空き家、移住・定住		
空き家活用改修等補助事業	<ul style="list-style-type: none"> 市の空き家バンクに登録されている空き家を購入した、移住者（本市に1年以上住んでおらず、購入した空き家に5年以上居住する者）又は持ち家の無い者（居宅、共同住宅等を所有していない者）が行う空き家に係る工事 	建築住宅課
	(1) 移住者※ 空き家の改修及び改築等のための除却に係る工事 最大50万円 (2) 持ち家の無い者 空き家の改修に係る工事 最大50万円 ※中学生未満の子がいる他市からの移住世帯は30万円の上乗せあり	82-4229
不良住宅除却補助事業	<ul style="list-style-type: none"> 構造又は設備が著しく不良であるため、居住することが不適当と判定された居宅の除却に係る工事 	建築住宅課
	最大30万円	82-4229
④ 設備の充実		
家庭用地域脱炭素移行促進設備等導入支援事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> 市内の住宅に補助対象機器を設置するか、これらの機器が設置された市内の新築の住宅を購入し、当該住宅に自ら居住する方 	環境課
	(1) 太陽光発電システム（10kW未満） 3万円または5万円 (2) 家庭用エネルギー管理システム 1万円（新築を除く） (3) 燃料電池給湯器（エネファーム） 5万円 (4) リチウムイオン蓄電池システム 3万円または5万円 (5) 太陽熱高度利用システム 2万円 (6) 戸建住宅高断熱化等施設 1万円 ※対象設備の導入条件を満たすと補助金とは別にデジタル地域通貨が付与されます。	83-1603

生け垣設置奨励金	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地の道路に面した箇所に設置するもので、3 m以上道路に面して生垣をつくる方 ・樹木は植栽後の高さが90cm以上あり、延長1 m当たり2本以上植え込み、支柱に結束すること ・玉物及び低木類を使用した場合には、植栽後の高さが40 cm以上であり、1 m当たり2本以上2列に植え込むこと ・高さが50cm以上のブロック塀等との併設でないこと ・道路後退線又は道路予定線から住居地側に設置すること ・道路拡幅等により、生垣補償されていないこと等 <p>※事前着工した場合は、対象になりません ※現場によっては、申請後に対象外になる場合があります 条件に該当するか不明な場合は事前にご相談ください</p>	公園緑地課
	延長1 m当たり3,000円(限度額6万円)	82-4226
浄化槽設置事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、公共下水道事業認可区域以外及び公設浄化槽整備事業特定地域以外の地域において、専用住宅に合併処理浄化槽を新設、又は建築確認を伴わない汲み取り便槽・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ設置替えする方 <p>※御殿場市浄化槽設置事業補助金交付要綱に基づき、対象外になる場合があります</p>	下水道課
	5人槽9(33)万円、7人槽10.8(41.4)万円、10人槽13.2(54.6)万円()内は汲み取り便槽、又は単独浄化槽から設置替えの場合	84-5111
⑥ 高齢者、障害のある方		
介護保険の住宅改修	15 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ	長寿福祉課 82-4134
日常生活用具給付等事業(住宅改修費)	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する者であって、障害等級3級以上の者(ただし特殊便器への取替えは、上肢障害2級以上の者)又は視覚障害2級以上の者。難病患者等にあたっては、下肢又は体幹機能に障害がある者。 ・障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの 	社会福祉課
	用具の購入費及び改修工事費(限度額20万円)	82-4238
身体障害者等住宅改造費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し、住民基本台帳に登録されている方 ・前年度分の世帯の生計中心者の合計所得金額が234万円を超えない世帯 ・身体障害者手帳の交付を受けた下肢機能障害者、体幹機能障害者又は視覚障害者で、障害程度が1から5級の方 	社会福祉課
	限度額：生活保護受給者又は生計中心者の市民税非課税(1・2級は30万円、3～5級：20万円)生計中心者の市民税課税(1・2級は27万円、3～5級は18万円)	82-4238

家庭内家具等転倒防止推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有し、住民登録のある世帯 (1) テレビ、冷蔵庫、タンス、本棚、食器棚等で転倒することにより生命の危険又は身体に障害を及ぼす可能性のある家具5台まで固定 (2) 申請者負担額 	危機管理課
	<ul style="list-style-type: none"> 1 台固定 2,100 円 (高齢者世帯等 630 円) 2 台固定 2,400 円 (高齢者世帯等 720 円) 3 台固定 2,700 円 (高齢者世帯等 810 円) 4 台固定 3,000 円 (高齢者世帯等 900 円) 5 台固定 3,300 円 (高齢者世帯等 990 円) <p>※高齢者世帯等とは、高齢者世帯(65歳以上の人のみで構成する世帯か、又はこれに18歳未満の者が同居する世帯)、障害者1・2級(同居)世帯、介護保険要介護3以上(同居)世帯、母子(父子)世帯をいう。</p>	82-4370
⑦ 住宅に困窮する方		
住居確保給付金	16 ページ記載の住宅確保給付金と同じ	社会福祉課 82-4239
⑧ 災害対策		
わが家の専門家診断事業	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅及び同日において工事中であった既存木造住宅 	建築住宅課
	<ul style="list-style-type: none"> 専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施 	82-4224
木造住宅耐震補強助成事業(補強計画一体型)	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評点が1.0未満のもので、補強計画の策定と耐震補強工事を一体的に行い、補強後の評点が1.0以上となる工事(ただし評点が0.3以上上がるものに限る) 	建築住宅課
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1棟ごとに工事に要する経費の8/10と100万円とを比較していずれか少ない額 (2) 高齢者等が居住する住宅にあっては、20万円を限度として加算 	82-4224
ブロック塀等耐震改修促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急避難路、避難路、通学路、避難地に面するブロック塀等の除却又は建替え ※道路の地盤面からの高さが60cmを超える危険なブロック塀等が対象(私道に面するブロック塀等は対象外) 	建築住宅課
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 除却事業 1敷地ごとに、当該事業に要する経費(既存ブロック塀の除却)と基準額とを比較して、いずれか少ない額の2/3以内の額とし、26万6000円を限度とする。(基準額:ブロック塀等の長さ1mにつき20,000円) (2) 建替え事業 1敷地ごとに、当該事業に要する経費(既存ブロック塀の除却から新設のフェンスの設置まで)と基準額とを比較して、いずれか少ない額の2/3以内の額とし、43万2000円を限度とする。(基準額:ブロック塀等の長さ1mにつき58,400円) 	82-4224

建築物等耐震診断事業	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された既存建築物及び同日において工事中であった既存建築物（既存木造住宅を除く） 	建築住宅課							
	1 棟ごとに、耐震診断に要する経費と別に定める基準額とを比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内の額	82-4224							
木造住宅除却助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評点 1.0 未満のものを、建替えをするために除却工事を実施する場合 	建築住宅課							
	1 棟ごとに、除却工事を行うために要する経費の 23% 以内の額とし、30 万円を限度とする	82-4224							
がけ地近接等危険住宅移転事業	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市長が是正勧告等を行ったもの (1) 静岡県建築基準条例第 3 条の規定により県知事が指定した災害危険区域 (2) 静岡県建築基準条例第 10 条の規定により建築を制限している区域 (3) 土砂法第 9 条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域 	建築住宅課							
	<table border="0"> <tr> <td>建物除去費補助</td> <td>97 万 5000 円 (※1)</td> </tr> <tr> <td>移転先の敷地造成費補助</td> <td>60 万 8000 円 (※2)</td> </tr> <tr> <td>建物建設費補助</td> <td>465 万円 (※2)</td> </tr> <tr> <td>移転先の土地取得費補助</td> <td>206 万円 (※2)</td> </tr> </table> <p>※1 除却費用に対する限度額 ※2 金融機関から資金を借り入れた場合における借入金利子（年利 8.5% を限度）に対する限度額</p>	建物除去費補助	97 万 5000 円 (※1)	移転先の敷地造成費補助	60 万 8000 円 (※2)	建物建設費補助	465 万円 (※2)	移転先の土地取得費補助	206 万円 (※2)
建物除去費補助	97 万 5000 円 (※1)								
移転先の敷地造成費補助	60 万 8000 円 (※2)								
建物建設費補助	465 万円 (※2)								
移転先の土地取得費補助	206 万円 (※2)								
防災ベッド設置助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築されたもの及び同日において工事中であったもの 耐震診断により算定された耐震評点が 1.0 未満のもの 地階を除く階数が 2 以下のもの 	危機管理課							
	<p>(1) 補助対象となる防災ベッドは平成 14 年度に静岡県が企業と共同で開発したものとする。</p> <p>(2) 市内の木造住宅に自ら居住する者（市税を滞納していない者に限る。</p> <p>(3) 補助額は防災ベッドの設置に要する費用（購入、輸送、組立及び付属品に係る費用を含む。）の 5 分の 4 の額とし、防災ベッド 1 台当たり 20 万円（ただし予算の範囲内で）を限度とする。（同一木造住宅内は 2 台を限度とし、補助額の千円未満の端数は切り捨てる。）</p> <p>(4) 防災ベッドは 1 階に設置しなければならない。</p>	82-4370							

裾野市の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (055)
① 新築・購入		
裾野市勤労者住宅 建設資金利子補給 制度	条件 以下の全てに該当する方 (1) 市内に自ら居住する住宅を新築、増改築又は土地・建物を購入する勤労者で市民税等を完納していること (2) 住宅の床面積 50～280 m ² 、宅地購入 330 m ² 以下(5年以内に建築)	産業振興部 産業観光スポーツ課
	対象限度額 1000 万円 利子補給率 年 0.5%利子補給(当初 10 年間) 40 年以内 申込み窓口 労働金庫裾野支店 Tel 055-993-8111	995-1857
④設備の充実		
裾野市浄化槽設置 整備事業補助金	条件 公共下水道事業計画区域以外の区域で、以下のいずれかに該当する方。 (1) 単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併浄化槽に付け替える方 (2) 老朽化に伴い合併浄化槽を入れ替える方 ※住宅の建築等に伴って浄化槽を設置する場合(建て替えに伴う入れ替えを含む)は補助の対象外となります。	環境市民部 生活環境課
	補助額等 5人槽から 10 人槽までで 17 万 7000 円～54 万 6000 円(人槽等により異なります)	995-1816
裾野市水洗便所改 造金融資斡旋利 子補給	条件 以下の全てに該当する方 (1) 下水道供用開始から3年以内に工事が完了すること。 (2) 個人の住宅であること。 (3) 融資金の償還能力を有し、かつ確実な連帯保証人がいる方 (4) 市税、受益者負担金等の滞納がない方	水道部 上下水道経営課
	融資限度額 改造工事に要した費用の範囲内において、1か所につき5万円以上 100 万円以内(1万円単位) 償還利率等 市長が指定する金融機関と契約した利率 償還期限 融資を受けた日の属する月の翌月から起算して 60 箇月以内	995-1836
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険居宅介護 (介護予防)住宅改 修費支給制度	15 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ	健康福祉部 介護保険課 995-1821
日常生活給付等事 業	条件 以下の全てに該当する方 (1) 以下のいずれかに該当する方 ア 下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)の方で、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が3級以上の方(特殊便器への取替えは、上肢障害2級以上の方) イ 視覚障害者2級以上の方。	健康福祉部 総合福祉課 障がい福祉係

	<p>※難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能に障害がある方。</p> <p>(2) 障害者の移動等を円滑にする用具を購入し、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。</p>												
	<p>補助額等 限度額 20 万円 回数 原則1回</p> <p>自己負担金 課税世帯の場合1割</p>	995-1820											
裾野市家具等転倒防止推進事業	<p>条件 以下のいずれかに該当する方</p> <p>(1) その属する世帯(門戸を一にして生活する者の単位をいう。以下同じ。)構成員がすべて 65 歳以上であるもの</p> <p>(2) その属する世帯が 65 歳以上若しくは 15 歳未満の者により構成されているもの</p> <p>(3) その属する世帯の構成員のいずれかが次のア又はイのいずれかの障害により障害者手帳の交付を受けているもの</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 肢体不自由 1級から4級まで</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 視覚障害 1級から4級まで</p> <p>(4) その属する世帯の構成員のいずれかが療育手帳の交付を受けているもの</p> <p>(5) その属する世帯の構成員のいずれかが精神障害者保健福祉手帳の交付を受けているもの</p> <p>(6) その属する世帯の構成員のいずれかが介護保険法(平成9年法律第 123 号)に基づく要介護認定又は要支援認定を受けているもの</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの</p>	環境市民部 危機管理課											
	<p>補助額等 家具等固定実施数は最大5台までとし、固定作業に要する取り付け費用が下記表の家具等の数による取り付け費用の一定額を超える場合は、その超えた額は申請者の負担とする</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>家具の数</th> <th>申請者の負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>取り付け費用の1万円を超える額</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>取り付け費用の1万2千円を超える額</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>取り付け費用の1万5千円を超える額</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>取り付け費用の1万8千円を超える額</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>取り付け費用の2万円を超える額</td> </tr> </tbody> </table>	家具の数	申請者の負担	1	取り付け費用の1万円を超える額	2	取り付け費用の1万2千円を超える額	3	取り付け費用の1万5千円を超える額	4	取り付け費用の1万8千円を超える額	5	取り付け費用の2万円を超える額
家具の数	申請者の負担												
1	取り付け費用の1万円を超える額												
2	取り付け費用の1万2千円を超える額												
3	取り付け費用の1万5千円を超える額												
4	取り付け費用の1万8千円を超える額												
5	取り付け費用の2万円を超える額												
⑦住宅に困窮する方													
住居確保給付金	16 ページ掲載の住居確保給付金と同じ	健康福祉部 総合福祉課											
	裾野市生活自立支援センター Tel 0120-088-205	995-1819											
⑧災害対策													
わが家の専門家診断事業	<p>条件 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅</p>	建設部 都市計画課											
	<p>補助額等 専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施</p>	995-1856											

裾野市木造住宅の耐震改修事業(補強計画一体型)	<u>条件</u> 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅で、耐震診断の結果耐震評点が 1.0 未満のものを補強計画を作成し、補強工事を行った後に 1.0 以上となる工事(ただし耐震評点が 0.3 以上上がるもの)	建設部 都市計画課
	<u>補助額等</u> 1棟ごとに事業費と 100 万円とを比較していずれか少ない額(耐震補強工事費の8割を限度) ただし、高齢者等が居住する住宅については当該事業に要する経費と 120 万円とを比較して、いずれか少ない額(耐震補強工事費の8割を限度)	995-1856
裾野市木造住宅の移転事業	<u>条件</u> ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された既存木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満であった既存建築物を除却し、耐震性のある住宅へ移転する事業 ・高齢者等世帯	建設部 都市計画課
	<u>補助額等</u> 1棟につき、事業費と 10 万円とを比較していずれか少ない額	995-1856
裾野市ブロック塀等耐震改修促進事	<u>条件</u> ・市内の道路等に面するブロック塀を撤去及び新設する方で、市内全域を対象 ・緊急輸送路等に面するブロック塀を撤去又は建替える方で、市内全域を対象	建設部 都市計画課
	<u>補助額等</u> <u>撤去事業</u> 事業に要する経費と撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり 9200 円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の2分の1以内とし、かつ1敷地につき 10 万円を限度とする <u>新設事業(生垣等設置事業)</u> 事業に要する経費の2分の1以内とし、かつ1敷地につき 7 万円を限度とする <u>緊急輸送路等に面するブロック塀等の撤去又は建替え事業</u> (1) 1事業に要する経費と撤去するブロック塀等の延長に1メートル当たり 2 万円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、かつ1敷地につき 26 万 6000 円を限度とする (2) 事業に要する経費とブロック塀等を建替える延長に1メートル当たり 5 万 8400 円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の3分の2以内とし、かつ1敷地につき 43 万 2000 円を限度とする	995-1856
裾野市建築物の耐震診断事業	<u>条件</u> 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物の耐震診断	建設部 都市計画課
	<u>補助額等</u> 耐震診断にかかる実費と市が定める基準額(床面積等により 1050 円～3670 円/㎡)を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内(上限 200 万円)	995-1856

裾野市建築物の補強計画策定事業	条件 ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された特定建築物で、補強前 I_s (構造耐震指標)/ E_t (静岡県構造耐震判定指標) < 1.0 のものを、補強後 $I_s/E_t \geq 1.0$ にする補強計画。 ただし次の要件のすべてを満たすもの (1)敷地面積 500 m^2 以上 (2)耐火又は準耐火建築物 (3)延べ床面積 1000 m^2 以上	建設部 都市計画課
	補助額等 補強計画作成に要する費用と市が定めた基準額(床面積の合計により 240 万円～600 万円)を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内	995-1856
裾野市非木造住宅の耐震診断事業	条件 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された非木造の住宅又はマンションの耐震診断	建設部 都市計画課
	補助額等 耐震診断にかかる実費と市が定める基準額(一戸建て住宅の場合は、一戸当たり 13 万 4000 円、マンションは、床面積等により 1050 円～3670/ m^2)を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内(上限 200 万円)	995-1856
裾野市建築物の耐震化事業	条件 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された特定建築物で、補強前 I_s (構造耐震指標)/ E_t (静岡県構造耐震判定指標) < 1.0 のものを、補強後 $I_s/E_t \geq 1.0$ にする補強工事。ただし次の要件のすべてを満たすもの (1)敷地面積 500 m^2 以上 (2)耐火又は準耐火建築物 (3)延べ床面積 1000 m^2 以上 (4)耐震改修促進法による耐震改修計画又は建築基準法による全体計画の認定を受けて耐震改修を行うもの	建設部 都市計画課
	補助額等 補助対象経費(補助対象経費とは、免震工法は 8 万 2300 円/ m^2 上限、その他の工法は 5 万 300 円/ m^2 上限)の 23%以内	995-1856
裾野市非木造住宅の耐震補強計画策定事業	条件 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された非木造住宅で、補強前 I_s (構造耐震指標)/ E_t (静岡県耐震判定指標値) < 1.0 のものを、補強後 $I_s/E_t \geq 1.0$ にする補強計画の作成	建設部 都市計画課
	補助額等 計画の作成に要する費用の 2/3 以内(上限 30 万円)	995-1856
裾野市非木造住宅の耐震化事業	条件 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された非木造住宅で、既成市街地に立地し、耐震改修促進法第 6 条第 3 号に規定される特定建築物を補強前 I_s (構造耐震指標)/ E_t (静岡県構造耐震判定指標) < 1.0 のものを、補強後 $I_s/E_t \geq 1.0$ にする耐震補強工事	建設部 都市計画課
	補助額等 補助対象経費の 23%以内(補助対象経費とは 3 万 4100 円/ m^2 上限)	995-1856
裾野市要安全確認計画記載建築物の補強計画策定事業	条件 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された緊急輸送ルート等沿道建築物で、補強前 I_s (構造耐震指標)/ E_t (静岡県構造耐震判定指標) < 1.0 のものを、補強後 $I_s/E_t \geq 1.0$ にする補強計画の作成	建設部 都市計画課

	<p>補助額等 補強計画作成に要する費用と市が定めた基準額を比較して、いずれか少ない額</p>	995-1856
裾野市要安全確認 計画記載建築物の 耐震化事業	<p>条件 昭和56年5月31日以前に建築された緊急輸送ルート等沿道建築物で、補強前 I_s (構造耐震指標) / E_t (静岡県構造耐震判定指標) < 1.0 のものを、補強後 $I_s/E_t \geq 1.0$ にする耐震改修、建替え又は除却工事</p>	建設部 都市計画課
	<p>補助額等 耐震補強工事に要する費用と市が定めた基準額を比較して、いずれか少ない額の 4/5 以内</p>	995-1856
裾野市がけ地近接 危険住宅移転事業	<p>条件 次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市長が是正勧告等を行ったもの (1) 静岡県建築基準条例第3条の規定により県知事が指定した災害危険区域 (2) 静岡県建築基準条例第10条の規定により建築を制限している区域 (3) 土砂法第9条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域</p>	建設部 都市計画課
	<p>補助額等 建物除去費補 97万5000円(除却費用に対する一部補助) 敷地造成費補 60万8000円(借入金利子に対する一部補助) 建物建設費補助 465万円 (") 土地取得費補助 206万円 (")</p>	995-1856

伊豆市の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0558)
①新築・購入		
移住定住促進補助金	市内で住宅(延床面積 80 m ² 以上)を購入した世帯 ・夫婦のいずれかが満 40 歳以下の世帯または中学生以下の子が同居する世帯 土地及び住宅を取得 上限 100 万円(住宅のみ 上限 50 万円) ・上記以外の世帯 土地及び住宅を取得 上限 30 万円(住宅のみ 上限 15 万円) ※購入した住宅に居住する小学6年生までの子ども1人につき 10 万円を加算	地域づくり課 74-3066
	③空き家、移住・定住	
老朽空家等除却支援事業補助金	補助対象区域内の空き家の解体をされる方 補助対象経費の 2 分の 1 以内、上限 50 万円	都市計画課 83-5206
空き家リフォーム補助金	空き家バンクに登録されている住宅を借りるまたは買われた方でリフォームされる方 リフォーム費用の2分の1以内、上限 50 万円	地域づくり課 74-3066
④設備の充実		
合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	下水道区域外の住宅で、合併浄化槽を設置される方 5人槽 332(415)千円、7人槽 414(517.5)千円、10人槽 548(685)千円 ()内は単独浄化槽から設置替えの場合	上下水道課 83-3901
汚水揚水ポンプ設置工事補助	低地で汚水ポンプ施設の設置以外の方法で汚水を排除することが困難な方 設置費用の 30%以内で対象工事費は 100 万円を限度	上下水道課 83-3901
住宅用再生エネルギー機器設置補助事業	伊豆市に住民登録があり、新規で蓄電池システムや太陽光発電システム+HEMS を設置しようとする方 一律 5万円 (太陽光発電システム及び HEMS の同時設置で 5万円の追加)	環境衛生課 72-9857
住宅用V2H充放電設備設置費補助事業	伊豆市に住民登録があり、新規でV2H充放電設備や太陽光発電システム+HEMS を設置しようとする方 一律 5万円 (太陽光発電システム及び HEMS の同時設置で 5万円の追加)	環境衛生課 72-9857
宅配ボックス購入費補助	住民登録があり、宅配ボックスを購入又は設置しようとする方 購入費等の2分の1以内、上限 5,000 円	環境衛生課 72-9857
⑤新婚・子育て		
結婚新生活支援事業補助金	婚姻され新生活を開始する方(ご夫婦の所得合わせて 500 万円未満で婚姻日における年齢が夫婦ともに 39 歳以下の方)	地域づくり課
	新居の購入費、賃料、引越費用、リフォーム費用等の合計額 1世帯あたり 30 万円(婚姻日における夫婦の年齢がいずれも 29 歳以下の場合は 60 万円)を上限	74-3066

⑥高齢者、障害のある方		
介護保険の住宅改修	15 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ	健康長寿課
	原則として対象経費の 9/10 (限度額 18 万円) ただし、一定以上の所得者は対象経費の 8/10 (限度額 16 万円) または、7/10 (限度額 14 万円)	74-0150
重度身体障害者日常生活用具給付等	障害認定を受けた方で日常生活に必要な補装具や生活用具の給付、住宅改修や自動車改造等をされる方	社会福祉課
	用具の購入及び改修工事費(限度額 20 万円)	72-9863
⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	16 ページ掲載の住居確保給付金と同じ	社会福祉課 72-9862
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅で耐震診断をされる方	都市計画課
	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施	83-5206
木造住宅耐震補強助成事業(補強計画一体型)	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅で耐震補強計画策定・耐震補強工事を一体となって実施される方	都市計画課
	耐震補強工事にかかった経費と 1,000,000 円(高齢者のみが居住する住宅等の場合は 1,200,000 円)を比較して少ない額	83-5206
ブロック塀等撤去・改善事業	住宅または事業所等から伊豆市地域防災計画に定める避難所および避難地等へ至る私道を除く経路に面するブロック塀を撤去または改善する工事	都市計画課
	撤去 経費と2万円/mの少ない額の 2/3 以内(上限 26 万 6000 円)	83-5206
	改善(フェンス等) 経費と 38,400 円/mの少ない額の 1/3 以内(上限 16 万 6000 円)	
耐震シェルター・防災ベッド設置事業費助成金	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された耐震診断の評点が 1.0 未満の既存木造住宅で、耐震シェルターや防犯ベッドを設置される方	都市計画課
	耐震シェルター 補助対象経費の 1/2 以内(限度額 12 万 5000 円) 防災ベッド 補助対象経費の 1/2 以内(限度額1基につき 10 万円)	83-5206
がけ地近接等危険住宅移転事業	土砂災害特別警戒区域等の危険区域の住宅の除去工事に係る経費	都市計画課
	危険住宅の除却等に要する経費(1戸当たり 97 万 5000 円を限度)	83-5206
狭あい道路拡幅整備事業	建築基準法第 42 条第2項該当の幅員4m未満の道路に接する土地の所有者で後退用地を市に寄附される方	都市計画課
	上限 150 万円(測量調査費 50 万円、工事費 50 万円、奨励金 50 万円)	83-5206

伊豆の国市の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号
②リフォーム		
環境配慮型リフォーム助成	市内業者を元請とし、20万円以上の環境負荷軽減リフォームをされる次の方 (1) 市内に住民登録(予定)している方の住宅 (2) 市内で事業を営む(予定)方の事業所等 <申請窓口> 伊豆の国市商工会 055-949-3090	商工課
	住宅:リフォーム金額の20%商品券で助成(上限30万円) 事業所等(商工会員):リフォーム金額の20%現金にて助成(上限30万円) 事業所等(非商工会員):リフォーム金額の20%現金にて助成(上限15万円)	055-948-1415
④設備の充実		
新エネルギー機器等導入事業費補助金	以下のすべてに該当する方 (1) 市内に自ら居住し、又は実績報告書提出までに居住する予定の市内の住居(賃貸借を除く)に新規で補助対象機器を設置しようとする方(補助対象機器が設置されている新築の住宅を購入する方を含む) (2) 過去に、市から同種の補助金等の交付を受けたことがない方 (3) 市税を滞納していない方 すべて対象機器設置費用の10/10以内	環境政策課
	・太陽光発電システム (太陽電池モジュールの公称最大出力とパワーコンディショナの定格出力を比較して低い方の出力1kwhにつき、2万円を乗じた額。上限6万円) ・家庭用燃料電池(エネファーム)(上限5万円) ・定置用リチウムイオン蓄電池システム(上限5万円) ・ビークル・トゥ・ホームシステム(V2H)(上限5万円) ・家庭用エネルギー管理システム(HEMS)(上限1万円)	0558-76-8002
生活扶助世帯に対する水洗便所等設置費補助金	処理区域内に住宅を所有し、その住宅に居住している生活扶助世帯が行う、以下のいずれかに該当する工事 (1) くみ取り便所を水洗便所に改造する工事 (2) し尿浄化槽を廃止し、公共下水道に接続する工事 19万2,000円	下水道課 055-948-2920
合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	公共下水道全体計画区域外の区域又は公共下水道全体計画区域内の区域であって、令和8年度までに公共下水道の整備が見込まれない区域 住宅用であること(別荘、マンション等は不可) 市税を滞納していない方	廃棄物対策課

	5人槽 16万6,000円以内(20万6,000円以内) 7人槽 20万7,000円以内(25万7,000円以内) 10人槽 27万4,000円以内(34万2,000円以内) ()内は単独処理浄化槽から切替えの場合	0558-76-8001
⑥高齢者、障害のある方		
障害者等の住宅改修費給付事業	障害者(児)の居宅生活動作等を円滑にするために行う小規模な住宅の改修に要する費用の給付制度 (対象者) 市内に住所を有し、以下のいずれかに該当する方 (1) 下肢機能の障害の程度が1級から3級までの者 (2) 体幹機能の障害の程度が1級から3級までの者 (3) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)の程度が1級から3級までの者 (4) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(上肢機能障害に限る。)の程度が1級及び2級の者(特殊便器の取付を行う者に限る。) (5) 視覚障害の程度が1級及び2級の者 (6) 上記に掲げるものと同程度の難病患者である者	障がい福祉課
	住宅改修に要した費用の額の100分の90に相当する額 非課税世帯においては100分の100 100分の90に相当する額が18万円を超えるときは18万円を限度額とする。非課税世帯は、限度額20万円	0558-76-8007
介護保険の住宅改修	15 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ	長寿介護課 0558-76-8009
⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	16 ページ掲載の住居確保給付金と同じ	福祉事務所 0558-76-8012
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅をお持ちの方へ専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による耐震診断を実施。 無料。	危機管理課 055-948-1482
木造住宅耐震補強助成事業(補強計画一体型)	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、精密診断を実施して補強計画を策定した上で、耐震補強をする工事。ただし、補強により耐震評点が0.3以上向上し、かつ、補強後の耐震評点が1.0以上となること。 耐震補強計画策定費及び工事費の80%と100万円(高齢者世帯は工事費の80%と120万円)とを比較して少ない額。	危機管理課 055-948-1482
ブロック塀等耐震化促進事業	ブロック塀等の撤去又は緊急輸送路、避難路、避難地等沿いに面するブロック塀等を安全な塀に改善する工事。 撤去事業: 事業に要する経費と市が定めた基準とを比較していずれか少ない額の2/3以内。10万円/1敷地までを限度とする。 改善事業: 事業に要する経費と市が定めた基準とを比較していずれか少ない額の1/3以内。25万円/1敷地までを限度とする。	危機管理課 055-948-1482
建築物耐震診断事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅以外の既存建築物に対する耐震診断。 事業に要する経費と市が定めた基準とを比較していずれか少ない額の2/3以内。	危機管理課 055-948-1482

建築物補強計画策定事業	次のいずれかの要件を満たす建築物であって、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものを、地震に対して安全な構造とするための補強計画を策定する。 (1)災害時に重要な機能を果たす建築物又は災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物であって、延べ床面積が1000㎡(幼稚園、保育所にあつては500㎡)以上であり、かつ、原則として3階以上であるなど倒壊した場合に周辺の市街地に及ぼす影響が大きく、地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁による勧告又は建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく指導を受けた建築物。 (2)静岡県耐震改修促進計画に規定する耐震診断義務付け対象道路(緊急輸送路等)沿いの既存耐震不適格建築物。	危機管理課
	事業に要する経費と市が定めた基準とを比較していずれか少ない額の2/3以内。 耐震診断義務付け対象道路にあつては、事業に要する経費と市が定めた基準とを比較していずれか少ない額の5/6以内。	055-948-1482
建築物耐震化助成事業	静岡県耐震改修促進計画に規定する耐震診断義務付け対象道路(緊急輸送路等)沿いの既存耐震不適格建築物で、耐震診断の結果を受け、耐震補強若しくは建替えにより地震に対して安全な構造とする工事又は全部を除却する工事。	危機管理課
	耐震診断義務付け対象道路沿いにあつては、事業に要する経費と市が定めた基準とを比較していずれか少ない額の4/5以内。	055-948-1482
耐震シェルター・防災ベッド設置事業	昭和56年5月31日以前に建築又は工事着手があつた現在居住している木造住宅で、耐震診断の総合評価の構造評点が1.0未満かつ耐震補強工事を行っていない住宅の1階部分に耐震シェルター又は防災ベッドのいずれかを設置するもの。 耐震シェルターについては65歳以上の高齢者のみで構成される世帯又は避難行動要支援者名簿記載者を含む世帯が住む住宅であること。	危機管理課
	(1)耐震シェルター 補助対象経費の1/2以内 (限度額12万5000円) (2)防災ベッド 補助対象経費の1/2以内 (限度額1基につき15万円)	055-948-1482
家庭内家具等固定推進事業	市内に住所を有し、以下のいずれかに該当する方 (1)65歳以上の者のみで構成されている世帯 (2)身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(障害の級別が1級又は2級の者に限る。)と同居する世帯 (3)療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けた者(障害の程度がAの者に限る。)と同居する世帯 (4)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(障害等級が1級又は2級の者に限る。)と同居する世帯 (5)介護保険法第7条第3項又は第4項に規定する要介護者又は要支援者と同居する世帯	危機管理課
	家具6台まで市が負担	055-948-1482

<p>がけ地近接危険住宅移転事業</p>	<p>現に居住している住宅であって、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次のいずれかに該当する区域が指定された際にその区域に存していた住宅若しくは建築工事中であった住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市長が各種法令に基づく是正勧告等を行ったもの (1)静岡県建築基準条例第3条の規定により指定した災害危険区域 (2)同条例第10条の規定により建築を制限している区域 (3)土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域</p>	<p>危機管理課</p>
	<p>危険住宅の除却等に要する経費:1戸当たり80万2000円を限度危険住宅に代わる住宅の建設又は購入をするために要する資金を金融機関等から借り入れた場合における当該借入金利息(年利率8.5パーセントを限度とする。)に相当する額:建物にあつては457万円、土地取得にあつては206万円、敷地造成にあつては59万7000円を限度。</p>	<p>055-948-1482</p>

函南町の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (055)
②リフォーム		
函南町商工会リフォーム助成事業	(1) 函南町に住民登録を有し、町税等を滞納していない町民 (2) リフォーム助成事業登録施工業者を利用し自己の居住する店舗、住宅等に関するリフォームを行う方 (3) 木造住宅の場合、昭和 56 年6月以降に建築され、又は工事に着手した住宅とする。ただし、昭和 56 年5月以前の住宅でも耐震診断を行い耐震性のある住宅及び耐震補強済の住宅は対象とする ※同一建物・同一申請者につき1回限りとする	函南町商工会
	工事費総額(税抜)5万円以上の 20%(上限 20 万円)	
④設備の充実		
雨水浸透施設・雨水貯留施設設置費補助金	町内の敷地面積が 1000 m ² 未満の住宅(併用住宅及び共同住宅を含む。)に雨水浸透・貯留施設を設置する方	都市計画課
	(1) 雨水浸透施設※敷地面積に応じ、補助対象基数に制限有り a A型: 当該工事に要する経費の額又は6万円のいずれか少ない額 b B型: 当該工事に要する経費の額又は5万円のいずれか少ない額 (2) 雨水貯留施設 ※住宅1棟につき1基かつ容量が 100ℓ以上 a 浄化槽転用型: 当該工事に要する経費の1/2以内の金額又は8万円のいずれか少ない額 b 簡易貯留型: 当該工事に要する経費の1/2以内の金額又は5万円のいずれか少ない額	979-8117
住宅用太陽光発電システム等設置事業費補助金	自ら居住し、又は居住する予定の町内の住宅に、太陽光発電システム・家庭用蓄電池システムを設置すること(システムが設置されている新築の住宅を購入する場合も含む)	環境衛生課
	(1) 住宅用太陽光発電システム 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計キロワット数に1万円を乗じた額(上限5万円) (2) 家庭用蓄電池システム 蓄電容量の合計キロワット時数に1万円を乗じた額(上限5万円)	979-8112
合併処理浄化槽設置事業費補助金	下水道計画区域外及び田代地区農業集落排水処理区域外に10人槽以下の浄化槽を設置する方(別荘は対象外)	環境衛生課
	5人槽 新設 17万7000円 設置替え 22万1000円 7人槽 新設 20万4000円 設置替え 25万4000円 10人槽 新設 25万8000円 設置替え 32万2000円	979-8112

生ごみ処理機設置費補助金	町内に居住のある方又は町内に店舗・事業所・事務所などがある方※町税を滞納していない場合に限る	環境衛生課
	補助対象機器(生ごみ処理機、コンポスト容器、ボカシ容器)の購入費の1/2又は3万円のいずれか少ない額 ※生ごみ処理機については1世帯1台まで	979-8112
省エネ家電購入費補助金	(1)個人 町内に自らが居住するための住宅に居住している方、共同住宅、併用住宅に居住している方(利用の回数が1ヶ月に1回以上ある別荘の所有者も含む。)	環境衛生課
	(2)事業者 町内に事務所を有する法人、個人事業主の方(共同住宅の大家も含む。)	979-8112
⑥高齢者や障害のある方		
家具転倒防止事業	65歳以上の一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯・障害者世帯等(自分自身かつ家族等にお願いできない方)	地域安全課
	町内委託業者により無料で家具転倒防止器具設置工事を実施	979-8102
介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給	要介護(要支援)認定を受けている在宅の方が、現に居住する住宅について、定められた種類の改修工事を行った時は住宅改修費を支給する	福祉課
	対象費用の9割、8割又は7割(限度額 20 万円)	979-8126
重度障害者等日常生活用具給付事業	(1)下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)を有する方で、障害等級3級以上の方。(ただし特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上)又は視覚障害2級以上のもの。難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能に障害があるもの。	福祉課
	(2)障害者又は障害児の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの 原則対象費用の9割(限度額 20 万円)	979-8126
重度身体障害者住宅改造費補助	(1)身体障害1、2級(下肢若しくは体幹又は視覚障害)の方	福祉課
	(2)前年分の所得税額 12 万円以下の世帯に属する方。ただし、定められた種類の改修工事に限る 対象経費の3/4以内(限度額 20 万円)	979-8126
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業		都市計画課
	17 ページ記載のわが家の専門家診断事業と同じ	979-8117

	住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る私道を除く経路 又は住宅から学校まで通学に使用する私道を除く経路	都市計画課
ブロック塀等耐震化 促進事業	(1)撤去事業 事業に要する経費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき 2万円を乗じた額とを比較して、いずれか少ない額の2/3以 内(限度額 26 万 6000 円/1敷地) (2)建替え事業 事業に要する経費と建替えをするブロック塀等の長さ1mに つき5万 8380 円を乗じた額とを比較して、いずれか少ない額 の2/3以内(限度額 59 万 9000 円/1敷地)	979-8117
建築物耐震診断事 業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築又は工事着手があった建築物 で木造住宅以外の住宅又はマンションの耐震診断	都市計画課
	1棟ごとに、事業に要する経費と町が定める基準額とを比較し て、いずれか少ない額の2/3以内	979-8117
耐震シェルター・防 災ベッド設置事業費 補助金	(1) 昭和 56 年5月 31 日以前に建築又は工事着手があった現 在居住している木造住宅で、耐震診断の総合評価の構造評 点が 1.0 未満かつ耐震補強工事を行っていない住宅の1階 部分に耐震シェルター又は防災ベッドのいずれかを設置す るもの (2)耐震シェルターについては、65 歳以上の高齢者のみで構成 される世帯又は避難行動要支援者名簿記載者を含む世帯 が住む住宅であること	都市計画課
	(1)耐震シェルター 補助対象経費の1/3以内(限度額8万 3000 円) (2)防災ベッド 補助対象経費の1/3以内(限度額1基につき 10 万円)	979-8117
木造住宅除却事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築又は工事着手があった空き家 を除く木造住宅の全てを撤去(耐震診断の結果評点が 1.0 未満 の住宅に限る。)	都市計画課
	事業に要する経費の 23%と1戸につき 30 万円とを比較して、 いずれか少ない額	979-8117
木造住宅の耐震改 修事業(補強計画 一体型)	昭和 56 年5月 31 日以前に建築又は工事着手があった木造住 宅で、耐震診断の結果 1.0 未満の耐震評点が、耐震補強工事 を行った後に 1.0 以上となり、かつ 0.3 以上となる補強計画の策 定及び耐震補強工事	都市計画課
	(1)一般世帯 限度額 100 万円 (2)高齢者等世帯 限度額 120 万円 計画と工事に要する経費の8割が限度	979-8117

<p>がけ地近接危険住宅移転事業補助金</p>	<p>次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、静岡県知事又は町長が是正勧告等を行ったもの</p> <p>(1) 静岡県建築基準条例第3条の規定により県知事が指定した災害危険区域</p> <p>(2) 静岡県建築基準条例第10条の規定により建築を制限している区域</p> <p>(3) 土砂法第9条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域</p> <p>(4) 土砂法第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、(3)の区域に指定される見込みのある区域</p> <p>(5) 事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域</p>	<p>都市計画課</p>
	<p>(1) 建物除却費補助 97万5000円</p> <p>(2) 敷地造成費補助 60万8000円</p> <p>(3) 建物建設費補助 465万円</p> <p>(4) 土地取得費補助 206万円</p>	<p>979-8117</p>

清水町の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (055)
④設備の充実		
家庭用蓄電池等設置費補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・次のいずれかの設備の設置であること。 (1)家庭用蓄電池システム (蓄電池の設置と併せて太陽光発電システムを設置、または既に太陽光発電システムが設置されていること。) (2)家庭用燃料電池コジェネレーション ・個人の住居専用の建築物への設置であること。 ・町に居住もしくは居住予定で町税等に滞納がないこと。 	暮らし安全課 生活環境係 981-8216
	<ul style="list-style-type: none"> (1)一律5万円 (2)一律4万円 	
水洗便所改造工事費補助制度	<ul style="list-style-type: none"> ・供用開始日から3年以内に下水道に接続する改造工事を行う方 ・町税、受益者負担金等の滞納がない方 	都市計画課 下水道業務係 981-8222
	改造工事に要した経費の6%以内(限度額3万円)	
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険の住宅改修	要介護(要支援)認定を受けている方が、現に居住する住所地の住宅について、定められた種類の改修工事を行った時は、住宅改修費を支給する(事前申請が必要です)。	福祉介護課 介護保険係 981-8213
	工事対象支給限度額 20 万円を上限として利用者負担分を除いた額	
障害者等日常生活用具給付等事業の住宅改修	<ul style="list-style-type: none"> ・満年齢 18 歳以上で下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動障害に限る。)を有する方で、身体障害者3級以上の方(ただし特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上)難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能に障害のある方 ・満年齢 18 歳未満で下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動障害に限る。)を有する学齢児以上の身体障害児で、身体障害者3級以上の方(ただし特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上) 	福祉介護課 障害福祉係 981-8204
	20 万円	
家具転倒防止事業	<ul style="list-style-type: none"> ・満 65 歳以上の方のみで構成されている世帯 ・障害等のある方(障害者手帳等の交付を受けている者)がいる世帯 ・母子家庭世帯 	暮らし安全課 防災対策係 981-8205
	無料で家具転倒防止金具を取り付け(1世帯当たり家具4品を限度)	

⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	(P16 参照)	清水町社会福祉協議会 981-1665
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された既存木造住宅 専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施	都市計画課 計画指導係 981-8225
木造住宅耐震補強助成事業(補強計画一体型)	<ul style="list-style-type: none"> ・補強計画策定及び耐震補強事業 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された、既存木造住宅(同日において工事中であった木造住宅を含む)で、耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満であった耐震評点が、耐震補強工事を行った後に 1.0 以上となり、かつ、評点が 0.3 ポイント以上となる補強計画の策定及び耐震補強工事 ・補強計画策定事業 耐震補強計画策定後にやむを得ず耐震補強工事を断念し、耐震補強計画の策定のみ実施(耐震シェルター若しくは防災ベッドを設置する高齢者世帯等) 	都市計画課 計画指導係
	<p>(1) 100 万円/戸以内(耐震補強工事費の 8 割が限度、高齢者世帯等※の場合は 120 万円/戸以内)</p> <p>※高齢者世帯等とは以下に示す世帯</p> <p>ア 65 歳以上の方のみが居住する世帯</p> <p>イ 身体障害者手帳(1 級又は 2 級)の交付を受けた者が居住する世帯</p> <p>(2) 1 棟ごとに、当該事業に要する経費と次に定める基準額とを比較していずれか少ない額の 10/10 以内</p> <p>ア 14 万 4000 円/戸(図面あり) (わが家の専門家診断事業未実施の場合 15 万 4000 円)</p> <p>イ 25 万 9000 円/戸(図面なし) (わが家の専門家診断事業未実施の場合 26 万 9000 円)</p>	981-8225
木造住宅建替助成事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された、既存木造住宅(同日において工事中であった木造住宅を含む)で、耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満であった既存建築物を建替えるために除却工事を実施する場合 事業に要する経費の 23%以内(限度額 40 万円)	都市計画課 計画指導係 981-8225
木造住宅移転事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された、既存木造住宅(同日において工事中であった木造住宅を含む)で、耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満であった既存建築物を除却し、耐震性のある住宅へ移転する場合 事業に要する経費(引越費用等)と 10 万円を比較して、いずれか少ない額	都市計画課 計画指導係 981-8225
ブロック塀等耐震改修促進事業	次のいずれかに該当すること。 (1)撤去事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する場合 (2)改善事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を県の耐震基準を満たした安全な塀等に改善する場合	都市計画課 計画指導係

	(1)撤去事業 事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき2万円を乗じた額のいずれか少ない額の2/3以内(限度額 26万6000円/1敷地) (2)改善事業 事業費と撤去するブロック塀等の長さ1mにつき3万8400円を乗じた額のいずれか少ない額の1/3以内(限度額 16万6000円/1敷地)	981-8225
民間建築物吹付け アスベスト対策事業 費補助金	町内にある民間建築物に吹付けられたアスベスト(綿状のもの)の除去、封じ込め、囲い込み又は建築物の除去(アスベスト対策部分に限る)の工事	都市計画課 計画指導係
	除去等に要する費用に2/3を乗じた額 (限度額 120万円、千円未満の端数は切捨て)	981-8225
建築物耐震診断事 業	昭和56年5月31日以前に建築又は工事中であった木造住宅以外の住宅又は建築物の耐震診断	都市計画課 計画指導係
	1棟ごとに、事業に要する経費と町が定める基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内(限度額 200万円、千円未満の端数は切捨て) (1)1,000㎡未満 1㎡当たり2,000円 (2)1,000㎡~2,000㎡ 1㎡当たり1,500円 (3)2,000㎡以上 1㎡当たり1,000円 (4)一戸建住宅 13万円/戸	981-8225
木造住宅耐震シェ ルター設置事業	昭和56年5月31日以前に建築された、木造住宅(同日において工事中であった木造住宅を含む。2階建て以下)で、耐震診断の結果1.0未満であったもの	都市計画課 計画指導係
	耐震シェルターの設置に要する経費(購入費、運搬費及び設置費に限る。)の1/2以内(一般世帯6万2000円、高齢者世帯12万5000円を限度)	981-8225
防災ベッド購入助成 事業	昭和56年5月31日以前に建築された、木造住宅(同日において工事中であった木造住宅を含む。)で、耐震診断の結果1.0未満であったもの	都市計画課 計画指導係
	防災ベッドの購入に要する費用(組立、輸送及び付属品にかかる経費を含む。)の1/2以内(20万円を限度)	981-8225
がけ地近接等危険 住宅移転事業補助 金	次のいずれかの区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、静岡県知事又は町長が是正勧告等を行ったもの。 (1)静岡県建築基準条例第3条の規定により県知事が指定した災害危険区域 (2)静岡県建築基準条例第10条の規定により建築を制限している区域 (3)土砂法第9条の規定に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域	都市計画課 計画指導係
	(1)建物除却費補助 80万2000円(除却費用に対する一部補助) (2)敷地造成費補助 59万7000円(借入金利子に対する一部補助) (3)建物建設費補助 457万円(借入金利子に対する一部補助) (4)土地取得費補助 206万円(借入金利子に対する一部補助)	981-8225

長泉町の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (055)
① 新築・購入		
勤労者住宅資金利 子補給制度	町内に住宅を建築、増改築し、又は宅地を購入する勤労者への利子補給。 申込みは労働金庫三島支店(Tel.055-973-9111)まで。	産業振興課
	利子補給対象額:1,500万円 利子補給率 0.50% 利子補給期間 10年	989-5516
③空き家、移住・定住		
空き家改修事業	空き家等情報バンクに登録された物件で、居住誘導区域内で1年以上空き家となった住宅の改修への補助(詳細な条件あり)	建設計画課
	補助上限額:100万円 子育て世帯又は転入世帯:上限 120万円 子育て世帯かつ転入世帯:上限 140万円	989-5520
住宅地供給促進事業	居住誘導区域内にある除却後に3区画以上(1区画 165㎡以上)宅地分譲することを前提とした既存建築物を除却する工事への補助	建設計画課
	除却工事の費用と基準額のうち少ない額の1/3(上限 200万円)	989-5520
長泉未来人定住応援事業	要綱に定める町で育った若者に対して、町に定住することを推進するため、奨励金を交付する	こども未来課
	大学等を卒業した者:30万円 短期大学、高等専門学校、専門学校を卒業した者:15万円	989-5573
定住のための新幹線通学支援	要綱に定める学生に対して、新幹線による通学定期券費用の一部の補助	こども未来課
	1ヶ月2万円(新横浜駅を利用する者:1万7000円)	989-5573
非居住住宅の除却にかかる土地の固定資産税減免制度	居住者がいない住宅を除却した土地に対する固定資産税の減免	税務課
	減免期間:3年間、減免額:住宅用地特例を受けなくなった税額と住宅用地特例を受けたものとして算出した税額の差額分相当	989-5508
④設備の充実		
サステナブル住宅支援事業	自己が所有し居住する住宅で、ZEHの認証を取得した者又は太陽光発電システム等を自らが設置、購入した者への補助。	くらし環境課
	それぞれ一律で、(1)ZEH:30万円、(2)ZEH+:40万円、(3)次世代ZEH+:50万円、(4)次世代HEMS:50万円、(5)太陽光発電システム:10万円、(6)家庭用蓄電池:10万円、(7)家庭用コージェネレーションシステム:10万円、(8)V2H充放電設備:5万円、(9)電気自動車、プラグインハイブリッド車:10万円 ※(9)は再生可能エネルギーから電気の供給を受け、(8)の設置を必須とし、新車に限る	989-5514

生垣設置事業費補助金	住宅の用に供している土地で、建築基準法上の道路等に面した場所に設置し、設置後の生垣が管理できる方への補助	工事管理課
	生垣の延長1mにつき6000円(限度額10万円)	989-5518
浄化槽設置補助	公共下水道計画決定区域外で生活の本拠となる住宅(店舗等併用を含む)のみなし浄化槽、くみ取り便槽から合併処理浄化槽へ設置換えする者への補助(詳細条件を要確認)	くらし環境課
	(1)5人槽 41万4000円(限度額)	989-5514
	(2)6~7人槽 51万6000円(限度額)	
(3)8~10人槽 68万4000円(限度額)		
⑤新婚・子育て		
子育て世帯家賃低廉化事業	住宅の確保に困窮する子育て世帯が入居する子育て世帯専用賃貸住宅の家賃を低廉化する賃貸人に対する補助	建設計画課
	家賃月額と4万円を比較していずれか少ない額に管理月数を乗じた額(補助額により最長20年)	989-5520
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険の住宅改修	15ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ	長寿介護課
		989-5511
日常生活用具給付等事業	基準に定められた障害のある方への動作補助用具の給付 基準額(20万円)の範囲内で、原則1割は自己負担(所得制限あり)	福祉保険課
		989-5512
重度身体障害者住宅改造費助成事業	基準に定められた障害のある方への住宅改造費の補助 対象経費3/4(限度額75万円、世帯の前年度所得により助成制限があります)	福祉保険課
		989-5512
重度身体障害者防災用具購入費助成事業	身体障害者手帳の交付を受け、常に就床を要する方への防災ベッド購入費の助成 対象経費のうち自己負担分1割を減じ、100円未満を切り捨てた額	福祉保険課
		989-5512
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	昭和56年5月31日以前建築の木造住宅の耐震診断	建設計画課
	経費負担なし(令和6年度末で終了します)	989-5520
木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事事業	昭和56年5月31日以前建築の木造住宅で耐震診断の評定が1.0未満の耐震評点が補強工事実施後に1.0以上となり、かつ0.3以上上昇する補強計画の策定及び耐震補強工事への補助 計画と工事に係る経費の4/5以内の額	建設計画課
	(1)一般世帯 限度額100万円 (2)高齢者等世帯 限度額120万円 ※条件によって、上限額に加算があります。 ※令和7年度末で終了します。	989-5520
木造住宅除却支援事業	昭和56年5月31日以前建築の木造住宅で耐震診断の評定が1.0未満の建物の除却への補助	建設計画課
	除却に係る経費の23%以内(上限30万円)	989-5520
既存建築物耐震性向上事業	昭和56年5月31日以前建築の非木造建築物の耐震診断	建設計画課
	事業経費と町が定める基準額を比較して少ない額の2/3以内(上限200万円)	989-5520
家具等転倒防止事業	要綱に定められた世帯に対する家具固定事業	地域防災課
	1世帯当たり1回限り、家具4品までを無料で固定	989-5505

小山町の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0550)
① リフォーム		
小山町民間賃貸住宅リフォーム助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に賃貸住宅を所有し、経営している方 ・町税等を滞納していない方 ・昭和 56 年6月 1 日以後に建築された住宅 ・申請時点で空室であり、改修後に入居募集をする住宅 ・子育て世帯や、立地企業の従業員向けに住宅の機能を高める改修工事 	おやまで暮らしそう課
	対象工事費用の1/3(千円未満切り捨て) アパート: 上限 10 万円 一戸建て: 上限 20 万円	
③空き家、移住・定住		
小山町空き家活用・流動化促進助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に定住することを目的に空き家を取得した方 ・町税等を滞納していない方 ・取得した空家の改修工事又は建て替え目的の解体工事 ・工事完了後、小山町に住民登録し5年以上居住すること 	おやまで暮らしそう課
	対象工事費用の1/2(千円未満切り捨て) 改修工事: 上限 30 万円(若者世帯※40 万円) 解体工事: 上限 50 万円(若者世帯※60 万円) ※若者世帯とは 18 歳未満のこどもがいる又は夫婦ともに 39 歳以下の世帯	
小山町移住・就業支援金	(P14 参照)	おやまで暮らしそう課 76-6159
④設備の充実		
小山町クリーンエネルギー機器設置事業助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・未使用品の補助対象機器を町内の住宅に設置、又は同機器の設置された町内の新築の住宅を購入した方で、当該住宅に自ら居住し、町税等に滞納がない方(対象機器) ・太陽光発電システム <ul style="list-style-type: none"> ※電力会社との太陽光発電設備の系統連系に伴う電力受給に関する契約を締結するもの ・太陽熱利用システム ・蓄電池 <ul style="list-style-type: none"> ※再生可能エネルギー発電機器と接続されているもの 	くらし環境課
	太陽光発電システム 5万円 太陽熱利用システム 2万 5000 円 蓄電池 5万円	
小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金交付制度	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道計画区域外に 10 人槽以下の浄化槽を設置する方 ・合併処理浄化槽からの入替設置は対象外(詳細は窓口まで) ・設置する建物が、専用住宅若しくは併用住宅(居住部分が1/2以上)であること(ただし別荘は対象外) ・町税等を滞納していない方 	くらし環境課

	5人槽 33万2000円 6～7人槽 41万4000円 8～10人槽 54万8000円	76-6130
⑤新婚・子育て		
小山町出産祝給付金	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月1日以降に出生した子の母または父で、①②のどちらかに該当し、町税等の滞納がない者。 ①当該児出生前1年以上小山町に居住し、申請時において、引き続き町内に居住する意思のある者。 ②当該児出生前1ヶ月以上小山町に居住しており、かつ持ち家(家族所有も含む)に住み、申請時において、引き続き居住する意思のある者 	健康増進課
	第1子10万円・第2子20万円・第3子30万円・第4子以降50万円	76-6668
小山町遠距離通学定期券購入助成金	<ul style="list-style-type: none"> ・小山町から鉄道乗車距離で片道50km以上となる通学をしている方 ・町税等の滞納の無い方 	おやまで暮らそう課
	通学定期券購入費の1/2(百円未満切り捨て) 上限10,000円/月	76-6159
小山町結婚新生活支援補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に結婚し、町内に住民登録をしている方 ・夫婦の合算所得が500万円未満で、町税等を滞納していない方 ・結婚を機に同居するための住宅を新たに購入又は賃借している方 ・新居の購入費・家賃・敷金・礼金・業者へ支払った引越費用など※ 	おやまで暮らそう課
	夫婦ともに39歳以下:上限30万円 夫婦ともに29歳以下:上限60万円 ※住宅手当や他の公的補助を受けた金額は除く	76-6159
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険の住宅改修	(P15参照)	長寿介護課 76-6669
日常生活用具給付事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小山町に住所を有する方。 ・下肢、体幹機能障害若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する方であって障害等級3級以上の方(ただし、特殊便器への取り替えは、上肢障害2級以上の方)又は視覚障害2級以上の方。難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能に障害がある方。 ・上記の方の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。 	社会福祉課
	補助額:20万円	76-6661
小山町高齢者住宅改修費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・小山町に住所を有し、かつ以下のすべてに該当する方 ・介護保険法による保険給付の対象とならない65歳以上の高齢者。 ・既存住宅の浴室、便所、玄関、廊下等の住宅設備を当該高齢者の生活に適するよう改修することにより、要介護状態になることを防止できると認められる方。 	長寿介護課
	対象経費の1/2以内(一戸につき1回限りかつ限度額10万円)	76-6669

⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	(P16 参照)	東部健康福祉センター 055-920-2078
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅 専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施	都市整備課 76-6137
小山町木造住宅耐震補強助成事業(計画工事一体型)	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅で、耐震性を向上させるために補強計画と補強工事を一体的に行い、耐震診断の評点が、1.0 未満のものを 1.0 以上に補強する工事 (耐震補強後に評点が 1.0 以上となり、かつ評点が 0.3 以上あがる補強工事に限る) 1戸ごとに、当該事業に関する経費と限度額 100 万円とを比較して、いずれか少ない額。高齢者世帯等の場合は限度額 120 万円。(いずれも耐震補強工事費の8割を限度とする。) ※高齢者世帯等とは以下に示す世帯 (1)65 歳以上の者のみで構成する世帯 (2)身体障害者手帳(1級又は2級)の交付を受けた者が居住する世帯 (3)介護保険法による要介護者又は要支援者が居住する世帯 (4)療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する世帯	都市整備課 76-6137
小山町既存建築物耐震性向上事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された建築物の耐震診断 耐震診断に係る経費と町が定める基準額を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内(千円未満の端数は切捨て) (1)非木造戸建住宅 面積要件無し 13 万 6000 円 (2)(1)以外の建物 ア 延床面積 1,000 m ² 未満の部分 1 m ² 当たり 3670 円 イ 延床面積 1,000 m ² ~2,000 m ² の部分 1 m ² 当たり 1570 円+ア ウ 延床面積 2,000 m ² 以上の部分 1 m ² 当たり 1050 円+イ	都市整備課 76-6137
小山町ブロック塀等耐震改修事業費補助金	撤去事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する場合 改善事業 地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を安全な塀に改善する場合 撤去事業 補助対象経費又は1mにつき 8900 円を乗じた額を比較していずれか少ない額の1/2以内(限度額 10 万円/1敷地) 改善事業 補助対象経費又は1mにつき 38,400 円を乗じた額を比較していずれか少ない額の1/2以内(限度額 25 万円/1敷地)	都市整備課 76-6137

小山町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金	次のいずれかの条件にあてはまる住宅 (1) 静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 (2) 静岡県建築基準条例第10条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和29年3月31日以前に建てられたもの (3) 県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅 (4) 上記(1)(2)(3)の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅	都市整備課
	建物除去費補助 78万円 (除却費用に対する一部補助) 敷地造成費補助 58万円 (借入金利子に対する一部補助) 建物建設費補助 366万円 () 土地取得費補助 206万円 ()	76-6137
小山町家庭内家具等転倒防止推進事業	・家具の固定数は、寝室・居間の家具を優先し、2台以上5台まで。 ・町内に住所を有し住所登録のある世帯(利用は1回限り)	危機管理局
	固定作業費の補助(高齢者のみ世帯は10分の9。一般世帯は家具等の数による自己負担を差し引いた額。)及び固定金具。	76-5715
小山町防災ベッド購入事業補助金	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の所有者又は使用者で耐震診断の評価が1.0未満の住宅の1階部分に防災ベッドを設置する者	危機管理局
	県が開発した防災ベッドの購入費用(組立・輸送及び付属品経費含む)の5分の4以内(千円未満切捨て) 限度額 1人1台 20万円	76-5715

静岡市の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (054)
①新築・購入		
静岡の家推進事業	対象:市内で木造住宅を新築・建替する方 条件:構造材提供の場合、市内の県産材取扱業者で製材されたもので、かつ、市内の「大工・工務店、建築士」によって建築と施工監理がなされること 主要構造材に「市産材」を60%以上使用することなど 内装材提供の場合、市内の県産材取扱業者で製材・加工されたもので、かつ、市内の「大工・工務店、建築士」によって建築と施工監理がなされることなど	森林政策課 354-2681 申込先はオクシズ材活用協議会です。
	構造材の場合、1棟あたり上限100本で、金額換算30万円以内の木材を提供。 内装材の場合、1棟あたり金額換算で10万円以内の木材を提供	森林政策課 354-2681 オクシズ材活用協議会 271-7288
②リフォーム		
静岡の家推進事業	対象:市内で木造住宅を増改築する方 条件:構造材提供の場合、市内の県産材取扱業者で製材されたもので、かつ、市内の「大工・工務店、建築士」によって建築と施工監理がなされること 主要構造材に「市産材」を60%以上使用することなど 内装材提供の場合、市内の県産材取扱業者で製材・加工されたもので、かつ、市内の「大工・工務店、建築士」によって建築と施工監理がなされることなど	森林政策課 354-2681 申込先はオクシズ材活用協議会です。
	構造材・内装材ともに1棟あたり金額換算で10万円以内の木材を提供	オクシズ材活用協議会 271-7288
③空き家、移住・定住		
空き家改修事業補助金交付制度	静岡市空き家情報バンクに登録された物件を、自らが居住するために購入した方や空き家を借りる方、空き家を貸し出す方に改修費用(リフォーム費用)を補助します。 ※住宅金融支援機構のフラット35で融資を受ける場合は、借入金利引下げの制度が利用できる場合があります	住宅政策課
	補助額や対象となる要件が令和6年度より変更となります。詳細はお問合せください。	221-1192
中山間地域空き家片付け事業補助金	静岡市中山間地域空き家情報バンクに登録された住宅の所有者が、住宅に係る家財道具等の処分、清掃等を行う場合。(補助となる中山間地域には制限があります。)	住宅政策課
	片付けに係る費用の1/2(限度額10万円)	221-1192

中山間地域移住者 用住宅改修事業補 助金	静岡市中山間地域空き家情報バンクに登録された住宅の所有者が移住者のために住宅を改修する場合、または移住した方が当該住宅を改修する場合。(補助の対象となる中山間地域には制限があります)	住宅政策課
	補助額や対象となる要件が令和6年度より変更となります。詳細はお問合せください。	221-1192
中山間地域移住者 テレワーク	市内中山間地に移住した方が、テレワーク及び起業のために就業環境整備として住宅の一部を改修する場合。(補助の対象となる中山間地域には制限があります)	中山間地振興課 294-8805
	改修に係る費用の1/2(限度額50万円)	294-8805
移住・就業補助金	<p>【主な対象者】いずれにも該当することが必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移住する直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住していた方、または通算5年以上東京圏(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)の条件不利地域以外の地域に在住し、かつ東京23区へ通勤していた方 ・移住する直前に、連続して1年以上東京23区内に在住していた方、又は連続して1年以上東京圏の条件不利地域以外の地域に在住し、かつ東京23区内へ通勤していた方 <p>※通学期間も対象期間として加算可能です。 ※条件不利地域についてはお問い合わせください。</p> <p>【主な条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金申請時に、移住後1年以内であること ・静岡市に、補助金申請日から5年以上継続して居住する意思があること <p>【このほか、下記のいずれかの要件を満たすことが必要】 就業に関する要件・起業に関する要件・専門人材に関する要件 テレワークに関する要件・関係人口に関する要件 ※要件等の詳細については、お問い合わせください。</p>	商業労政課 354-2430
	<p>【単身での移住の場合】 60万円 【2人以上の世帯での移住の場合】100万円 ※18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき100万円が加算されます。</p>	354-2430
④設備の充実		
雨水貯留浸透施設 設置への助成制度	公共下水道全体計画区域内で、住宅等の敷地へ雨水浸透ますや貯留タンクを設置したり、下水道の整備により不用となった浄化槽を雨水貯留施設に転用する場合、その費用の一部を市が助成します。 市内の一部で制度を利用できない地区があります。事前にお問い合わせください。	下水道維持課 270-9235 下水道事務所 354-2744
	<p>設置費の2/3(限度額は下記のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> 雨水浸透ます(A型・浸透管併用) 5万7000円/基 雨水浸透ます(B型・浸透ます単体) 2万8000円/基 雨水貯留タンク(200リットル以上) 3万円 雨水貯留タンク(400リットル以上) 6万円 不用浄化槽転用施設 10万円/基 	
浄化槽設置整備 事業	下水道や農業集落排水施設が整備されていない地域(一部地域除く)において、既設の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併浄化槽へ付け替える方(その他条件がありますので、事前にお問い合わせください。)	廃棄物対策課
	33万2000円～104万8000円(人槽等により異なります。)	221-1264

⑤新婚・子育て		
特定優良賃貸住宅 子育て支援事業	<p>静岡市が認定している特定優良賃貸住宅に入居する世帯のうち、下記条件を全て満たす世帯が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象入居期間は最大、令和7年3月31日まで ・新たに特定優良賃貸住宅に入居する世帯 ・小学校6年生までの子どもを扶養している世帯 ・所得月額が市で定める範囲内であること 	住宅政策課
	<p>家賃と入居者負担額との差額を補助 ※補助は大家さんに対して行います。入居者は家賃から補助額を差し引いた入居者負担額を支払います。 ※補助額は住宅、部屋によって異なります。</p>	221-1590
結婚新生活支援	<p>以下の全てに該当する世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に婚姻届を提出し受理された夫婦 ・婚姻日において、夫婦がともに39歳以下であること ・令和5年分の夫婦の所得を合算した額が500万円未満であること <p>※令和5年中に貸与型奨学金を返済している場合には、年間返済額を所得から控除できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請時において、夫婦が静岡市内で同居していること ・補助金の交付を受けた日から1年以上、申請に係る住宅に定住する意志があること ・過去に夫婦の一方又は双方が本補助金の交付を受けていないこと ・市町村民税の滞納がないこと 	青少年育成課
	<p>以下の費用のうち、80万円まで。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規の住宅賃借費用 (敷金、礼金、仲介手数料、同居開始月から6か月分までの賃料・共益費) ・新規の住宅購入費用(建物代のみ) ・新規のリフォーム費用(修繕、増改築、設備更新費) ・婚姻に伴う引越し費用 <p>※予算がなくなり次第終了となります。</p>	354-2614
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険の住宅改修	15 ページ掲載の(介護保険の住宅改修)と同じ	葵 区 役 所 高 齢 介 護 課 221-1180 駿 河 区 役 所 高 齢 介 護 課 287-8679 清 水 区 役 所 高 齢 介 護 課 354-2110 介 護 保 険 課 221-1374
日常生活用具給付等事業の住宅改修	<p>介護保険制度の非該当の方で、以下のいずれかに該当する方が対象</p> <p>(1)下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能に障害(移動機能障害に限る)を有し、これらの障害を合算した身体障害者手帳の障害等級が3級以上の方</p> <p>(2)視覚に障害を有し身体障害者手帳の障害等級が2級以上の方</p>	障害者支援推進課

	(3)下肢、体幹又は視覚に障害を有する難病の方(別途医師の診断書が必要) ①手すりの取付②床段差の解消③滑り止め及び移動の円滑化等のための床又は通路面材料の変更④引き戸等への扉の変更⑤洋式便器等への取替、その他住①から⑤の各工事に付帯して必要となる住宅改修 住宅改修工事費(限度額 20 万円)	221-1587
あんしん住まい助成制度	利用の条件: ・日常生活に支障のある 65 歳以上の要介護認定を受けた高齢者や下肢、体幹を含む肢体不自由1、2級又は視覚障害1、2級の身体障害者手帳のある方が、住み慣れた住宅で安心して生活できるよう、日常生活に支障のある住宅の部分を改造する工事が対象(段差解消、手すり取り付け、便所(和式⇒洋式)、浴槽のまたぎの深さの軽減など) ・所得制限あり((世帯全員(改造後同居予定の者も含む)及び対象者を扶養している者の前年の所得税課税額の合計が 397,000 円以下) ・高齢者は介護保険の住宅改修制度の利用が優先(併用可)	高齢者福祉課 221-1201 障害者支援推進課 221-1587
	補助額等: ・高齢者:補助対象改造費(上限 100 万円)の 5/10~10/10 ・身体障害者:補助対象改造費(上限 100 万円)の 2/4~4/4 ※補助率は、世帯等の合計所得税額により決定 申込窓口:静岡市社会福祉協議会	静岡市社会福祉協議会(葵・駿河区) 249-3183 (清水区) 371-0305
家具等固定推進事業	(1)居住者すべてが 65 歳以上のみの世帯、重度障害者等のある世帯が、家具等の固定を行う工事 (2)事業者へ委託することにより施工し、建築士、建築大工技能士又は静岡県耐震診断補強相談士等が施工後の確認をすること。	建築安全推進課
	工事に要する経費の 2/3(限度額1万 2000 円)	221-1124
高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業	静岡市が認定している高齢者向け優良賃貸住宅に入居者する下記の条件をすべて満たす世帯が対象 ・60 歳以上の方 ・入居時に自立した生活を営むことができる方 ・確実な連帯保証人がある方 ・所得月額が市で定める範囲内であること 家賃と入居者負担額との差額を補助 ※補助は大家さんに対して行います。入居者は家賃から補助額を差し引いた入居者負担額を支払います。 ※補助額は住宅、部屋、入居の所得によって異なります。 ※管理期間終了に伴い、補助も終了します。	住宅政策課 221-1590
⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	16 ページ掲載の(住宅確保給付金)と同じ	福祉総務課 221-1370
⑧災害対策		
わが家の耐震診断事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された既存木造住宅 静岡県耐震診断補強相談士による無料耐震診断を実施	建築安全推進課 221-1124

木造住宅耐震事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された既存木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上に補強する工事(ただし、耐震評点が 0.3 以上上がる工事に限る) 限度額 100 万円(補強計画策定と補強工事に係る経費の8割)	建築安全推進課 221-1124
ブロック塀等耐震化促進事業	(1)撤去事業: 避難路、通学路沿い等の倒壊又は転倒する危険性のあるブロック塀等を撤去する工事 (2)改善事業: 緊急輸送路、避難地沿い等のブロック塀等を改善する工事	建築安全推進課
	(1)撤去事業: 工事に要する経費と基準額を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 10 万円)※基準額2万円/m (2)改善事業: 工事に要する経費と基準額を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 25 万円)※基準額3万 8400 円/m	221-1124
民間建築物吹付アスベスト対策事業	(1)分析調査事業: 建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた建材に含有しているアスベストの有無の分析及び調査 (2)除去等事業: 建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられたアスベスト含有建材を除去、封じ込め、または囲い込む措置をする事業	建築安全推進課
	(1)分析調査事業: 分析調査に要する経費のすべて(上限額:25万円/棟) (2)除去等事業: アスベスト除去等工事に要する経費※の 1/3 以内(上限額:60 万円/敷地) ※建築物を除去する場合、アスベストの除去等に要する経費に限る	221-1124
非木造住宅耐震診断事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された非木造住宅 (1)戸建住宅: 事業に要する経費と 13 万 6000 円を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内 (2)戸建住宅以外: 事業に要する経費と基準額を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内	建築安全推進課 221-1124
がけ地近接危険住宅移転事業	次のいずれかに該当する住宅 (1)静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内に建っている既存不適格住宅 (2)静岡県建築基準条例第 10 条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅 (3)県知事が指定した土砂災害特別警戒区域内に建っている既存不適格住宅(指定される見込みのある区域を含む) (4)上記(1)(2)(3)の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅 ※新築住宅は省エネ基準に適合すること ※事業の前年度に事前相談・協議が必要です。	住宅政策課
	建物除却費補助 97 万 5000 円(除去費用に対する一部補助) 敷地造成費補助 60 万 8000 円(借入金利子に対する一部補助) 建物建設費補助 465 万円(借入金利子に対する一部補助) 土地取得費補助 206 万円(借入金利子に対する一部補助)	221-1590

<p>建築物耐震診断、補強計画策定、耐震補強事業</p>	<p>(1) 建築物耐震診断事業： 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築(着工)された建築物の所有者等が行う耐震診断</p> <p>(2) 建築物補強計画策定事業： 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築(着工)された建築物のうち、以下の条件を満たすものの所有者等が行う耐震補強計画 ア災害時に重要な機能を果たす建築物や災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物及びマンション イ原則として、階数が3階以上で延べ面積 1,000 m²以上であり、倒壊した場合に周囲の市街地に及ぼす影響が大きいもの ウ耐震診断により Is 値が 0.6 未満と判定された建築物を 0.6 以上とする補強計画を作成するもの</p> <p>(3) 建築物耐震補強事業： 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築(着工)された建築物のうち、建築物補強計画策定事業の条件を満たす建築物において所有者等が行う耐震補強工事</p>	<p>建築安全推進課</p>								
<p>耐震シェルター整備事業</p>	<p>(1) 建築物耐震診断事業： 事業に要する経費と基準額を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内</p> <p>(2) 建築物補強計画策定事業： 事業に要する経費と基準額を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内(上限額 419 万円)</p> <p>(3) 建築物耐震補強事業： 耐震補強工事に要する費用の 23%と延べ床面積に 5 万 1200 円/m²(マンションの場合は、5 万 200 円/m²、免震工法等の特殊な工法による場合は、8 万 3800 円/m²)を乗じた額の 23%を比較していずれか少ない額の 2/3 以内</p>	<p>221-1124</p>								
<p>耐震シェルター整備事業</p>	<p>(1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築(着工)された既存木造住宅で、耐震診断の結果、住宅の耐震評点が 1.0 未満であること。</p> <p>(2) 居住者すべてが 65 歳以上であること。</p>	<p>建築安全推進課</p>								
<p>既成宅地防災施設設置費助成制度</p>	<p>利用の条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人家裏山などが急傾斜地であり、崩壊により住居が倒壊する危険性があるもの ・開発目的でないもの ・保全人家4戸以下で県の急傾斜地崩壊対策事業の対象とならないもの <p>補助額等 補助対象となる工事費(地方消費税抜き)の 1/2 以内(限度額 500 万円) ※詳しくはお問い合わせください</p>	<p>建設政策課 221-1446</p>								
<p>狭あい道路拡幅整備事業</p>	<p>次のすべての条件にあてはまる方</p> <p>(1) 宅地の接する道路が静岡市の管理する幅員 1.8m以上の道かつ建築基準法第 42 条第2項の道路であること。</p> <p>(2) 後退用地を市に寄付して頂くこと。 敷地の測量費と寄附地の舗装費は市が負担します。 補助額は撤去費の 2/3(限度額は下記のとおり)</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>フェンス・塀・門の撤去費</td> <td style="text-align: right;">1,500～2,800 円/m</td> </tr> <tr> <td>ブロック塀の撤去費</td> <td style="text-align: right;">2,700～6,700 円/m</td> </tr> <tr> <td>樹木の撤去費</td> <td style="text-align: right;">1,400～8,300 円/本</td> </tr> <tr> <td>生垣の撤去費</td> <td style="text-align: right;">2,900 円/m</td> </tr> </table>	フェンス・塀・門の撤去費	1,500～2,800 円/m	ブロック塀の撤去費	2,700～6,700 円/m	樹木の撤去費	1,400～8,300 円/本	生垣の撤去費	2,900 円/m	<p>建築安全推進課 221-1238</p>
フェンス・塀・門の撤去費	1,500～2,800 円/m									
ブロック塀の撤去費	2,700～6,700 円/m									
樹木の撤去費	1,400～8,300 円/本									
生垣の撤去費	2,900 円/m									

	<p>擁壁の撤去費 4,500～9,000 円/m その他、既設代替分の新設(フェンス・塀等)の補助や隅切り奨励金等があります。</p>	
感震ブレーカー設置費助成制度	<p>静岡市内の住宅に感震ブレーカーを設置しようとする者 【利用の条件】 ・静岡市内に住宅・共同住宅(既存)を所有又は居住している者 ・静岡市内に住宅(共同住宅含む)を新築する個人又は住宅建設会社 感震ブレーカーの購入及び設置に必要な経費(税込)の2/3以内(補助限度額は3万円)</p>	危機管理課 221-1241
⑨被災者支援		
被災者生活再建支援制度	18 ページ掲載の(被災者生活再建支援制度)と同じ	葵区役所 地域総務課 221-1343 駿河区役所 地域総務課 287-8697 清水区役所 地域総務課 354-2024 市民自治推進課 221-1265
被災者自立生活再建支援補助金	18 ページ掲載の(被災者自立生活再建支援補助金)と同じ	葵区役所 地域総務課 221-1343 駿河区役所 地域総務課 287-8697 清水区役所 地域総務課 354-2024 市民自治推進課 221-1265
静岡市災害見舞金	<p>暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の自然現象又は爆発若しくは火災により、市内において被害を受けた市民の方。</p> <p>住宅の全壊又は全焼 1世帯 10 万円 住宅の半壊又は半焼 1世帯 5万円 住宅の床上浸水 1世帯 2万円 便槽が浸水し、臨時にくみ取りを行った場合 くみ取りに要した額※ (※1世帯ごと上限2千円)</p>	葵区役所 地域総務課 221-1343 駿河区役所 地域総務課 287-8697 清水区役所 地域総務課 354-2024 市民自治推進課 221-1265

島田市の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0547)
①新築・購入		
島田市地域木材利用促進事業費補助金事業	以下のすべてに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> 島田市に登録した特定建築業者(島田市内の建築業者)により市内に住宅を新築する方 自己の居住用住宅として新築する方 居住面積 50 m²以上の住宅で【居室、専用の玄関、専用の台所、浴室、便所】の設備を全て有するもの 木材総使用量に占める大井川流域産材使用量の割合が 45%以上のもの 住宅の主要構造部すべてに木材を使用するもの 市税等の滞納が無いこと 	農林整備課
	(大井川流域産材の使用量 15 m ³)未満…20 万円 (大井川流域産材の使用量 15 m ³)以上…50 万円	36-7165
③空き家、移住・定住		
島田市空き家改修等事業費補助金	以下のすべてに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> 島田市空き家バンク(川根地区に限る)に登録されていること 所有者と利用者が賃貸借契約を締結していること 利用者が5年以上その住宅に住むこと 所有者と利用者が生計を一にしていないこと又は三親等以内の親族でないこと 島田市内に事業所のある事業者が施工すること 	建築住宅課
	水道、ガス、電気、トイレ、風呂、内装、外装、屋根の改修、家財道具の搬出・廃棄、屋内、屋外の清掃に要する経費が対象 補助対象経費の1/2以内の額で上限 30 万円(中学生以下の子と同居する場合は 50 万円)	36-7193
島田市特定空き家解体事業費補助金	以下のすべてに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> 空き家の所有者又は相続人 倒壊など保安上の危険があり周辺に悪影響を及ぼしているとして市が特定空き家に認定していること 対象の空き家が市内に所在していること 市内の業者に解体工事を発注すること 	建築住宅課
	特定空き家の解体に要する経費の4/5の額(上限 30 万円)	36-7193
島田市空き家解体事業費補助金	以下のすべてに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> 空き家の所有者又は相続人 昭和 56 年5月 31 日以前に建築され、又は同日において工事中であった耐震性のない木造の一戸建ての住宅又は併用住宅 人が現に居住していない住宅 市内の業者に解体工事を発注すること 	建築住宅課

	空き家の解体に要する経費の 23/100 の額(上限 30 万円) ただし、空き家の相続人又は相続により空き家の所有者となった者が被相続人の死亡日から起算して3年を経過する日までに被相続人が死亡の直前まで居住していた当該空き家に係る空き家解体事業を完了した場合は上限 50 万円	36-7193
島田市中古住宅購入奨励金	以下のいずれかに該当する方 (1) 昭和 56 年6月1日以後に新耐震基準で建築された中古住宅を購入する場合に助成 (2) 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された耐震性のない中古住宅の場合は耐震補強工事が必要 ※交付対象者が入居者の所有する島田市内の住宅に居住している場合は交付対象外	建築住宅課
	基本額: 中古住宅購入費用の1/2を現金で上限 30 万円。 加算額: ① 中古住宅改修費用の1/2を現金で上限 20 万円。 ただし、改修工事を施工する事業者は島田市内に本店、支店又は事業所を有するものが対象 ② 世帯の中学生以下の子供と同居する場合、島田市金券で 10 万円 ③ 居住誘導区域に存する中古住宅を購入する場合、島田市金券で 10 万円 ④ 市外からの移住者に島田市金券で 10 万円	36-7193
④設備の充実		
島田市住宅用省エネルギー設備設置費補助金	・住宅用省エネルギー設備(定置型リチウムイオン蓄電池・家庭用燃料電池)を市内の住宅に導入する住民に対し補助 ・(定置型リチウムイオン蓄電池を設置する方のみ)太陽光発電設備が設置されている又は同時設置される方 ・設置前の申請が必要	環境課
	定置型リチウムイオン蓄電池 10 万円 家庭用燃料電池 5 万円	36-7145
島田市雨水浸透施設設置費補助金	都市計画区域内(地すべり指定地除く)の住宅及び敷地面積 1,000 平方メートル未満の集合住宅、事務所、店舗等に降った雨水を当該建築物の敷地内で地中に浸透させる施設を設置する方	都市政策課
	下記の区分に応じ、設置する雨水浸透施設の基数に3万円を乗じた額を上限とする。 屋根面積:160 m ² 未満・・・2基まで :160 m ² 以上・・・4基まで	36-7179
島田市合併処理浄化槽設置補助金	公共下水道事業認可区域を除く全市域のうち、延べ面積の1/2以上を住宅の用に供する建物に 10 人槽以下の浄化槽を設置する者	下水道課
	※補助額等については、年度により変更する場合あり。 新設等 15 万円(上限) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への付替え 5人槽 33 万 2000 円(上限) 7人槽 41 万 4000 円(上限) 10 人槽 54 万 8000(上限) くみ取り便槽から合併処理浄化槽への付替え 5人槽 33 万 2000 円(上限) 7人槽 41 万 4000 円(上限) 10 人槽 54 万 8000 円(上限) ※単独処理浄化槽、くみ取り便槽からの付替えについては、	45-3358

	<p>宅内配管工事費 30 万円(上限)と単独処理浄化槽撤去費または、くみ取り便槽撤去費 9万円(上限)が追加で交付されます。</p> <p>(注)建物の新設又は増改築に伴い、既設の単独処理浄化槽またはくみ取り便槽を合併処理浄化槽に付替える場合は、新設(補助額 15 万円)扱いとなります。</p>	
島田市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給金	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道処理区域内における建築物の所有者又は占有者(法人は除く) ・供用開始日から、くみ取便所を改造する場合は3年以内、排水設備を改造する場合は6月以内に当該工事を完了できる方 ・市税及び下水道事業受益者負担金等の滞納がない方 	下水道課
	<ul style="list-style-type: none"> ・融資限度額:当該工事費の範囲内で 100 万円を限度 ・利子補給率等:借入利息のうち年 1.0%を超える部分 ・返済期間:融資を受けた月の翌月から 48 月以内 	35-7718
	以下のすべてに該当する方	
	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道供用開始区域内の土地の所有者又は当該土地に存する建築物の所有者若しくは居住者 ・供用開始日から6月以内に当該工事を完了できる方 ・次のすべての要件を満たす合併処理浄化槽を廃止して公共下水道への接続工事を行うもの <ul style="list-style-type: none"> (1)処理対象人員が 10 人以下 (2)島田市合併処理浄化槽設置補助金の交付を受けて設置された合併処理浄化槽でないこと。 ・下水道事業受益者負担金等の滞納がない方 <p>当該工事費の範囲内で 20 万円を限度</p>	下水道課
島田市生け垣づくり補助金	以下のすべてに該当するもの	
	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の住宅用地又は事業用地の周囲の全部又は一部に設けるもの ・生け垣の延長が3m以上、外部からの眺望が1m以上、延長1m当たりの本数が2本以上のもの <p>材料費、人工費のうち3万円までは全額、3万円を超えた分は1/2 限度額7万円、1戸につき1回限り</p>	建設課
⑤新婚・子育て		
結婚新生活支援補助金	<p>以下のすべてに該当する世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年3月1日から令和7年3月 31 日までに婚姻届を提出し受理された夫婦又はパートナーシップの宣誓に係る受領証が交付された2人(以下「夫婦等」という。)からなる世帯 ・補助金交付申請時において、当該住宅に住所を有しており、婚姻の届出が受理された日又はパートナーシップの宣誓に係る受領証が交付された日(以下「婚姻届受理日等」という。)において婚姻等(婚姻又は静岡県パートナーシップ宣誓制度に基づくパートナーシップの宣誓をいう。)の日の年齢がともに 39 歳以下 ・令和5年分(4月～5月に申請する場合は令和4年分)の夫婦等の所得の合計額が 500 万円未満 ・他の公的制度による家賃補助、補助金等を受けていない ・過去にこの補助金を受けたことがない <p>対象経費:令和6年4月1日から令和7年3月 31 日までの転入又は転居に係る住宅取得費用、住宅のリフォーム費用、住宅賃貸費用、引越費用</p> <p>補助金額:婚姻届受理日等における夫婦等の年齢がともに29</p>	子育て応援課
		36-7159

	歳以下の世帯は 60 万円、それ以外の世帯は 30 万円 ※1,000 円未満の端数は切り捨て	
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険の住宅改修	15 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ	長寿介護課 34-3287
日常生活用具給付等事業	16 ページ掲載の日常生活用具給付等事業と同じ 補助額等(限度額と自己負担額)は、お問合わせください。	福祉課 36-7154
島田市家具転倒防止事業	市内在住の市民で以下のいずれかに該当する世帯に限る。 (1)65 歳以上のみの世帯(一人暮らし世帯を含む。) (2)身体障害者手帳の交付を受けている障害者又は療育手帳の交付を受けている知的障害者のみの世帯 1世帯につき1回、一つの家具を固定するに必要な金具の総数を1組とし、3組までを無料で取付け。	危機管理課 36-7320
⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	16 ページ掲載の住居確保給付金と同じ	福祉課 36-7158
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅 専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施	建築住宅課 36-7184
島田市木造住宅耐震補強助成事業	・昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上に補強する耐震補強計画の策定と耐震補強工事を一体で実施する事業(ただし総合評点が 0.3 以上上がる工事に限る) 90 万円/戸以内(高齢者世帯等※の場合は、110 万円/戸以内) ※高齢者世帯等とは以下のいずれかに該当する世帯 (1)65 歳以上の者のみで構成する世帯 (2)身体障害者福祉法により、障害の程度1級又は2級に該当するものとして身体障害者手帳の交付を受けた者が同居する世帯 (3)介護保険法による要介護者又は要支援者が同居する世帯 (4)療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する世帯	建築住宅課 36-7184
島田市木造住宅建替助成事業	以下のすべてに該当する住宅 ・昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満のもの ・新築住宅は省エネ基準に適合すること 事業費の 23%と以下の限度額を比較して少ない額 除却工事のみを行う場合 30 万円 建替工事を行う場合 60 万円	建築住宅課 36-7184
ブロック塀等撤去事業	地震発生時において倒壊又は転倒する危険性のあるブロック塀等で、以下のいずれかに該当するもの (1)道路に面する、基礎、擁壁を除く高さ 60cm 以上のもの	建築住宅課

	<p>(2) 市が管理する公園に面する、基礎、擁壁を除く高さ 60cm 以上のもの</p> <p>(3) 避難地又は避難路に面する、基礎、擁壁を除く高さ 60cm 以上のもの</p> <p>撤去工事費と 9,200 円/m にブロック塀の延長をかけた額を比較して、いずれか少ない額の 1/2 (限度額 10 万円)</p>	36-7184
がけ地近接危険住宅移転事業	<p>次のいずれかに該当する住宅</p> <p>(1) 静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内に建っている既存不適格住宅</p> <p>(2) 静岡県建築基準条例第 10 条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅</p> <p>(3) 県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている既存不適格住宅 (指定される見込みのある区域を含む)</p> <p>(4) 上記 (1)、(2)、(3) の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告等を受けた住宅</p> <p>※新築住宅は省エネ基準に適合すること</p> <p>建物除却費補助 97 万 5 千円 (除却費用に対する一部補助)</p> <p>敷地造成費補助 60 万 8 千円 (借入金利子に対する一部補助)</p> <p>建物建設費補助 465 万円 (")</p> <p>土地取得費補助 206 万円 (")</p>	建築住宅課
安全空間整備耐震シェルター設置事業	<p>耐震シェルターとは住宅内に設置することにより、当該住宅が倒壊した場合であっても、居住者の命の安全を守る空間を確保できるものとして市長が別に定めるものを示す。</p> <p>以下のすべてに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住の市民で以下の世帯に限る。 ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築又は工事に着手した市内にある木造住宅であること (一戸建て住宅 (貸家 (公営住宅を除く。)) を含む。) に限る。) 。 ・現在、居住している住宅であって、地階を除く階数が 2 以下のものであること。 ・また事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものにあつては、居住用に使われている部分の床面積の割合が当該住宅の延べ床面積の 2 分の 1 以上のものに限る。 ・耐震診断 (わが家の専門家診断事業又は木造住宅耐震補強計画策定事業 (R2 年度末までに受けた島田市既存建築物耐震性向上事業を含む)) の結果、評点が 1.0 未満であると判断された住宅であること。 ・耐震診断の後に耐震補強工事を行っていないものであること。 ・居住者の所有ではない住宅又は共有である住宅にあつては、耐震シェルターの設置について、所有者又は他の共有者の同意が得られている住宅であること。 ・この制度又はその他の市の制度に基づく補助金の交付を受けて耐震シェルターが設置された住宅でないこと。 ・市税等を滞納していない者 (同一世帯に属する者を含む。) であること。 ・上記の要件に該当する住宅の所有者又は使用者であること (当該住宅の使用に係る賃貸借契約又は使用貸借契約の当事者である者に限る。) 。 ・住宅一戸につき耐震シェルター 1 台の設置のための経費に限る。 ・住宅の 1 階部分に設置するものとする。 	危機管理課

	<ul style="list-style-type: none"> 安全空間創造防災ベッド等購入事業との併用はできない。 本制度の利用は、令和6年度末までとする。 	
<p>安全空間整備防災 ベッド等購入事業</p>	<p>耐震シェルター本体及びその設置のための経費は44万円を限度とする。 設置のための床下工事その他の附帯工事に要する経費は5万円を限度とする。 上記補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする</p> <p>防災ベッド等とは平成14年に静岡県が開発した防災ベッド又は防災ベッドフレームを示す。 以下のすべてに該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内在住の市民で以下の世帯に限る。 昭和56年5月31日以前に建築又は工事に着手した市内にある木造住宅であること(一戸建て住宅(貸家(公営住宅を除く。))を含む。)に限る。) 現在、居住している住宅であって、地階を除く階数が2以下のものであること。 また事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものにあつては、居住用に使われている部分の床面積の割合が当該住宅の延べ床面積の2分の1以上のものに限る。 耐震診断(わが家の専門家診断事業又は木造住宅耐震補強計画策定事業(R2年度末までに受けた島田市既存建築物耐震性向上事業を含む))の結果、評点が1.0未満であると判断された住宅であること。 耐震診断の後に耐震補強工事を行っていないものであること。 居住者の所有ではない住宅又は共有である住宅にあつては、防災ベッド等の設置について、所有者又は他の共有者の同意が得られている住宅であること。 この制度又はその他の市の制度に基づく補助金の交付を受けて防災ベッド等が設置された住宅でないこと。 市税等を滞納していない者(同一世帯に属する者を含む。)であること。 上記の要件に該当する住宅の所有者又は使用者であること(当該住宅の使用に係る賃貸借契約又は使用貸借契約の当事者である者に限る。) 住宅一戸につき防災ベッド等1台の購入のための経費に限る。 住宅の1階部分に設置するものとする。 安全空間創造耐震シェルター設置事業との併用はできない。 本制度の利用は、令和6年度末までとする。 <p>防災ベッド等の購入及びその設置のための経費は45万円を限度とする。 上記補助額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。</p>	<p>36-7320</p> <p>危機管理課</p> <p>36-7320</p>

焼津市の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (054)
①新築・購入		
子育て世帯等定住 促進住宅取得支援 事業補助金	市外から転入する子育て世帯又は若者夫婦世帯が、令和6年4月1日以降に新築住宅(土地を含む。)を取得する場合に、費用の一部を補助します。 ※その他条件等については、焼津市のホームページをご覧ください。	誘致戦略課
	・子育て世帯:最大 100 万円 ・若者夫婦世帯:最大 50 万円	626-9411
②リフォーム		
省エネ住宅普及推 進事業	耐震性が確保されている既存戸建住宅に対して、省エネ基準を満たす窓・壁・屋根などの断熱改修工事やそれに併せて行う設備の効率化に関わる工事費の補助	建築住宅課
	工事費用又は市の定める基準額に基づいて算出した額とを比較していずれか低い額の 23 パーセント以内の額とし、上限 76 万 6000 円。	626-2169
③空き家、移住・定住		
子育て世帯移住定 住 応 援 事 業 (YAIJU)	令和4年4月 1 日以降に焼津市外から転入した子育て世帯が中古住宅又は中古マンションを取得した場合に費用の一部を助成します。 ※その他条件等については焼津市ホームページをご覧ください	建築住宅課
	基本額 20 万円。築 30 年以上の物件に 20 万円加算。市内業者で税抜 200 万円以上の改修工事を行った場合に 20 万円加算。最大 60 万円。	626-2163
空き家除却事業補 助金	昭和 56 年5月 31 以前に建築された住宅で以下のいずれかに該当する方 (1)空き家になって5年以上経過したもの (2)焼津市空き家バンクに登録し2年以上経過したもの (3)宅地建物取引業者と媒介契約を締結し2年以上経過したもの (4)建築基準法第 43 条の規定を満たしていないもの(無接道の空き家) ※その他条件等については焼津市ホームページをご覧ください	建築住宅課
	最大 30 万円(補助対象経費の 3 分の 1 以内の額)	626-2163

④設備の充実		
住宅用太陽光発電システム等設置事業補助金	自ら居住する市内の既存住宅に(1)住宅用太陽光発電システム、(2)住宅用リチウムイオン蓄電池システム、(3)V2H(ビークルトゥホーム)システムを導入する方に対し、設置に要する経費の一部を補助します。 ※詳細については、お問い合わせください。	環境課
	・補助対象機器ごと(1) 太陽光発電システム 5万円、(2) リチウムイオン蓄電池システム 4万円 (3) V2Hシステム 10万円 ・補助対象機器ごと、一世帯につき1回限り	626-2153
住宅用新エネルギー機器設置事業補助金	・自ら居住する(又は居住を予定する)市内の住宅に未使用の家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)を設置する方に対し、設置に要する費用の一部を補助します。 ※詳細については、お問い合わせください。	環境課
	・一律5万円(1世帯につき1回限り)	626-2153
生け垣づくり補助金制度	・市内に居住又は住宅用地を有する個人で、住宅用地の周囲の全部又は一部に新たに生け垣を設置する方 ・建築後退線より宅地側に設けること	都市整備課
	・生け垣設置に掛かる樹木購入・工事費用の1/2以内(上限5万円、ただし道路沿いで既存のブロック塀等を壊して生け垣につくり替える場合は上限10万円) ・一戸につき1回限り	626-2165
焼津市浄化槽設置補助金	・公共下水道や地域し尿処理施設の整備されていない区域で、自分が住むための住宅(小規模店舗併用住宅を含む。)を建築、又は既に所有し、浄化槽(合併処理型)を設置しようとする方 ・対象浄化槽 10人槽以下とし、1住宅1基	下水道課 小屋敷環境管理センター
	1基あたりの限度額 ・新築や増改築による新設 20万円 ・単独処理浄化槽、汲取り式便槽からの設置替え 65万円(本体45万円、宅内配管20万円)	628-7408
焼津市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度	公共下水道区域内の建築物の所有者等で公共下水道への切替工事を行う個人(新築・法人を除く)に対し、接続工事に要する資金の融資あっせん及びその利子補給を行う制度。	下水道課
	融資金額:5万円以上100万円以内(1万円単位) 融資利率:無利子(市が利子を負担) 返済方法:元金均等月賦償還 取扱金融機関:市内金融機関(一部金融機関を除く) 返済期限:12か月・24か月・36か月・48か月・60か月	624-8300
⑤新婚・子育て		
結婚新生活支援補助金	【対象となる夫婦】 (1)令和6年1月1日～令和7年3月10日の間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。 (2)婚姻日時点で夫婦がともに39歳以下であること。 (3)令和6年度(令和5年中)の夫婦の合計所得額が500万円未満の世帯 ※貸与型の奨学金を返済している場合は、令和5年1月1日～令和5年12月31日までの返済額を差し引いた額を所得とする。	誘致戦略課

	<p>(4) 過去にこの制度に基づく補助金を受けていないこと。</p> <p>(5) 申請時に、夫婦が申請に係る住宅に住所を有していること。</p> <p>(6) 補助金の交付を受けてから1年以上、申請に係る住宅に定住する意思があること。</p> <p>※その他詳細については、お問い合わせください。</p>	
	<p>【補助対象経費】 住宅取得費用、住宅賃借費用、引越し費用、リフォーム費用</p> <p>【補助額】 最大 30 万円(夫婦がともに 29 歳以下なら最大 60 万円)</p>	626-9411

⑥高齢者、障害のある方

介護保険法の規定による住宅改修	15 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ	介護保険課 626-1159
焼津市家具等転倒・落下防止器具取付サービス事業	市内に居住する 65 歳以上のみの世帯 1 世帯当たり家具等 3 台まで無償で固定作業を実施 ※冷蔵庫、テレビは、一部自己負担あり	地域防災課 623-2554
エアコン設置補助金	<p>自宅にエアコンが設置されていない、または壊れていて使用できるエアコンが1台もない市内在住者で、世帯全員が住民税非課税の人の内、いずれかに該当する人</p> <p>(1)65 歳以上のみの世帯 (2)身体障害者手帳1級または2級の人 (3)療育手帳 A の人 (4)精神障害者保健福祉手帳1級の人</p> <p>市内の家電販売店で購入する省エネ基準達成率が 100%以上(目標年度 2027 年)のエアコン</p>	<p>地域包括ケア推進課 障害福祉課</p> <p>626-1117 ((1)該当者) 626-1127 ((2)~(4)該当者)</p>
日常生活用具給付等事業	16 ページ掲載の日常生活用具給付等事業の住宅改修と同じ	障害福祉課 626-1127

⑦住宅に困窮する方

住宅確保給付金	16 ページ掲載の住宅確保給付金と同じ	地域福祉課 631-5531
---------	---------------------	-------------------

⑧災害対策

わが家の専門家診断事業	17 ページ掲載の(制度名)と同じ	建築住宅課 626-2169
住宅耐震化相談支援事業	わが家の専門家診断事業による耐震診断を実施済みで耐震補強工事(建替)に至っていない木造住宅の方で、専門家(静岡県耐震補強相談士等)による耐震改修等に関する相談を無料で実施する事業	建築住宅課 626-2169
木造住宅耐震補強助成事業(補強計画一体型)	<p>昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された倒壊の可能性がある既存木造住宅で、総合評点を 1.0 以上にする(0.3 以上向上するものに限る)耐震補強計画の策定と耐震補強工事を一体で実施することに対する補助</p> <p>当該事業に要する耐震補強工事費の8割以内で次の額</p> <p>(1)一般世帯 上限 100 万円 (2)高齢者世帯等 上限 120 万円</p>	<p>建築住宅課</p> <p>626-2169</p>

ブロック塀等撤去事業	<p>通学路・緊急輸送路及び住宅や事業所等から避難所や避難地等へ至る経路沿いにあるブロック塀等で、道路からの高さが60 cmを超え倒壊等の危険があるものを撤去することに対する補助</p>	建築住宅課
	<p>実際の撤去費用と基準額に基づいて算出した額とを比較していずれか低い額の2/3以内(限度額20万円/1敷地)基準額 (1)通学路・緊急輸送路沿い 1万2000円/m (2)避難経路沿い 9000円/m</p>	626-2169
住宅・建築物耐震改修等事業	<p>密集住宅市街地である「本町～小川新町周辺地区」「石津～田尻北周辺地区」にある昭和56年5月31日以前に建築(着工)された木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が0.7未満のものを除却することに対する補助</p>	建築住宅課
	<p>事業に要する経費と基準額に基づいて算出した額と比較していずれか少ない額の23%以内で上限40万円</p>	626-2169
建築物耐震診断事業	<p>木造住宅以外で昭和56年5月31日以前に建築(着工)された建築物の耐震診断に対する補助事業</p>	建築住宅課
	<p>1棟ごとに、当該事業に要する経費と基準額を比較して、いずれか少ない額の2/3以内</p>	626-2169
民間建築物吹付アスベスト対策事業	<p>アスベストが吹付られている恐れがある建築物の含有調査を実施することに対する補助</p>	建築住宅課
	<p>含有調査に係る事業費 上限25万円</p>	626-2169
がけ地近接危険住宅移転事業	<p>条件を満たす敷地に現に建築されている住宅に対する支援。 (1)危険住宅の除却費補助 (2)移転先住宅への引越費用補助 (3)移転住宅の造成費支援 (4)移転住宅の建設費支援 (5)移転住宅の土地取得支援</p>	建築住宅課
	<p>(1)除去費補助(除却費用に対する一部を補助) ア木造住宅 上限3万2000円/m² イ非木造住宅 上限4万6000円/m² (2)上限97万5000円(引越費用に対する一部を補助) (3)上限60万8000円(借入金利子に対する一部を補助) (4)上限465万円() (5)上限206万円()</p>	626-2169
耐震シェルター等整備事業	<p>昭和56年5月31日以前に建築(着工)された倒壊の可能性がある既存木造住宅で、65歳以上の高齢者のみまたは障害者等のみで構成される世帯。耐震シェルターまたは防災ベッド等のいずれか1台を設置する費用の補助</p>	建築住宅課
	<p>上限55万円(設置費用:上限50万円、床下工事が必要な場合は5万円を上限に上乗せ)</p>	626-2169
焼津市家具転倒防止器具等購入費補助金	<p>市内にある住宅を所有又は居住し、当該住宅に家具転倒防止器具等を設置しようとする方</p>	地域防災課
	<p>家具転倒防止器具等の購入費及び工事費の3分の2以内の金額(1,000円未満切り捨て・上限1万円)を補助</p>	623-2554
焼津市感震ブレーカー等設置推進事業補助金	<p>市内にある住宅を所有又は居住し、当該住宅に感震ブレーカー等を設置しようとする方で、志太榛原電気工事事業協同組合又は静岡県電機商業組合に加盟している焼津市・藤枝市内の業者に依頼するもの</p>	地域防災課

	<p>感震ブレーカー等の購入及び設置工事に要する経費の3分の2以内の額(1,000円未満切り捨て・上限2万円)を補助</p>	623-2554
<p>焼津市雨水貯留浸透施設設置補助金</p>	<p>住宅等の敷地に「雨水浸透ます」や「雨水貯留タンク」といった、雨水貯留浸透施設を設置していただく方を対象にその費用を補助します。</p>	河川課
	<p>【雨水浸透ますA型】(浸透ます+浸透トレンチ管)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1基につき10万円まで全額補助 ・焼津市内の住宅等1棟につき <ul style="list-style-type: none"> 建築面積 50㎡未満・・・1基まで対象 建築面積 50㎡以上・・・2基まで対象 <p>【雨水浸透ますB型】(浸透ます)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1基につき5万円まで全額補助 ・焼津市内の住宅等1棟につき <ul style="list-style-type: none"> 建築面積 50㎡未満・・・1基まで対象 建築面積 50㎡以上・・・2基まで対象 <p>【雨水貯留タンク】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1棟につき3万円まで全額補助 ・焼津市内の住宅等1棟につき、貯水容量の合計が200リットル以上のタンク設備 <p>※条件・詳細については、焼津市のホームページを御覧下さい。</p>	626-1118

藤枝市の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (054)
①新築・購入		
藤枝市子育てファミリー移住定住促進事業費補助金	18歳以下の子どもがいる世帯が、藤枝市内で新築住宅を購入する際の費用を補助します。	住まい戦略課
	1 補助率 2分の1 2 補助上限額 (1) 購入費用に対する補助 ・市外世帯 50万円 ・市内世帯 30万円 申請者の親世代と同居又は近居する場合、上記の金額に30万円(上限)を加算 (2) 移転(引越)費用に対する補助(市外世帯のみ対象) ・50万円 3 その他 フラット35を利用し融資を受ける際の借入金利の引下げの対象となります。	631-5750
藤枝市仲よし夫婦移住定住促進事業費補助金	40歳未満の子どもがいない夫婦が、藤枝市内で新築住宅を購入する際の費用を補助します。	住まい戦略課
	1 補助率 2分の1 2 補助上限額 (1) 購入費用に対する補助 ・市外世帯 50万円 ・市内世帯 30万円 (2) 移転(引越)費用に対する補助(市外世帯のみ対象) ・50万円	631-5750
藤枝市優良田園住宅移住促進事業費補助金	藤枝市内で新築の優良田園住宅(市街化調整区域内で特別に建築することができる住宅)を購入した際の費用を補助します。	住まい戦略課
	1 補助率 2分の1 2 補助上限額 (1) 購入費用に対する補助 ・市外の子育て世帯 100万円 ・市外の一般世帯又は市内の子育て 50万円 (2) 移転(引越)費用に対する補助(市外世帯のみ対象) ・50万円 3 その他 フラット35を利用し融資を受ける際の借入金利の引下げの対象となります。	631-5750
省エネルギー住宅整備費補助金(省エネリフォーム補助金)	市が指定する国または県の補助金を受けた方で、市内の住宅(併用住宅も可)で行う、該当設備の購入及び設置工事に係る経費が100万円を超える方	環境政策課
	(1)高性能建材(ガラス・窓・断熱材等) (2)高効率空調設備 (3)高効率給湯設備(燃料電池を除く) 一律10万円	

②リフォーム		
わが家の省エネ診断事業	省エネ基準を満たさない既存の一戸建ての木造住宅の省エネ診断	建築住宅課
	専門家による無料の省エネ診断を実施	643-3481
藤枝市住宅省エネ設計推進事業	省エネ基準を満たさない既存の一戸建ての住宅が、省エネ改修工事をするための計画の作成費用に補助します。	建築住宅課
	当該事業に要する費用の2/3以内(上限38万8千円)	643-3481
藤枝市住宅省エネ改修推進事業	省エネ基準を満たさない既存の一戸建ての住宅が、省エネ基準又はZEH水準に住宅全体もしくは一部を改修する工事費用に補助します。 (詳細についてはお問い合わせください。)	建築住宅課
	改修費用の23%(基準額あり) ・省エネ基準: 上限76万6千円 ・ZEH水準: 上限102万5千円(※138万5千円) ※小規模な木造住宅がZEH水準で住宅全体改修する際、屋根等荷重増加に伴い構造補強工事を行う場合	643-3481
省エネルギー住宅整備費補助金(省エネリフォーム補助金)	P112 参照	環境政策課
		643-3183
藤枝市空き家活用・流通促進事業費補助金	藤枝市内の空き家を購入又は賃借し、リフォームする際の費用を補助します。	住まい戦略課
	1 補助率 2分の1 2 補助上限額 ・子育て世帯 50万円 ・一般世帯 30万円	631-5750
③空き家、移住・定住		
藤枝市空き家活用・流通促進事業費補助金	藤枝市内の空き家を購入した際の費用を補助します。	住まい戦略課
	1 補助率 2分の1 2 補助上限額 (1) 購入費用に対する補助 ・市外の子育て世帯 70万円 ・市外の一般世帯 50万円 ・市内の子育て世帯 40万円 ・市内の一般世帯 30万円 子育て世帯に該当し、申請者の親世代と同居又は近居する場合、上記の金額に30万円(上限)を加算 (2) 移転(引越)費用に対する補助(市外世帯のみ対象) ・50万円 3 その他 フラット35を利用し融資を受ける際の借入金利の引下げの対象となります。	631-5750
藤枝市空き家解体・除却事業費補助金	藤枝市内の倒壊の危険性のある空き家を解体する際の費用を補助します。	住まい戦略課
	1 補助率 100分の23 2 補助上限額 ・相続後3年以内の解体 40万円 ・上記以外 30万円	631-5750
移住定住促進事業(改修事業)	藤枝市中山間空き家バンクに登録された住宅に対する次の費用 ・空き家の改修費用 ・売買、賃貸契約媒介手数料 ・空き家の家財道具の廃棄に要する費用	中山間地域活性化推進課
	補助対象経費の2分の1以内 一般世帯…上限50万円 子育て世帯…上限70万円	639-0120

移住定住促進事業 (移転事業)	藤枝市中山間空き家バンクに登録された住宅への引越費用 (※市外からの転入に限る) 上限50万円	中山間地域活性化推進課 639-0120
④設備の充実		
生垣づくり補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住する個人の方(土地所有者または管理者であること) ・藤枝市税等の滞納がないこと ・道路と敷地の境界部(概ね2.5m以内)に設置されるもの ・延長3m以上、外部から目視できる樹木の高さ1m以上、樹木数が延長1m当たり2本以上のもの(イブキ類、ビャクシン類は対象外) ・建築後退線又は事業許可道路予定線より住宅用地側に設置するもの ・生垣づくりに他補助金等の交付を受けてないこと 	都市建設部 花と緑の課
	補助対象経費の2/3以内(限度額33.3万円・フェンス併設も可能)	643-3487
浄化槽設置補助	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の住宅(併用住宅を含む。)用の浄化槽を設置する方 ・公共下水道事業計画区域、農業集落排水処理施設、地域汚水処理施設及び集中浄化槽処理施設の処理区域外の方 	環境水道部 下水道課
	<ul style="list-style-type: none"> ・新設 20万円 ・既設単独処理浄化槽または汲取り便槽からの転換 5人槽 63万2000円 7人槽 71万4000円 10人槽 84万8000円 	644-1181
直接投入型ディスポーザ設置補助	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の使用者又は使用予定者で補助対象となるディスポーザを設置する方 ・自ら住宅を所有し居住する方 ・上水道料金及び下水道使用料を滞納していない方 ・下水道事業受益者負担金及び下水道事業区域外流入分担金を滞納していない方 ・補助を受けて設置したディスポーザを、7年以上使用した上で故障等の理由で再設置する方 	環境水道部 下水道課
	<ul style="list-style-type: none"> ・新設 上限10万円 ・再設置 上限5万円 	644-1181
家庭用蓄電池設置費補助金	市内の再生可能エネルギー発電システムを設置している住宅(併用住宅も可)に家庭用蓄電池を設置する方又は市内の住宅に再生可能エネルギー発電システムと同時に家庭用蓄電池を設置する方	環境政策課
	1kWh当たり2万円(上限10万円 1000円未満切捨て)	TEL 643-3183
家庭用ポータブル蓄電池等購入費補助金	市内に居住しており、家庭用ポータブル蓄電池を購入する方	環境政策課
	購入費(税抜)の1/3(10円未満切捨て)で、上限2万円	TEL 643-3183
⑤新婚・子育て		
新婚生活サポート補助金	<p>次の全てに該当する方</p> <p>(1)令和6年1月1日～令和7年3月31日の間に婚姻届が受理されていること。</p> <p>(2)婚姻日時点で夫婦共に39歳以下であること。</p> <p>(3)令和7年3月31日までに藤枝市内の住居を新たに購入又は賃借し、居住していること。</p> <p>(4)令和5年分の夫婦の所得の合算金額が、500万円未満であること。ただし、夫婦の年齢がともに29歳以下であって、新婚夫婦の双方又はそのどちらか一方が婚姻を機に藤枝市外か</p>	広域連携課

	<p>ら転入している場合は 600 万円未満であること。 (5)過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと。 (6)他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。 (7)本市の市税に滞納がないこと。 ※貸与型奨学金を返済している場合には、返済額を所得から控除できます。</p>	
	<p>婚姻を機に同居を開始した日から令和7年3月31日の間にかかった以下の費用(同居を開始した日が令和6年3月31日以前の場合は、令和5年4月1日以降にかかった費用) ・新規の住宅賃貸費用 (賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料) ・リフォーム費用 ・新規の住宅購入費用 ・婚姻に伴う引越し費用 補助額:最大 80 万円 ※所得や転入の有無により異なる</p>	643-3229
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険住宅改修費支給制度	15 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ	介護福祉課 643-3144
藤枝市重度障害児・者等日常生活用具給付事業(居宅生活動作補助用具)	助成対象経費の 9/10(限度額 30 万円)	障害福祉課 643-3294
⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	(P16 参照)	福祉政策課 643-3161
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された木造住宅の耐震診断及び耐震相談 専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断や過去に診断された方についての無料相談を実施	建築住宅課 643-3481
藤枝市木造住宅耐震改修助成事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された耐震性のない木造住宅の耐震補強工事に要する費用補助 一般世帯・借家 : 上限 40 万円(最大 55 万円) 中学生以下の子が居住する世帯: 上限 70 万円(最大 85 万円) 高齢者等世帯 : 上限 80 万円(最大 95 万円) 耐震補強 PR を実施する場合、補助額 15 万円増額	建築住宅課 643-3481
藤枝市木造住宅補強計画補強工事事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された耐震性のない木造住宅の耐震補強計画策定及び工事に要する費用補助 (過去に補強計画の作成に補助金を利用していないこと) 補助率:補強計画策定及び工事に要する費用 一般世帯・借家 : 上限 100 万円 中学生以下の子が居住する世帯: 上限 120 万円 高齢者等世帯 : 上限 120 万円	建築住宅課 643-3481
藤枝市屋根の耐風診断事業	令和3年 12 月 31 日以前に建築された住宅の瓦屋根耐風診断費用補助 診断費用の3分の2以内(上限2万 1000 円)	建築住宅課 643-3481
藤枝市屋根の耐風改修事業	令和3年 12 月 31 日以前に建築された住宅で、現行の基準に適合しない瓦屋根の改修費用補助 (改修後、屋根全体が新基準に適合するものに限る) 屋根の葺き替えに要する費用の 23%(上限 55 万 2000 円)	建築住宅課 643-3481

藤枝市木造住宅建替事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された居住している耐震性のない木造住宅を全て除却し、その敷地に継続して居住するための住宅の建設する費用補助(土砂災害特別警戒区域以外で省エネ基準を満たす新築に限る)	建築住宅課
	除却及び住宅の建設に要する費用の 23% ・一般世帯 上限 40 万円(除却のみは 30 万円) ・中学生以下の子が同居する世帯/三世帯同居世帯 上限 80 万円(除却のみは 30 万円)	643-3481
ブロック塀等専門家診断事業	道路に面する原則4段以上のブロック塀等の耐震診断(石造の塀は4段以下でも対象)	建築住宅課
	専門家による無料の安全点検を実施	643-3481
藤枝市ブロック塀等耐震改修促進事業	地震により倒壊又は転倒する危険性のあるブロック塀等の撤去及び、安全なフェンス等への改善補助(改善補助は通学路・緊急輸送路等に面する場合のみ)	建築住宅課
	撤去 ブロック塀等の撤去費の 3/3 以内または 2/3 以内※(限度額 10 万円)※通学路等でない箇所 改善 フェンス等への改善費の 2/3 以内(限度額 25 万円)	643-3481
藤枝市既存建築物耐震性向上事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築された、又は建築中であつた建築物の耐震診断補助	建築住宅課
	当該事業に要する経費と別に定める基準額とを比較していずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 50 万円)	643-3481
がけ地近接危険住宅移転事業	次のいずれかの条件にあてはまる住宅の除却・移転等補助 (1)災害危険区域内の既存不適格住宅 (2)静岡県建築基準条例第 10 条の規定により建築を制限している区域の既存不適格住宅 (3)土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅 (4)上記(1)、(2)、(3)の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、是正勧告を受けた住宅	建築住宅課
	建物除去費 97 万 5000 円 敷地造成費 60 万 8000 円(借入金利子に対する一部補助) 建物建設費 465 万円(借入金利子に対する一部補助) 土地取得費 206 万円(借入金利子に対する一部補助)	643-3481
土砂災害警戒区域内住宅移転事業	次のいずれかの条件にあてはまる住宅の除却・移転補助 (1)災害危険区域内の既存不適格住宅 (2)静岡県建築基準条例第 10 条の規定により建築を制限している区域の既存不適格住宅 (3)土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅 (4)土砂災害警戒区域に当該指定前からある住宅 (5)事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域に存する住宅	建築住宅課
	建物の除却 最大 30 万円 建物の建設 最大 50 万円(同一地区移転※1最大 70 万円) 引越し 最大 50 万円 ※1同一地区移転:移転前と同じ中学校区内への移転	643-3481
藤枝市耐震シェルター整備事業	昭和 56 年5月 31 日以前の基準で建てられた耐震性のない木造住宅の1階への耐震シェルター設置費補助	建築住宅課
	上限 50 万円(※利用者が高齢者等の場合 上限 60 万円)	643-3481
藤枝市防災ベッド整備事業	昭和 56 年5月 31 日以前の基準で建てられた耐震性のない木造住宅の1階への防災ベッド設置費補助	建築住宅課
	上限 45 万円(※利用者が高齢者等の場合 上限 55 万円)	643-3481

家具転倒防止器具 取付サービス事業	ダンス・食器棚・テーブル・本棚・冷蔵庫などの転倒防止器具無 料の取り付けサービス	地域防災課
	1世帯当たり5台まで ※テレビ・仏壇などの固定は有料となる場合あり。	643-2110
感震ブレーカー等 設置推進事業	一定規模以上の地震の揺れを感知して電気の供給を遮断する 機能を有する器具を設置する方	地域防災課
	【一般世帯】設置費用の2/3(上限5万円)、新築住宅は一律1万 円 【特例世帯(要介護3以上などの人がいる世帯)】設置費用の 10/10(上限10万円)、新築住宅は一律1万5000円	643-2110

牧之原市の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0548)
①新築・購入		
牧之原市子育て 家族定住奨励金 交付事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに市内に住宅を取得した40歳未満の夫婦または中学生以下の子を持つ方に対し、奨励金を交付。 ・新たに住宅を建築または購入したものであり、住宅の引渡日から2ヶ月以内の申請であること。 ・住宅が共有である場合、それぞれ夫婦の持分の合計が2分の1以上であること。 ・住宅の延べ床面積が50㎡以上であり、玄関、居室、台所、便所および浴室を備えていること。 ・住宅の取得価格の合計額が300万円以上であること。 ・対象住宅に引き続き10年以上居住すること。 	建設部 都市住宅課
	基本額:10万円 加算額 (1)同居する中学生以下の子がいる場合、1人目10万円、2人目20万円、3人目30万円、4人目以降一律10万円加算。 (2)住宅の用に供するために新たに土地を200万円以上で購入した場合、10万円加算。 (3)牧之原市空き家・空き地バンクに登録された物件を購入した場合、10万円加算。 (4)市内事業者にて対象住宅を建築した場合、10万円加算。転入前3年以上、市外に住民登録されており、引渡前2年以内または引渡後に転入した場合、30万円加算。	53-2633
省エネルギー住宅 補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー住宅(BELSにおける戸建住宅の種類が「ZEH」又は「ゼロエネ相当」であるもの)の新築又は省エネルギー住宅への改修費用の一部を補助。 ・市内に居住している方、又は居住する予定がある方 ・市税等の滞納がない方 ・建築・改修工事については、補助金の申請年度内に着手し、完了すること 	市民生活部 環境課
	基本額 最大8万円(市内業者の施工の場合は最大10万円) 家庭用蓄電池システム・太陽光発電システム補助金と併用可(併用の場合は最大25万円)	53-2609

②リフォーム		
	<p>1 省エネ計画策定事業 省エネ改修を行うために必要な調査、設計、計画に係る事業</p> <p>2 省エネ改修事業 耐震性が確保された既存戸建て住宅で、省エネ基準又はZEH水準とする改修事業 (1)全体改修:住宅全体を改修する工事 (2)部分改修:複数の開口部について改修する工事 (3)建替え:住宅全体を建替える工事</p>	<p>市民生活部 環境課</p>
<p>牧之原市住宅省エネ改修推進事業費補助金</p>	<p>1 省エネ計画策定事業 対象経費の3分の2(補助上限額:388,000円/戸)</p> <p>2 省エネ改修事業 (1)全体改修 対象経費の23%(補助上限額:省エネ基準相当の場合766,000円/戸、ZEH水準相当の場合1,025,000円/戸) (2)部分改修 対象経費の23%(補助上限額:省エネ基準相当の場合766,000円/戸、ZEH水準相当の場合1,025,000円/戸) (3)建替え 対象経費の23%(補助上限額:ZEH水準相当の場合1,025,000円/戸)</p>	<p>53-2609</p>
<p>牧之原市空き家活用リフォーム等補助金交付事業</p>	<p>空き家・空き地情報バンクを利用して、市外から移住する方に、空き家のリフォームや残置物の処理費用を補助。</p> <p>(1)移住者対象リフォーム補助 ア過去3年、牧之原市内へ住所を置いたことがないもの イ対象空き家の引渡日から1年以内の申請であること ウ対象空き家に5年間居住すること エ経費の総額が5万円以上であること</p> <p>(2)空き家活用事業者等対象リフォーム補助 ア10年間移住者限定賃貸物件として空き家・空き地バンクに登録することを条件にリフォーム工事を行うこと イ建物状況調査(インスペクション)を受け、要修繕となった箇所を修繕する工事であること ウ経費の総額が100万円以上であること</p> <p>(3)残置物処理補助 リフォーム補助の対象となる方が空き家の残置物を処理すること</p> <p>※「空き家・空き地情報バンク」とは市内の空き家、空き地の物件情報を提供するしくみ利用にあたっては、事前協議が必要。</p>	<p>建設部 都市住宅課</p>
	<p>(1)移住者対象リフォーム補助 対象経費の2分の1以内(最大30万円)</p> <p>(2)空き家活用事業者等対象リフォーム補助 対象経費の2分の1以内(最大100万円)</p> <p>(3)残置物処理補助 対象経費に係る費用実費(最大5万円)</p>	<p>53-2633</p>
<p>住宅屋根耐風改修事業</p>	<p>(1)瓦屋根の耐風診断事業 住宅の瓦屋根が建築基準法の告示基準に適合しているか確認するための耐風診断費用の一部を補助</p> <p>(2)瓦屋根の耐風改修事業 建築基準法の告示基準に適合しない瓦屋根全体を改修する工事費用の一部を補助</p>	<p>建設部 都市住宅課</p>

	(1)瓦屋根の耐風診断事業:最大2万 1000 円 「耐風診断に必要な費用」と「3万 1500 円」を比較し、いずれか少ない額の3分の2以内の額 (2)瓦屋根の耐風改修事業:最大 55 万 2000 円 「改修に必要な工事費」と「屋根の面積(m ²)×2万 4000 円(上限 240 万円)」を比較し、いずれか少ない額の 23%の金額	53-2633
③空き家、移住・定住		
牧之原市子育て家族定住奨励金交付事業	再掲 118 ページ参照	
牧之原市空き家活用リフォーム等補助金交付事業	再掲 119 ページ参照	
牧之原市結婚新生活支援助成金交付事業	令和6年1月1日から令和7年3月 31 日までに婚姻届を提出した39 歳以下の夫婦で、夫婦の所得の合計が 500 万円未満の世帯に対して住居に関する費用(住居の購入または賃貸借などの住居費と引越し費用の合計額)を助成。 夫婦のいずれか高い方の年齢が、29 歳以下の世帯は 60 万円、39 歳以下の世帯は 30 万円を限度とする。	建設部 都市住宅課 53-2633
牧之原市しあわせ新婚さん家賃助成金	令和6年4月1日から令和7年3月 31 日までに婚姻届を提出し、市内のアパートなどに居住する夫婦 家賃月額4万 5000 円以上の民間の賃貸住宅に居住している夫婦に対し、月額4万 5000 円を超えた部分について1万円を上限として、24ヶ月間助成。 (住宅手当が支給されている場合、家賃月額から住宅手当の額を除く)	建設部 都市住宅課 53-2633
④設備の充実		
家庭用蓄電池システム・太陽光発電システム補助金	<ul style="list-style-type: none"> 家庭用蓄電池システム及び太陽光発電システム設置工事の一部を補助。 市内に居住している方、又は居住する予定がある方 市税等の滞納がない方 家庭用蓄電池システムの設置は常時太陽光発電システムと接続していること 建築・改修工事については、補助金の申請年度内に着手し、完了すること (1)家庭用蓄電池システムの設置 最大8万円(市内業者施工の場合は最大 10 万円) (2)太陽光発電システムの設置 最大4万円(市内業者施工の場合は最大5万円)	市民生活部 環境課 53-2609
自然エネルギー利用推進事業	市内に居住または居住の予定があり、住宅に自然循環型太陽熱温水器、強制循環型太陽熱利用システムを設置する者。 (1)自然循環型太陽熱温水器 一基当たり1万 5000 円 (2)強制循環型太陽熱利用システム 一基当たり3万円	市民生活部 環境課 53-2609

<p>牧之原市生垣づくり補助金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅用地の周囲の全部又は一部に設けるもので、生垣が公道に面していて、外部から見えること。 ・生垣の延長が5m以上あること。 ・樹木の数が延長1m当たり2本以上あること。 ・樹木の高さが外部から見て1m以上あること。 <p>生垣の設置に要する経費のうち、延長1mにつき3000円とし、5万円を限度とする(1m当りの経費が3000円に満たない場合、1m当りの補助金の額は当該実費額とする。) ※1回限り</p>	<p>建設部 都市住宅課</p> <p>53-2633</p>
<p>牧之原市浄化槽設置事業</p>	<p>個人の住宅(併用住宅含む。)に浄化槽を設置する方</p> <p>(1) 新增築に伴い合併槽を設置する場合(上限額) 設置工事に対する補助 5人槽:19万9000円 7人槽:24万8000円 10人槽:32万8000円</p> <p>(2) 新增築を伴わず、単独槽又は汲み取便槽から合併槽へ切り替える場合(上限額) 設置工事に対する補助 5人槽:33万2000円 7人槽:41万4000円 10人槽:54万8000円</p> <p>(3) 単独槽または汲み取便槽から合併槽に設置替えの場合のみ宅内配管工事に対する補助 30万円</p> <p>(4) 単独槽または汲み取便槽撤去工事に対する補助 9万円</p> <p>※各補助額は上限額ですので、実際の工事費によっては変動します。 ※分家する場合を除き合併槽付きの住宅に住んでいる方は対象外です。 ※補助対象等については、必ずお問い合わせください。</p>	<p>市民生活部 環境課</p> <p>53-2609</p>
<p>⑤新婚・子育て</p>		
<p>牧之原市子育て家族定住奨励金交付事業</p>	<p>再掲 118 ページ参照</p>	
<p>⑥高齢者、障害のある方</p>		
<p>介護保険の住宅改修</p>	<p>15 ページの介護保険の住宅改修と同じ</p>	
<p>障害児(者)日常生活用具給付事業</p>	<p>下肢・体幹・運動機能障害3級以上・視覚障害者2級以上の身体障害者手帳所持者及び同程度の難病患者で改修工事が必要とする方</p> <p>上限20万円まで 1割自己負担(低所得者自己負担なし・所得による給付制限あり)</p> <p>介護保険の住宅改修を受けられる場合は介護保険制度を優先適用となる改修の内容(手すりの取り付け、段差の解消・洋式便器への便器の取替え、引き戸等への扉の取替え等) 給付券による現物給付</p>	<p>福祉こども部 社会福祉課</p> <p>23-0072</p>

<p>牧之原市家庭内家具等転倒防止器具取付サービス事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する65歳以上の高齢者のみの世帯 ・家の中にあるタンス、テレビ、食器棚、冷蔵庫等 ・対象となる家具等は、1世帯当たり5台まで <p>固定に必要な器具の取付作業に要する費用は、市が負担する。 転倒防止に使用する器具は、申請者が負担する。 1台 4000円 家具等の転倒防止器具取付作業は、牧之原市が委託する榛南建築工業組合に所属する組合員が実施し、器具等の代金は申請者が組合員に直接支払う。</p>	<p>総務部 危機管理課</p> <p>23-0056</p>
<p>⑦住宅に困窮する方</p>		
<p>住居確保給付金</p>	<p>16 ページの住居確保給付金と同じ</p>	<p>福祉こども部 福祉相談課</p> <p>23-0078</p>
<p>⑧災害対策</p>		
<p>住宅屋根耐風改修事業</p>	<p>再掲 119 ページ参照</p>	
<p>牧之原市わが家の専門家診断事業</p>	<p>昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅 専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施</p>	<p>建設部 都市住宅課</p> <p>53-2633</p>
<p>牧之原市木造住宅耐震補強助成事業(計画一体型)</p>	<p>昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅で、耐震診断の結果、総合評点が1.0未満のものを1.0以上に補強する計画策定及び工事(ただし、総合評点が0.3以上上がる計画策定及び工事に限る。) 事業に要する経費と上限額とを比較して、いずれか少ない額。(ただし、耐震補強工事に要する経費の5分の4を限度とする。) ・基本上限額 ア一般世帯 100万円 イ高齢者のみ世帯等 120万円 ウ子育て世帯 120万円</p>	<p>建設部 都市住宅課</p> <p>53-2633</p>

吉田町の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0548)
④設備の充実		
吉田町住宅用新エネルギー機器等設置事業費補助金	町内に現に居住し、又は居住する予定の既存住宅に太陽光発電システム・蓄電池システムを同時設置する方 太陽光発電システム・蓄電池システム同時設置 10万円(一律)	都市環境課 環境部門 33-2102
吉田町生け垣づくり事業補助金	・住宅用地又は事業場用地(500㎡以下)周囲の全部又は一部に新設する生け垣等で、建築基準法に規定する道路に3m以上面するもの ・樹高(外部から眺望できる部分)がおおむね1m以上、樹木数が延長1m当たり2本以上(その他の要件あり。)	都市環境課 都市計画部門
	・経費が3万円以下の場合、全額 ・経費が3万円を超える場合は、3万円と3万円を超える金額の1/2を合算した額(限度額5万円)	33-2161
吉田町浄化槽設置費補助金	・公共下水道事業計画区域以外の地域又は公共下水道事業計画区域内のうち現に下水道の整備がなされておらず、かつ、将来的にも下水道の整備が見込まれない地域 ・住宅を建設若しくは購入し、又は既に所有する方であって、浄化槽を設置する方 ・既設の住宅用単独浄化槽又は汲み取り式便所を浄化槽に設置替えする方 ・10人槽以下で、1家庭1基(その他の要件あり。)	上下水道課 下水道業務部門
	(1)新設 5人槽 30万2000円、7人槽 37万6000円、10人槽 49万8000円(限度額) (2)設置替え 5人槽 33万2000円、7人槽 41万4000円、10人槽 54万8000円(限度額) ※既設の単独浄化槽や汲み取り式便所から設置替えする場合は、宅内配管工事費(上限30万円)と撤去工事費(単独浄化槽の場合上限12万円、汲み取り式便所の場合上限9万円)についても対象となります。	33-1100
⑤新婚・子育て		
吉田町新婚生活応援補助金	・令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻している夫婦(婚姻届を提出し、受理されていること。)で、新たに町内に住宅を購入又は賃借し、引越しをしていること	企画課 シティプロモーション部門
	・婚姻時において夫婦の双方が29歳以下である世帯:上限60万円 ・婚姻時において夫婦の一方又は双方が39歳以下である世帯:上限30万円	33-2135

⑥高齢者、障害のある方		
介護保険法の規定による住宅改修	(P15 参照)	福祉課介護 保険部門 33-2106
日常生活用具給付等事業	(P16 参照) 補助額等(限度額と自己負担額)は、右記へお問合せください	福祉課社会 福祉部門 33-2104
吉田町家庭内家具等転倒防止器具取付サービス事業	町内に住所を有する 65 歳以上のみの世帯 ・大工の作業費用を町が負担 ・1世帯当たり5台まで ・器具などの代金は自己負担	防災課 防災部門 33-2164
⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	(P16 参照)	中部健康福 祉センター 054-644- 9274
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	(P17 参照)	都市環境課 都市計画部門 33-2161
吉田町木造住宅耐震補強計画及び耐震補強工事補助金	(P17 参照)	都市環境課 都市計画部門 33-2161
吉田町ブロック塀等耐震化促進事業	事業の執行期間は1か年とする(災害復旧事業は対象外)。 事業費と撤去するブロック塀等の延長1mにつき2万円を乗じて得た額とのいずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 13 万 3千円)	都市環境課 都市計画部門 33-2161
吉田町避難路・避難地沿いブロック塀等緊急改善事業	・事業(災害復旧事業は対象外)の執行期間は1か年とする。 ・建築基準法第 42 条第2項の道路内には築造しないこと。 ・静岡県作成の「新しいブロック塀の造り方」によること。 ・他の塀へ転換する場合は金属製フェンス等安全な塀にすること。 当該事業に要する経費と改善する延長1mにつき3万 8400円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額の 1/2 以内(限度額 25 万円)	都市環境課 都市計画部門 33-2161
吉田町防災ベッド等・耐震シェルター設置事業	耐震診断により倒壊の可能性が高い(評点 1.0 未満)と判断された町内の住宅 ・防災ベッド等設置に対し最大20万円 ・耐震シェルター設置に対し最大30万円	防災課 防災部門 33-2164
がけ地近接危険住宅移転事業	(1)建物除去費補助 (2)敷地造成費補助 (3)建物建設費補助 (4)土地取得費補助 (1)限度額 80 万円(除却費用に対する一部補助) (2)限度額 59 万円(借入金利子に対する一部補助) (3)限度額 457 万円(") (4)限度額 206 万円(")	都市環境課 都市計画部 門 33-2161

川根本町の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0547)
①新築・購入		
定住促進住宅建設 事業費補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する者または補助事業完了の日から起算して30日以内に川根本町に住民登録をすると見込まれる者 ・自ら10年以上居住するためのもの ただし、次のものは除く <ul style="list-style-type: none"> (1) 別荘、賃貸住宅、駐車場、倉庫その他定住住宅以外のもの (2) 新築に係る工事費の総額が600万円未満のもの (3) 併用住宅にあっては、居住部分の割合が2分の1未満のもの ・新築の住宅床面積が50平方メートル以上280平方メートル以下のもの ・申請者及び同居親族が町に納付すべき町税等を滞納していないこと 	経営戦略課 定住・移住 推進室
	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の新築に要する経費の100分の5以内とし、30万円を限度とする ただし、次に該当するときはそれぞれに掲げる額を加算する <ul style="list-style-type: none"> (1) 住宅の新築が町内に本社又は本店の機能を持つ事務所を有する建築業者の元請により行われる場合に30万円 (2) 住宅の新築において、主要構造材の40パーセント以上を大井川産材とする場合に30万円 (3) 申請日において申請者に中学生以下の子がいるときは、子1人当たり50万円(3人を限度) 	56-2221

<p>定住・移住促進住宅家賃購入補助金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時に年齢が50歳以下のもの（ただし、補助対象者が生計を一にする18歳以下の扶養親族を有する場合又は夫婦どちらかが50歳以上で夫婦どちらかが50歳以下の世帯は、この限りでない）で、次に該当するものとする (1) 令和5年4月1日以降に対象となる住宅に住所を有し、当町に住所を有する者 (2) 3年以上当該住宅に居住する者 (3) 町内に住所を有しない者で、申請後から起算して30日以内に川根本町に住民登録をすると見込まれるもの (4) 申請者及び世帯全員に町税の滞納がないこと (5) 生活保護法（昭和25年法律144号）による保護を受けていないこと (6) 申請者及び同一世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと (7) 世帯員にこの要綱による補助金の交付を受けた者がいないこと 	<p>経営戦略課 定住・移住 推進室</p>
	<p>「家賃補助金」 家賃から住宅手当を減じた額の2分の1 限度額：月額2万円</p> <p>「家屋購入補助金」 購入費の2分の1 限度額：30万円</p>	<p>56-2221</p>
<p>②リフォーム</p>		
<p>住宅改修事業費補助金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する者または補助事業完了の日から起算して30日以内に川根本町に住民登録をすると見込まれる者 ・同一の住宅につき1回限り ・事業に要する経費で事業費が30万円以上のもの ・対象物件の機能向上を図る改修経費で次に該当するもの (1) 老朽化による住宅の修繕等のための工事 (2) 住宅の機能維持又は機能向上のために行う改築工事又は増築工事 	<p>経営戦略課 定住・移住 推進室</p>
	<p>補助対象経費の3/1 限度額20万円</p>	<p>56-2221</p>
<p>③空き家、移住・定住</p>		
<p>空き家改修事業費補助金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「空き家バンク」に登録された物件を購入又は賃貸した者で、かつ、住民登録をし、5年以上定住する意思のある者 ・町内に主たる事業所を有する事業者（個人を含む）により施工される当該物件の改修 ・対象物件の機能向上を図る改修経費で次に該当するもの (1) 内装、屋根、外壁等の機能向上に係る経費 (2) 台所、浴槽、便所、洗面所等の設備改善に係る経費 	<p>経営戦略課 定住・移住 推進室</p>
	<p>補助対象経費の1/2 限度額：50万円 (生計を一にする18歳未満の扶養親族を有する世帯 限度額：100万円)</p>	<p>56-2221</p>

<p>空き家バンク登録 物件清掃費補助金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家バンクを利用して、空き家を購入又は賃借し、かつ、居住又は居住しようとする個人(以下「空き家購入者等」という。) ・空き家バンク登録物件に係る所有権その他の権利を有し、当該物件の売却又は賃貸を行うことができる個人 ・この要綱による補助金の交付を受けていないもの <p>補助対象経費の1/2 限度額：15万円</p>	<p>経営戦略課 定住・移住 推進室</p> <p>56-2221</p>
<p>④設備の充実</p>		
<p>クリーンエネルギー 機器導入促進事 業費補助金</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・設置工事前に申請が必要 ・町内に住所を有している者で町税等を滞納していない者 ・クリーンエネルギー機器設置工事完了後、実績報告書提出時まで川根本町に住民登録を行う者 ・自ら居住する町内の住宅(店舗併用住宅も可)に下記の機器を設置する場合、本人の申請に基づき、町の審査を経て交付する ・未使用品であるもの(中古品は対象外) ・国、財団等の補助制度に該当する製品とし、太陽熱温水器は(財)ベターリビングのBL商品に認定されたもの、ヒートポンプ型給湯器は、メーカーのカタログ値においてJRA規格表示で年間給湯効率3.1以上、又はJIS規格表示でふろ保温機能が2.7以上等など ・太陽光発電システム 住宅の屋根等への設置 3kw以上の設置で余剰電力の売電契約が条件 ・住宅用リチウムイオン蓄電池システムについては、蓄電部がリチウムイオン蓄電池であり、太陽光発電システムにより発電する電力を充放電し、蓄電池及び電力変換装置で構成される一帯の装置であり、住宅部分に電力を供給できること。蓄電容量が1kwh以上であること。 <p>※複数の機器を組み合わせて同時に申請する場合の補助金額は、20万円を限度とする。(同一の種類 of 機器に対する補助は、同一の世帯につき1回限りとする。)</p> <p>※補助金を受けた年度の終了後3年間は、交付の申請をすることができないものとする。</p>	<p>くらし環境 課 環境政 策室</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム 太陽電池モジュールの出力1kw当たり2万円を限度とし、10万円を限度とする。 ・住宅用リチウムイオン蓄電池 設置に要した費用の2分の1以内で10万円を限度とする。 ・太陽熱温水器、ヒートポンプ型給湯器 設置に要した費用の2分の1以内で5万円を限度とする。 ・潜熱回収型給湯器(ガス・石油共) 設置に要した費用の2分の1以内で3万円を限度とする。 ・ハイブリット給湯器(ヒートポンプ型及び潜熱回収型給湯器)、(ヒートポンプ型給湯器及び太陽熱温水器) 設置に要した費用の2分の1以内で10万円を限度とする。 	<p>56-2236</p>

合併処理浄化槽設置整備事業費補助金	<p>下記の場合は交付しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法の確認を受けずに設置する場合 ・借家等で賃貸人の承諾が得られない場合 ・他の補助事業の対象となるもの ・仮設、事業専用の場合 ・季節的に使用する住宅に設置する場合 ・販売目的で浄化槽付住宅を建築する場合 ・既設の合併処理浄化槽を撤去して新たに合併処理浄化槽を設置する場合 	<p>くらし環境課 生活環境室</p>
	<p>(1) 5人槽 基本補助額 33万2000円 (2) 6～7人槽 基本補助額 41万4000円 (3) 8～10人槽 基本補助額 54万8000円</p>	<p>56-2236</p>
<p>⑤新婚・子育て</p>		
結婚新生活支援補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・次の各号いずれにも該当する新婚世帯で夫又は妻が暴力団員等でない者 (1) 新婚世帯の所得から前年中に返済した貸与型奨学金の額を控除した額が400万円未満であること (2) 婚姻日において、夫婦の年齢がともに39歳以下であること (3) 補助金の交付申請時に夫婦がともに申請に係る住宅に住所を有していること (4) 補助金の交付を受けた日から1年以上、申請に係る住宅に定住する意思があること (5) 夫婦のいずれもが過去に補助金の交付を受けていないこと (6) 市町村民税の滞納がないこと 	<p>経営戦略課 定住・移住推進室</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・夫婦のいずれかの年齢の高い方が29歳以下 限度額：60万円 ・夫婦のいずれかの年齢の高い方が39歳以下 限度額：30万円 	<p>56-2221</p>
<p>⑧災害対策</p>		
わが家の専門家診断事業	<p>昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅</p>	<p>建設課建設事業室</p>
	<p>専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施</p>	<p>56-2227</p>
木造住宅耐震補強助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅 ・耐震診断の評点結果が1.0未満である木造住宅で耐震補強工事後の耐震評点が0.3以上上がり、かつ1.0以上となるもの ・耐震診断、耐震補強計画の策定及び耐震補強工事後の耐震性の評価を静岡県耐震補強相談士が実施するもの 	<p>建設課建設事業室</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等が居住する住宅 1敷地ごとに、木造住宅耐震補強計画策定及び耐震補強工事に要する経費に5分の4を乗じて得た額と120万円とを比較して、いずれか少ない額とする。 ・上記以外の住宅 1敷地ごとに、木造住宅耐震補強計画策定及び耐震補強工事に要する経費に5分の4を乗じて得た額と100万円とを比較して、いずれか少ない額とする。 	<p>56-2227</p>

ブロック塀等撤去事業	道路に面し、道路面からの高さが80cm以上のもので地震発生時に倒壊又は転倒の危険性のあるブロック塀等を撤去する場合	建設課建設事業室
	当該事業に要する経費と撤去する延長に8000円を乗じて得た額と15万円を比較していずれか少ない額の2/3とする(1敷地につき10万円を限度)	56-2227
がけ地近接危険住宅移転事業	<p>・次のいずれかに該当する区域に存する既存不適格住宅又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じ、静岡県知事又は町長が移転勧告等を行ったもの。</p> <p>(1) 静岡県建築基準条例第3条の規定により指定した災害危険区域</p> <p>(2) 静岡県建築基準条例第10条の規定により建築を制限している区域</p> <p>(3) 土砂災害防止法第9条の規定に基づき静岡県知事が指定した土砂災害特別警戒区域</p> <p>(4) 第4条第1項に定められた基礎調査を完了し、③の区域に指定される見込みのある区域</p> <p>(5) 事業着手時点で過去3年間に災害救助法の適用を受けた地域</p>	建設課建設事業室
	<p>(1) 建物除去費補助 97万5000円 (除却費用に対する一部補助)</p> <p>(2) 敷地造成費補助 60万8000円 (借入金利子に対する一部補助)</p> <p>(3) 建物建設費補助 465万円 ()</p> <p>(4) 土地取得費補助 206万円 ()</p>	56-2227
家具転倒防止器具取付サービス事業	町内に住所を有する世帯	危機管理課 危機管理室
	上記対象世帯で最大5か所までとし、1か所当たりの補助は、5000円を限度する。	56-2227
耐震シェルター整備事業	<p>・町内に住所を有する65歳以上の高齢者のみが居住する以下の住宅</p> <p>(1) 2階建以下</p> <p>(2) 昭和56年5月31日以前に工事に着手した木造住宅</p> <p>(3) 耐震診断の総合評価で構造評点が0.7未満</p>	危機管理課 危機管理室
	耐震シェルターの購入、運搬、設置に要する経費の1/2以内 限度額 12万5000円	56-2227
防災ベッド整備事業	昭和56年5月31日以前の基準で建てられ、耐震診断の総合評点0.1未満の住宅であり、木造住宅の1階に防災ベッドを設置する場合	危機管理課 危機管理室 56-2227

浜松市の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (053)
①新築・購入		
地域材を利用した住宅への助成制度(天竜材の家百年住居(すまいる)事業)	市内に自ら居住するための FSC 認証材使用住宅を新築・増築する方(建売・リフォームは対象外)66㎡以上の居住面積を持ち FSC 認証材を主要構造材使用量の80%以上内装材と合わせて5㎡以上使用すること。	一般社団法人 浜松地域材利用促進協議会
	FSC 認証材使用量1㎡あたり2万円。上限40万円。 助成戸数160棟	423-3010
③空き家、移住・定住		
ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金	市外からの移住者に対して、住宅取得などにかかる費用を補助します。移住した日から2年以内の申請者と配偶者が50歳未満の年収が1000万円以下の方。5年以上居住する意思を持っている方。	市民協働 地域政策課
	対象経費の2分の1以内で上限100万円	457-2243
空家等除却促進事業補助金	①相続人が所有権または共有者として建物の登記がされており②昭和56年5月31日以前に建築済みまたは建築確認済みであった空き家など 18 の項目に該当する方	市民生活課
	費用の一部対象経費の3分の1で最大50万円	457-2231
まちなか定住促進補助金	居住誘導区域への移住であること。申請者の世帯所得が750万円以下であること。申請後2週間前後に発行される交付決定通知書交付後に着手できる方。 小学生以下のお子様がいる子世帯と親世代の3世代同居又は100m以内の近居を行う世帯は加算あり。	住宅課
	居住誘導区域への新築は 50 万円、三世帯同居は100万円 居住誘導区域内での三世帯同居は 50 万円	457-2457
④設備の充実		
創エネ・省エネ・畜エネ型住宅推進事業費補助金	過去に市から当該対象システムに対して補助金を受けていない世帯の方 令和6年4月1日から令和7年3月15日の間に対象システムの設置工事及び支払いが完了していること。	カーボンニュートラル推進 事業本部
	①家庭用蓄電池 80,000 円 ②V2H 充放電設備 80,000 円 ③家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム 50,000 円 ④太陽熱利用システム 20,000 円 ⑤太陽光発電システム 20,000 円	457-2502

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）導入支援事業補助金	市内に事務所を有する事業者が施工した新築住宅に自ら居住している個人（建売含む）で、工事完了日または工事費もしくは購入代金の支払い手続き完了日のいずれか遅い日が令和6年4月1日から令和7年3月15日であること。ZEHであることが示されている新築戸建住宅	カーボンニュートラル推進事業本部
	補助金額 上限 20 万円	457-2502
⑤新婚・子育て		
結婚新生活支援事業補助金	新婚世帯を対象に結婚に伴う新生活にかかる費用を補助します。令和6年2月1日から令和7年1月31日の間に婚姻届けを提出し受理された39歳以下の夫婦。世帯所得が500万円未満。	こども若者政策課
	夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 60万円 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の夫婦 30万円	457-2795
⑥高齢者、障害のある方		
居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給	介護保険の要支援、要介護認定を受けている方。ケアマネージャー等が作成する「改修が必要な理由書」を提出し、保険給付として適当な改修内容であるとして市から事前に承認を得た方。	長寿支援課
	改修に要した費用、同一住宅・同一対象者につき20万円を上限	457-2337
重度身体障がい者住宅改修費給付	市内に住所を有する身体障害者手帳の交付を受けた下肢、体幹または乳幼児以前の非進行性脳病変による運動機能障がいの程度が3級以上の方、難病の方で下肢または体幹機能に障がいのある方	社会福祉課
	申請前に購入、工事をすると給付対象外、原則1回上限20万円	457-2057
重度身体障がい者住宅改造費補助金交付	市内に住所を有する身体障害者手帳の交付を受けた下肢、体幹または視覚に障がいのある方で、障がいの程度が総合等級で1級又は2級またはその保護者。障がいのためその方に適するように住宅を改造する必要があると認められる方	社会福祉課
	着工前に申請。補助対象経費の3分の2以内で75万円を限度	457-2057
高齢者住宅改造費補助金交付	60歳以上で介護保険制度要支援1、2または要介護1～5の認定を受けていること。改造する家屋に現に生活し、改造する家屋を住所地としていること。	長寿支援
	補助対象経費の2分の1以内で75万円限度	457-2062
⑧災害対策		
木造住宅耐震補強助成事業	昭和56年5月31日以前に建築または工事に着手した木造住宅耐震診断の結果、上部構造評価が1.0未満の木造住宅で、上部構造評価が1.0以上となり、かつ0.3ポイント以上あがる耐震補強計画を策定し、当該計画に基づく耐震改修を実施するもの。	建築行政課
	耐震補強に要する経費＋耐震補強工事に要する経費8割以内。※ただし上限100万円。	457-2473

非木造住宅耐震診断事業・非木造住宅補強計画策定事業	昭和56年5月31日以前に建築された非木造住宅。診断の結果Is値0.6又はq値1.0未満の住宅を各階Is値0.6かつq値1.0以上となる補強計画を作成するもの。耐震補強工事の実施を予定するもの。	建築行政課
	非木造住宅耐震診断補助額については、1棟ごとに耐震診断に要する経費と助成基準額のいずれか少ない額の3分の2以内	457-2473
建築物耐震診断事業・建築物補強計画策定事業・建築物耐震補強助成事業・緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業	昭和56年5月31日以前に建築された建築物等の耐震診断・耐震補強について、その実施費用の一部を補助します。 (はままつ住まいづくりガイド P70 参照)	建築行政課
		457-2473
ブロック塀等撤去改善事業	道路沿いの倒壊の危険があるブロック塀等の撤去及び地震に対して安全な塀の新設について、その実施費用の一部を補助します。 (はままつ住まいづくりガイド P74 参照)	建築行政課
		457-2473
がけ地近接等危険住宅移転事業	がけ地の崩壊により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域の危険住宅の移転について、その実施費用の一部を補助します。 (はままつ住まいづくりガイド P73 参照)	建築行政課
		457-2473
民間建築物吹付アスベスト対策事業	民間建築物の所有者等が行うアスベスト分析調査及びアスベスト除去工事に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付します。 (はままつ住まいづくりガイド P103 参照)	建築行政課
		457-2473
狭い道路の拡幅整備事業	建築基準法第42条第2項の狭い道路に接した敷地で、建築主や土地所有者が道路後退用地を市に寄付した場合は、その部分を道路に拡幅整備するとともに、門や塀の撤去費等の一部を助成します。なお、隅切り部分を寄付した場合は、隅切り奨励金を交付します。 (はままつ住まいづくりガイド P76 参照)	建築行政課
		457-2474

磐田市の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0538)
①新築・購入		
勤労者住宅建設資金貸付制度（リフォームにも利用可）	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に自己の住宅を新築、増改築、購入、宅地購入する勤労者の方 ・住宅の床面積 70～280 ㎡以下 ・宅地購入 330 ㎡以下で5年以内に住宅を建設 <申込み窓口> ろうきん磐田ローンセンター TEL 0538-34-3311	経済観光課
	融資限度額 1,000 万円 融資利率 0.90% (5年返済) 1.05% (当初 10 年間、11 年目以降は労金の金利) 返済期間 40 年以内	37-4819
③空き家、移住・定住		
既存住宅取得等事業費補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・事業完了日から 10 年間は居住する見込みのあること ・入居者全員に市税の滞納がないこと ・居住する区域の自治会に加入すること ・原則、交付決定があった日の属する年度の3月 31 日までに完了報告書の提出が可能であること ・当該既存住宅以外に、市内に自己の居住の用の入居者所有の建物がないこと ・事業後の居住する住宅が昭和 56 年5月 31 日以前の建築基準法の基準で建築されている場合は、次に掲げる耐震性能のいずれかを有すること (1)耐震評点が 1.0 以上(木造の建物に限る。) (2)構造耐震指標 (Is) の値が 0.6 以上	建築住宅課
	若者・子育て世帯 【上限】市外 150 万円、市内 100 万円 取得(建物購入費 1/10+リフォーム工事費 1/2) 建替え(除却費 1/2) リフォーム(リフォーム工事費 1/2) 若者・子育て世帯以外 【上限】50 万円 リフォーム(リフォーム工事費 1/2)	37-4851
④設備の充実		
新エネルギー及び省エネルギー設備普及促進奨励金	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所があり、自ら居住する方がその所有する住宅に新エネルギー及び省エネルギー設備を導入していること ・新品かつ未使用品であり、リース及びレンタルではないこと ・市税を滞納していないこと 	環境課
	(1)住宅用太陽光発電システム:2万円 (2)家庭用蓄電池:2万円 (3)住宅用太陽熱利用システム:1万円 (4)家庭用コージェネレーションシステム付給湯器(エネファーム):1万円 (5)HEMS:1万円 1世帯それぞれ1基が限度・予算の範囲内で奨励金を助成	37-4874

浄化槽設置事業費補助金	公共下水道の整備予定区域以外、農業集落排水事業の実施区域以外の区域で、合併処理浄化槽を設置する方、又は単独処理浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽に設置替える方	上下水道総務課
	設置費 5人槽 33万2,000円 7人槽 41万4,000円 10人槽 54万8,000円 宅内配管工事費 30万円※増改築を伴う交換は対象外 ※増改築を伴う交換は補助対象外 撤去費 単独処理浄化槽 12万円 雨水貯留槽等への再利用の場合 9万円 くみ取り便槽 9万円	58-3086
水洗便所等改造資金融資あっ旋と利子補給制度	下水道処理区域内で、供用開始の日から3年以内に便所等を改造し、公共下水道につなげるための排水設備工事をする方(家屋の新築は対象外)	上下水道総務課
	令和6年度は、利率1.60%の利子全額を市が負担 融資限度額は、1工事当たり100万円以内	58-3086
⑤新婚・子育て		
結婚新生活支援事業助成金	新婚世帯の条件 (1)令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届けが受理された夫婦 (2)夫婦の前年(又は前々年)の所得の合計額が500万円未満 (3)婚姻日における夫婦の年齢がいずれも39歳以下 補助対象の費用 (1)住宅取得費用(婚姻を機に新たに磐田市内に購入若しくは新築する際に要した費用) (2)住宅賃貸費用(結婚を機に新たに住宅を賃貸する際に要した費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)) (3)引越費用(引越し業者又は運送業者に支払った費用) (4)リフォーム費用(引住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用) ※詳細は市のHPへ掲載しています 助成上限額 (1)婚姻日において夫婦いずれかの年齢の高い方が29歳以下60万円 (2)婚姻日において夫婦いずれかの年齢の高い方が30歳以上39歳以下30万円	こども未来課 37-2808
⑥高齢者、障害のある方		
日常生活給付等事業	障害者 (1)視覚障害2級以上若しくは下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する方で、障害等級3級以上(特殊便器への取替えの場合は上肢障害2級以上)の方 (2).(1)と同程度の障害を有する難病患者又は関節リウマチ患者 障害児 (1)視覚障害2級以上若しくは下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する障害児で、障害等級3級以上(特殊便器への取替えの場合は上肢障害2級以上の方)の原則として学齢児以上の方	福祉相談課

	(2).(1)と同程度の障害を有する難病患者又は関節リウマチ患者 障害者・障害児:改造費の95%(限度額19万円) 【支援給付受給世帯:改造費の100%(限度額20万円)】 難病疾患患者等:改造費の95%(限度額19万円)	37-4919
家具固定推進事業	市内全世帯対象 要配慮者世帯 (1)要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者がいる世帯 (2)身体障害者手帳(1級、2級)、精神障害者保険福祉手帳(1級)の交付を受けている者がいる世帯 (3)療養手帳(A1、A2、A3)の交付を受けている者がいる世帯 (4)特定疾患医療受給者のいる世帯 (5)75歳以上の高齢者のみの世帯	危機管理課
	一般世帯は、1世帯あたり3点までの家具につき2,000円の自己負担。要配慮者世帯は、1世帯あたり3点までの家具を無料で固定。なお、一般世帯・要配慮者世帯ともに3点を超える分については、1点あたり5,500円の自己負担。	37-2116
⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	16 ページ掲載の(住居確保給付金)と同じ	福祉相談課 37-2789
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	(P17 参照)	建築住宅課 37-4899
木造住宅耐震補強工事助成事業(補強計画一体型)	・昭和56年5月31日以前に建築(着工)された木造住宅で、耐震診断による総合評点が1.0未満のものを1.0以上かつ0.3ポイント以上向上させる補強計画・耐震補強工事を一体的に行うもの (1)一般世帯65万円 ①身体障害者②子供2人以上③耐震評点0.5未満いずれか該当80万円 ①または②かつ③に該当95万円 (2)高齢者等世帯90万円 ④重度障害者等⑤耐震評点0.5未満いずれか該当105万円 ④かつ⑤に該当120万円 補強工事費の80%と上記の補助金額を比較していずれか少ない額	建築住宅課 37-4899
	・昭和56年5月31日以前に建築(着工)された木造住宅で、耐震診断による総合評点が1.0未満の住宅を解体する場合 ・自己の居住の用に供する住宅であるもの ・住宅解体後に建替え、または耐震性のある住宅(昭和56年6月1日以降に建築された住宅または耐震評点が1.0以上の住宅)へ住み替えるもの 解体工事に係る経費の23%に相当する額で限度額は 高齢者等世帯又は子育て等世帯50万円 その他の世帯30万円	建築住宅課 37-4899
木造住宅移転事業	木造住宅除却工事助成事業を利用している高齢者等世帯で住み替えを行う場合 移転費用(引越費用)に係る経費で限度額は10万円	建築住宅課 37-4899

木造住宅耐震シェルター整備事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された木造住宅で、耐震診断による総合評点が 1.0 未満の住宅に耐震シェルターを設置する場合	建築住宅課
	耐震シェルター設置に係る経費で限度額は (1)高齢者世帯等 25 万円 (2)その他の世帯 20 万円	37-4899
木造住宅防災ベッド整備事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された木造住宅で、耐震診断による総合評点が 1.0 未満の住宅に静岡県が開発した防災ベッドを設置する場合	建築住宅課
	防災ベッドの購入に係る経費で限度額は 30 万円	37-4899
建築物耐震診断事業	昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された建築物の耐震精密診断	建築住宅課
	当該事業に要する経費と別に定める基準額とを比較していずれか少ない額の 2/3 以内で限度額は (1)非木造戸建住宅 13 万 6000 円 (2)木造住宅・非木造戸建住宅以外 100 万円	37-4899
ブロック塀等撤去事業	地震発生時において、避難路に面する倒壊等の危険があるブロック塀等を撤去する場合	建築住宅課
	撤去するブロック塀等の長さ 1 mにつき 9200 円を乗じて得た額と補助対象経費とを比較していずれか少ない額の 1/2 以内 緊急輸送路の場合、1 mにつき 1 万 9980 円を乗じて得た額と補助対象経費とを比較していずれか少ない額の 2/3 以内	37-4899
ブロック塀等建替事業	緊急輸送路、小中学校の通学路に面するブロック塀等を安全な塀に建替する場合	建築住宅課
	建替するブロック塀等の長さ 1 mにつき 4 万 7600 円を乗じて得た額と補助対象経費とを比較していずれか少ない額の 1/2 以内 緊急輸送路の場合、1 mにつき 5 万 8380 円を乗じて得た額と補助対象経費とを比較していずれか少ない額の 2/3 以内	37-4899
屋根耐風改修促進事業	・令和3年 12 月 31 日以前に建築された「瓦屋根の住宅」の屋根の診断・改修(ふき替え)を行う場合 ・耐風改修事業の条件	建築住宅課
	(1)基準に適合しない瓦屋根を耐風性能を有している屋根に改修(ふき替え)するもの(瓦屋根以外への改修も可) (2)屋根全面を改修する工事を行うもの (1)耐風診断事業 診断費の 2/3(最大 2.1 万円/棟) (2)耐風改修事業 工事費の 23%(最大 55.2 万円/棟)	37-4899
がけ地近接等危険住宅移転事業	次のいずれかの条件にあてはまる「既存不適格住宅」等の移転等 (1)静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 (2)静岡県建築基準条例第 10 条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和 29 年3月 31 日以前に建てられたもの (3)知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅	建築住宅課

掛川市の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0537)
① 新築・購入		
浄化槽設置費 補助金制度	補助対象区域内で、住宅等に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方(確認申請・浄化槽設置届をしていない方、販売目的で住宅等を建築する方、住宅等を借りている方で賃貸人の承諾が得られない方は除く。) ※詳細は掛川市公式ホームページをご覧ください。	下水道課
	(1)新築、増改築、汲み取り便所の水洗化に伴う設置 5人槽 33万2000円、7人槽 41万4000円、 10人槽 54万8000円 (2)単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替え(新築、増改築を除く) 5人槽 42万2000円、7人槽 50万4000円、 10人槽 63万8000円 (設置替えに伴う宅内配管工事費に対し補助、上限30万円)	21-1170
③空き家、移住・定住		
空き家除却事業費 補助金	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で「空き家」となっている物件を解体する場合に補助金を交付します。 対象空き家の除却に要する費用相当額で限度額は50万円	都市政策課 21-1152
空き家活用お片付け 補助金	昭和56年6月1日以降に建築された住宅で「空き家」となっている物件を、空き家バンク等により流通させる意思がある場合に、補助金を交付します。 事業に要する費用の3分の2以内で限度額は20万円	都市政策課 21-1152
④設備の充実		
新エネルギー機器 等設置支援制度	市内に居住する方が新エネルギー機器等を設置する場合 (1)太陽光発電設備(既築) (2)HEMS (3)家庭用リチウムイオン蓄電池 (4)エネファーム (5)V2H	環境政策課 (提出先) 掛川商工 会議所 掛川みなみ 商工会
	(1)2万円 (2)1万円 (3)8万円 (4)8万円 (5)5万円 ※すべて設置事業費の1/2以内 ※パートナーシップ買物券で支給	21-1218 (提出先) 22-5151 72-2701
浄化槽雨水貯留 施設転用費補助 金制度	下水道等に接続することにより不要となる浄化槽を、雨水貯留施設として再利用する方 1件につき改造工事費の1/2(限度額7万5000円)	下水道課 21-1170
⑤新婚・子育て		
子育て世代向け 住宅供給制度	住宅(建築設備を含む)の新築、増築、改築、修繕、模様替又は購入(土地代を除く)を行った方 最大35万円(ただし、対象事業費の1/2を限度とする)	都市政策課 21-1152
結婚新生活支援 事業費補助金	夫婦ともに婚姻日の年齢が39歳以下で、世帯所得が500万円未満の世帯に対し、結婚に伴う住居費、引越し費用を補助 限度額30万円(夫婦ともに29歳以下の場合は60万円)	こども政策課 21-1211

⑥高齢者、障害のある方		
居宅介護(介護予防)住宅改修費支給制度	(P15 参照)	長寿推進課 21-1196
家庭内設置物転倒防止事業	(1) 高齢者世帯、障がい者世帯、母子世帯、65 歳以上の世帯員と 18 歳未満の世帯員で構成された世帯 (2) 上記以外の一般世帯	危機管理課
	(1) 家具等5か所まで無償で固定作業を実施 (2) 家具等5か所まで半額負担(上限1万円)で固定作業を実施	21-1131
日常生活用具給付等事業	特定の基準を満たした障がい者の移動等を円滑にする用具を購入し、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	福祉課
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	用具の購入費及び改修工事費(限度額 20 万円)の 95%	21-1139
⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	(P16 参照)	福祉課 21-1140
⑧災害対策		
住宅用防災施設等設置事業費補助金	(1) 防災ベッド設置事業 (2) 防災ベッドフレーム設置事業 (3) 耐震シェルター設置事業 (4) 感震ブレーカー設置事業 (5) 雨水貯留設備設置事業	危機管理課
	(1) 設置に要する経費以内で上限 20 万円 (2) 設置に要する経費以内で上限 30 万円 (3) 設置に要する経費以内で上限 20 万円 (4) 設置に要する経費の3分の2以内で上限1万5千円 (5) 設置に要する経費の2分の1以内で上限5千円	21-1131
わが家の専門家診断事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された既存木造住宅に対して、専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による耐震診断を実施 無料	都市政策課 21-1152
木造住宅耐震補強事業(補強計画一体型)	木造住宅の補強計画と補強工事を継続して行う方で、耐震診断の評点が 1.0 未満のものを 0.3 以上上げ、かつ 1.0 以上とする耐震補強計画の策定に要する経費及び、耐震補強計画に基づいた工事に要する経費。(昭和 56 年以前に建築された在来工法の木造住宅で所有者又は居住者が行うものに限る。)	都市政策課
	(1) 一般世帯 上限 100 万円 (2) 60 歳以上の方がお住い(一人以上)の世帯 上限 110 万円 (3) 高齢者(65 歳以上のみ)等世帯 上限 120 万円	21-1152
木造住宅建替等事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された既存木造住宅(現在住まわれている住宅に限る)で、耐震診断の評点が 1.0 未満の既存木造住宅の建替や除却、移転を行う方	都市政策課
	次に事業要する経費に 100 分の 23 を乗じて得た額に相当する額と次に示す額と①②に示す額と比較していずれか少ない額 (1) 既存住宅を除却し住宅建設(居住誘導区域に限る。)を実施する場合 60 万円(※新築住宅は省エネ基準に適合させる必要あり) (2) 除却事業を実施する場合 30 万円(65 歳以上のみ居住する住宅、1・2級の障害者手帳を持つもの、介護保険法による要介護者又は、要支援者が居住する住宅等は 40 万円)	21-1152

ブロック塀等耐震改修促進事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 除去事業 (2) 耐震改修事業 (3) 建替事業 <ul style="list-style-type: none"> (1) 補助対象経費:「撤去工事費」と「撤去する塀の長さ×基準額」を比較し少ない額に次に示す割合を乗じた額 一般道補助対象経費×1/2 上限 20 万円(基準額 8900 円/m)避難路沿道等補助対象経費×2/3 上限 26.6 万円(基準額2万円/m) (2) 補助対象経費:「改善工事費」と「改善する塀の長さ×3万8400 円/m」を比較し少ない額に次に示す割合を乗じた額 避難路沿道等 補助対象事業費×2/3 上限 33 万 3000 円 (3) 補助対象経費:「改善工事費」と「改善する塀の長さ×5万8400 円/m」を比較し少ない額に次に示す割合を乗じた額 避難路沿道等 補助対象事業費×2/3 上限 59 万 9000 円 	都市政策課 21-1152
民間建築物吹付けアスベスト対策事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 含有調査施工されている吹付け建材について、アスベスト含有の恐れがあるものの含有調査 (2) 除去等工事 吹付けアスベスト・吹付けロックウール(アスベスト0.1%超含有のものに限る)の除去・囲い込み・封じ込め等の飛散対策工事 	都市政策課 21-1152
既存建築物耐震診断事業	<p>静岡県地震対策推進条例第 15 条第1項の既存建築物(公の機関が所有するもの及び既存木造住宅を除く)の耐震診断を実施する所有者、居住者又は使用者(昭和 56 年以前に建築されたものに限る)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 一戸建て住宅 当該事業に要する経費と 13 万 6000 円とを比較し、いずれか少ない額の 2/3 以内 (2) 一戸建て住宅以外 <ul style="list-style-type: none"> ア 延床面積 1,000 m²以下の部分 事業に要する経費と延床面積×3,670 円を比較し、いずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 200 万円) イ 延床面積 1,000 m²を超え 2,000 m²以下の部分 事業に要する経費と延床面積×1,570 円を比較し、いずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 200 万円) ウ 延床面積 2,000 m²を超える部分 事業に要する経費と延床面積×1,050 円を比較し、いずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 200 万円) 	都市政策課 21-1152
がけ地近接危険住宅移転事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内にあり、急傾斜地崩壊危険区域整備など他補助事業の対象とならない住宅 (2) 静岡県建築基準条例第 10 条に基づく、建築を制限している区域内にあり、昭和 29 年3月 31 日以前に建設された住宅 (3) 県知事が指定した土砂災害特別警戒区域にある既存不適格住宅 (4) 上記(1)～(3)の区域内にあり、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市長が是正勧告等を行った住宅 <ul style="list-style-type: none"> (1) 建物除去費補助 97 万 5000 円 (2) 敷地造成費補助 60 万 8000 円 (3) 建物建設費補助 465 万円 (4) 土地取得費補助 206 万円 	都市政策課 21-1152

袋井市の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0538)
②リフォーム		
住宅省エネ改修推進事業	既存住宅の開口部、躯体等の高断熱化、エコ住宅設備等の改修のための設計と工事に対して助成します。 改修後の断熱性能、エコ住宅設備等について条件があります。	建築住宅課
	省エネ設計:事業費の2/3以内の額(上限38.8万円/戸) 省エネ改修:事業費の23%以内の額(上限102.5万円/戸) 補助上乘せ:構造補強工事实施(上限36万円/戸) しずおか優良木材等使用(上限14万円/戸)	44-3120
③空き家、移住・定住		
三世代同居・近居のための空き家改修等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家を有効活用し、三世代同居・近居をする方に補助金を交付します。 ・1年以上空き家であること、10年以上継続して当該事業の目的として空き家を活用すること等、対象者・採択要件に条件があります。 	建築住宅課
	空き家のリフォーム工事費または空き家の購入費の1/2以内(限度額30万円/戸※重点地域は限度額45万円/戸)	44-3123
地域活性化交流施設等整備のための空き家改修支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家を有効活用し、地域のための交流施設、拠点施設等への整備を実施する方に補助金を交付します。 ・10年以上継続して当該事業の目的として活用されるものであること等、採択要件に条件があります。 	建築住宅課
	空き家の改修工事費の2/3以内(限度額60万円/戸※重点地域は限度額90万円/戸)	44-3123
空き家跡地利用のための空き家除却支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家を除却し、除却後の跡地を居住環境の改善及び地域の活性化のために活用する方に補助金を交付します。 ・災害リスクの最も高い地区であること、10年以上継続して当該事業の目的として活用されるものであること等、対象地域・採択要件に条件があります。 	建築住宅課
	空き家の除却費の4/5以内(限度額60万円/戸)	44-3123
移住支援空き家活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・移住者の居住を目的とした空き家のリフォーム工事を実施する方に補助金を交付します。 ・1年以上空き家であること、10年以上継続して当該事業の目的として空き家を活用すること等、対象者・採択要件に条件があります。 	建築住宅課
	空き家のリフォーム工事費の2/3以内(限度額300万円/戸)	44-3123
④設備の充実		
ゼロカーボンシティふくろい推進事業補助金	ゼロカーボンシティふくろいを実現するため、地球温暖化対策に資する事業を実施した方に、予算の範囲内で補助金を交付します。	環境政策課
	太陽光発電(余剰買取制度の場合のみ対象) ※既存住宅のみ 太陽光電池モジュールの最大出力1kW 当たり	44-3135

	2万5,000円(上限10万円) 家庭用蓄電池(太陽光発電システムが設置済み) ※既存住宅のみ 購入額の1/2以内、10万円 家庭用コージェネレーションシステム 購入額の1/2以内、上限6万円	
緑のいえなみ整備 事業補助金制度	道路に面した敷地内へ生垣の設置や複数本の植樹をされる方 ※条件要確認	維持管理課
	・補助対象経費の2/3以内、1敷地10万円を上限 ・植栽等の延長1メートルにつき2万5,600円	44-3165
浄化槽設置事業費 補助金	以下のすべてに該当する方 ・公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業の実施 区外に合併処理浄化槽を設置する方 ・一般住宅、店舗併用住宅(住宅部分面積1/2以上)に設置 する10人槽以下の浄化槽 ・設置場所に居住(予定)していて、市税等を滞納してい ない方	下水道課
	補助額は浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、次 に掲げる人槽区分に応じ、それぞれ掲げる額を限度額とす る。(1,000円未満は切り捨て) (1)建物の新築・増築を伴う場合 5人槽 33万2,000円 6人槽以上7人槽以下 41万4,000円 8人槽以上10人槽以下 54万8,000円 (2)みなし浄化槽・くみ取り便槽から付け替える場合 5人槽 70万3,000円 6人槽以上7人槽以下 90万2,000円 8人槽以上10人槽以下 127万2,000円	84-6081
浄化槽維持管理費 補助金	以下の全てに該当する方 ・公共下水道供用区域及び農業集落排水事業の実施区域 外で合併処理浄化槽を適正に維持管理している方 ・前年度に保守点検3回、清掃1回、法定検査(11条または 7条)1回を実施した方 ・前年度に受検した法定検査(11条または7条)が不適正の 判定を受けた場合は、その後改善を行ったこと ・一般住宅、店舗併用住宅(住宅部分面積1/2以上)に設置 する10人槽以下の合併処理浄化槽 ・当該浄化槽の設置場所に住所を有していて、市税等を滞 納していない方	下水道課
	浄化槽の維持管理費(保守点検、清掃、法定検査代)から 下水道使用料相当額※を差し引いた額(100円未満は切り 捨て) ※水道の使用水量から下水道使用料を算出する。	84-6081
浄化槽雨水貯留施 設転用工事費補助 金制度	以下の全てに該当する方 ・宅内排水設備工事(下水道等に接続する工事)により不要 となる浄化槽を雨水貯留施設に転用する方 ・転用工事を自らの負担により行い、市税等の滞納がない方	下水道課
	1件について転用工事費の1/2以内とし、上限額8万円 (1,000円未満は切り捨て)	84-6081

⑥高齢者、障害のある方		
居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給	(P15 参照)介護保険の住宅改修と同じ	保険課
	改修に要した費用(同一住宅・同一対象者につき20万円を上限)の9割、8割または7割(利用者負担割合による)を介護保険で支給	44-3152
障害者(児)等住宅改修費助成	日常生活を営むのに著しく支障のある重度障害者(児)などが、段差解消など住環境の改善を行う場合に改修費用を助成します。(対象者:身体障害者手帳の交付を受けた者等。詳細は市ホームページ参照)	しあわせ推進課
	自己負担金 1割(限度額20万円)原則1回 ※市民税所得割の額が46万円を超える者がいない世帯に属する方 ※介護保険法による適用を受けられる方又は受けた方は対象外	44-3114
重度身体障害者住宅改造費助成	在宅の重度身体障害者が日常生活を容易にするために、洗面所の改造など住宅設備を改造する場合に、改造工事を助成します。(対象者:身体障害者手帳の交付を受けた者。詳細は市ホームページ参照)	しあわせ推進課
	助成対象経費の3/4以内とし、限度額は次のとおりです。 1介護保険法に基づく住宅改修費の給付を受けることができる方は、57万円 2袋井市障害者(児)等住宅改修費助成事業による住宅改修費の給付を受けることができる方は、55万円 それ以外の方は、75万円	44-3114
⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	(P16 参照)住居確保給付金と同じ	しあわせ推進課 44-3114
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	市が派遣する耐震診断補強相談士が住宅を調査し、耐震性を判定します。 ※令和6年度末終了予定	建築住宅課
	昭和56年5月31日以前に建築された既存木造住宅を対象とし、専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施	44-3120
木造住宅耐震改修助成事業(補強一体型)	耐震補強計画の策定と耐震補強工事を一体的に実施する事業に対し、補助金を交付します。 ※令和7年度末終了予定	建築住宅課
	昭和56年5月以前に建てられた木造住宅で、耐震評点1.0未満のものを1.0以上(かつ0.3ポイント以上アップ)とするような補強計画と補強工事を一体的に実施する事業 1棟ごとに事業費と100万円とを比較していずれか少ない額 [高齢者等世帯の場合は120万円]	44-3120
木造住宅除却等助成事業	耐震性のない木造住宅の除却・建替え事業に対し、補助金を交付します。 ※補助対象に地域要件があります。	建築住宅課
	昭和56年5月以前に建てられた木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評定1.0未満のもの除却・建替え事業 【除却事業】一般世帯:30万円/戸 高齢者等世帯:40万円/戸 【建替事業】対象世帯一律:60万円/戸	44-3120

	<p>【移転事業】 一棟につき、事業費と10万円とを比較していずれか少ない額 ※除却事業に伴い、耐震性のある既存住宅に住み替える場合のみ対象</p>	
既存建築物耐震性向上事業	昭和56年5月31日以前に建築された建築物(既存木造住宅を除く)の所有者が耐震診断を行う場合、補助金を交付します。	建築住宅課
	事業費と延べ床面積×3,670円を比較し、いずれか少ない額の2/3以内(限度額200万円/戸)	44-3120
住宅屋根耐風改修促進事業	瓦屋根の耐風診断と耐風改修を一体的に行う事業に対して補助金を交付します。	建築住宅課
	耐風診断:事業に要する費用と3万1,500円を比較していずれか少ない額2/3以内の額(上限2万1,000円/戸) 耐風改修:事業に要する費用と基準額(屋根の面積1㎡あたり2万4,000円を乗じて得た額)を比較し、いずれか少ない額に23%以内の額(上限55万2,000円/戸)	44-3120
家庭内家具等転倒防止器具給付事業	袋井市の住民基本台帳に記録されている世帯で、かつ、居住している世帯の方	危機管理課
	1年度内で1世帯あたり6台分までの市が指定する家具等転倒防止器具を現物給付する。	86-3701
家庭内家具等転倒防止器具取付支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・家具等転倒防止器具給付を受けた世帯で、自ら転倒防止器具を取り付けることが困難な世帯の方(賃貸住宅の場合は家主の了承が必要) ・給付を受けた転倒防止器具を1年度の間で、1世帯につき2台から6台まで、市が委託した事業者(大工)が取付する 	危機管理課
	取付費用のうち5/6を市が負担し、残りの1/6を申請者が負担する。 ※ただし、次に該当する世帯については、取付費用を市が全額負担する (1)満65歳以上の者のみで構成されている世帯 (2)要支援又は要介護の認定を受けている者が属する世帯 (3)障害者手帳や療育手帳などの手帳の交付を受けている者が属する世帯 (4)袋井市災害時避難行動要支援者計画(個別計画)作成に同意した者又はその支援者であると市長が認める者が属する世帯	86-3701

湖西市の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (053)
①新築・購入		
住もっか「こさい」定住促進奨励金	市内に住む単身で40歳未満、夫婦で合計80歳未満の方で、市内に住宅を新築・購入した方 (※その他条件有)	企画政策課
	10万円(基本額)～最大100万円 ※加算方式のため申請者の条件により奨励金額が変わります。	576-4910
④設備の充実		
住宅用脱炭素化促進設備等導入支援補助金	(1)家庭用コージェネレーションシステム(エネファーム) (2)家庭用蓄電池 ※一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する補助事業の対象システムであること (3)V2H充放電設備 ※電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて家庭の電力として使用できる仕組みを備えたもの (4)低公害車 ※電気自動車(超小型電気自動車を含む)かPHV、燃料電池自動車であること ただし、次のすべての条件に該当する方を対象とする ・市内に住民登録がある方で、自らの住宅又は住宅敷地に対象機器を設置する方 ・市税の未納のない方 ・過去に同様の機器の補助金を受領していない方	環境課脱炭素推進室
	(1)一律6万円 (2)1kWh当たり1万円(上限4万円) (3)一律4万円 (4)電気自動車及びPHV 一律5万円 燃料電池自動車 一律15万円	576-4921
浄化槽雨水貯留施設転用費補助金制度	公共下水道に切り替えることにより不要となる浄化槽を雨水貯留施設に転用する方に工事費の一部を市が補助する制度 1件につき転用工事費の1/2以内(限度額7万5000円)	下水道課 574-2211
浄化槽設置整備事業費補助金	公共下水道事業計画区域外で、単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽に転換設置する一般住宅 本体工事費、宅内配管工事費、撤去工事の合計額(補助の最大額)は次のとおり。 (1)単独処理浄化槽からの転換設置 5人槽78万円、7人槽88万2000円、10人槽100万5000円 (2)くみ取り便槽からの転換設置 5人槽75万円、7人槽85万2000円、10人槽97万5000円	廃棄物対策課 577-2255
新婚さん「こさい」へおいでん新生活応援金	39歳以下の夫婦(または夫婦のどちらか)が湖西市へ転入し、かつ、転入した日の前後60日以内に婚姻の届をしている方 (※その他条件有)	企画政策課
	1夫婦 10万円	576-4910

耐震シェルター整備事業補助金	児童扶養手当を受給している者を含んで構成されている世帯が居住する、以下のすべてに該当する住宅 ・湖西市内の昭和 56 年5月 31 日以前に建築された木造住宅 ・耐震診断による評点が 1.0 未満の住宅 ・建物の階層が2以下のもの	危機管理課
	耐震シェルターの購入設置に要する経費の 2/3 以内 (限度額 16 万 6000 円/基)	576-4538
家具転倒防止事業	湖西市内に居住し、児童扶養手当を受給している者を含んで構成されている世帯に属する者	危機管理課
	家具、3個までを無料で固定する	576-4538
⑥高齢者、障害のある方		
居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給	・市内で要支援、要介護認定を受けている方で、手すりの取付、段差の解消、床材の変更、扉の取替、洋式便器等への取替のいずれかに該当する住宅改修を行った場合 ・事前にケアマネージャー等が作成する理由書が必要。	高齢者福祉課
	改修に要した費用(上限 20 万円)の9割、8割または7割(利用者負担割合による)金額を介護保険で支給	576-1104
重度障害者(児)日常生活用具給付事業	次のいずれかに該当する方 ①下肢、体幹機能障害又は脳原性運動機能障害(移動性運動機能障害に限る。)を有する方で、障害等級3級以上の方(ただし特殊便器への取替えの場合は上肢障害2級以上の方) ②視覚障害2級以上の方 ③下肢、体幹機能障害を有する難病患者	地域福祉課
	障害者(児)の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの(上限額 20 万円)	576-4532
重度身体障害者住宅改造費助成事業	助成の対象者は、次に掲げる要件のすべてに該当する在宅の重度身体障害者の方 ・身体障害者手帳の交付を受けた下肢、体幹又は視覚の障害者で、障害の程度が1、2級の方 ・前年分の所得税額 12 万円以下の世帯に属する方 ・一度もこの助成を受けたことがない方	地域福祉課
	既存住宅の浴室、便所、洗面所、台所、玄関、廊下その他の住宅設備(上限額 20 万円(他制度優先))	576-4532
耐震シェルター整備事業	(1)満 65 歳以上の者のみで構成されている世帯 (2)満 65 歳以上の者及び 18 歳未満の者のみで構成されている世帯 (3)身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者を含んで構成されている世帯 (1)～(3)のいずれかの世帯で、以下のすべてに該当する住宅 ・湖西市内の昭和 56 年5月 31 日以前に建築された木造住宅 ・耐震診断による評点が 1.0 未満の住宅 ・建物の階層が2以下の住宅	危機管理課
	耐震シェルターの購入設置に要する経費の 2/3 以内 (限度額 16 万 6000 円/基)	576-4538
家具転倒防止事業	湖西市内に居住し、次のいずれかに該当する世帯に属する者 (1)満 65 歳以上の者(前年度末)のみで構成されている世帯 (2)満 65 歳以上の者(前年度末)及び満 18 歳未満の者(前年度末)のみで構成されている世帯 (3)身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者を含んで構成されている世帯	危機管理課
	家具、3個までを無料で固定する	576-4538

⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	(P16 参照)	地域福祉課 576-1295
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	(P17 参照)	建築住宅課 576-4549
建築物耐震改修促進事業費補助金	(1) 建築物耐震診断事業 (2) 木造住宅耐震改修事業(補強計画一体型) (3) 木造住宅除却事業	建築住宅課
	(1) 当該事業に要する経費と別に定める基準額とを比較していずれか少ない額の 2/3 以内で限度額は ア 非木造戸建住宅 13 万 6000 円 イ 一戸建て住宅以外 詳細は問合せ先へ連絡をお願いします。 (2) (P17 参照) (3) 限度額 30 万円(除却費の 23%以内)	576-4549
ブロック塀等撤去事業補助金	(P18 参照)	建築住宅課 576-4549
耐震シェルター整備事業	(1) 満 65 歳以上の者のみで構成されている世帯 (2) 満 65 歳以上の者及び 18 歳未満の者のみで構成されている世帯 (3) 身体障害者手帳、精神障害者保険福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者を含んで構成されている世帯 (4) 児童扶養手当を受給している者を含んで構成されている世帯	危機管理課
	(1)～(4)のいずれかの世帯で、以下のすべてに該当する住宅 ・湖西市内の昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅 ・耐震診断による評点が 1.0 未満の住宅 ・建物の階層が 2 以下の住宅 耐震シェルターの購入設置に要する経費の 2/3 以内 (限度額 16 万 6000 円/基)	576-4538
家具転倒防止事業	湖西市内に居住し、次のいずれかに該当する世帯に属する者 (1) 満 65 歳以上の者(前年度末)のみで構成されている世帯 (2) 満 65 歳以上の者(前年度末)及び満 18 歳未満の者(前年度末)のみで構成されている世帯 (3) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者を含んで構成されている世帯 (4) 児童扶養手当を受給している者を含んで構成されている世帯 (5) 自主防災会が推薦する世帯	危機管理課
	家具、3 個までを無料で固定する	576-4538
がけ地近接危険住宅移転事業	(1) 危険住宅の除却費補助 (2) 敷地造成費補助 (3) 建物建設費補助 (4) 土地取得費補助	建築住宅課
	(1) 限度額 97 万 5000 円 (2) 限度額 60 万 8000 円※ (3) 限度額建物建設費補助 465 万円※ (4) 限度額土地取得費補助 206 万円※ ※(借入金利子に対する一部補助)	576-4549

御前崎市の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0537)
①新築・購入		
勤労者住宅建設資金利子補給制度	対象者は、市内に自ら居住する住宅を新築・増改築または建売住宅、中古住宅、住宅用土地を購入される勤労者の方 利子補給対象額 1件当たり 500 万円	商工観光課
融資利率等	利子補給率 年 1.00% 利子補給期間 10 年間 返済期間:10 年以上(最長 35 年)	85-1135
申込窓口	労働金庫小笠支店 TEL 0537-72-7111	
②リフォーム		
住宅耐震リフォーム支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる工事は、リフォーム工事で、住宅の省エネ化、バリアフリー化、長寿命化のいずれかに該当する工事 対象者は、市内に住民登録があり、町内会の班に加入又は加入される方で、市税等の滞納がないことなどが条件 御前崎市プロジェクト「TOUKAI—0」総合支援事業費補助金交付要綱に規定する木造住宅耐震補強助成事業の交付決定を受けていること。 	都市政策課
	工事費の 50%(上限 40 万円(千円未満切捨て)) 市内の他の補助制度を受ける場合は、その金額を工事費から差し引く	29-8732
③空き家、移住・定住		
空き家リフォーム支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる工事は、リフォーム工事で、住宅の省エネ化、バリアフリー化、長寿命化のいずれかに該当する工事 対象となる空家は、御前崎市が把握している空家に限る 対象者は、空家引き渡し後、住民基本台帳に記載され、かつ、該当空家に 10 年以上居住する意思があること。 町内会の班に加入し、市税等の滞納がないことなどが条件 	都市政策課
	工事費の 50%(上限 40 万円(千円未満切捨て)) 市内の他の補助制度を受ける場合は、その金額を工事費から差し引く	29-8732
④設備の充実		
新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金	<ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有する、又は住所を有する予定の方で、市税等の滞納がない方 自らが居住する又は居住する予定の住宅に新エネルギー・省エネルギー機器を設置又は機器付き住宅を購入する場合に限る 過去に市から同種の設置機器に対する補助金の交付を受けたことがない方(同一世帯の方を含む) 年度内に設置工事を完了できる方 	エネルギー政策課

	1kW当たり2万円で上限8万円(太陽光発電システム) 1kWh当たり2万円で上限8万円(家庭用蓄電池) 1基当たり2万円(太陽熱利用システム) 1台当たり10万円(初度登録のクリーンエネルギー自動車(EV車、PHV車、FCV車、ミニカー)で自家用のもの)	85-1134
浄化槽設置事業費補助金	・住宅に設置する10人槽以下の合併処理浄化槽 ・店舗兼住宅の場合、居住部分が延床面積の1/2以上なら対象	上下水道課
	浜岡地区(浄化槽整備区域のみ・限度額) 5人槽 33万2000円、7人槽 41万4000円 10人槽 54万8000円 御前崎・白羽地区(限度額) 5人槽 70万円、7人槽 90万円、10人槽 140万円	85-1126
⑥高齢者、障害のある方		
居宅介護住宅改修費支給制度	(P15 参照)	高齢者支援課 85-1118
障害者(児)等日常生活用具給付事業	・下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)の方で、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が3級以上の方(特殊便器への取替えは、上肢障害2級以上の方)又は視覚障害者2級以上のもの。難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能に障害があるもの ・障害者(児)の移動等を円滑にする用具を購入し、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	福祉課
	上限額 20万円(内自己負担5%)	85-1121
重度身体障害者住宅改造費助成事業	・市内に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害、下肢又は体幹機能障害者で、障害の程度が1、2級で住宅設備の改造を必要とする方 ・前年分の所得税額150万円以下の世帯に属する方	福祉課
	前年度所得税額12万円以下 対象経費の3/4以内(限度額75万円) 前年度所得税額12万円超150万円以下 対象経費の1/2以内(限度額50万円)	85-1121
⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	(P16 参照)	福祉課 85-1121
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	昭和56年5月31日以前に建築又は同日において工事中であった既存木造住宅	都市政策課
	専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施	29-8732
木造住宅耐震補強助成事業(補強計画一体型)	昭和56年5月31日以前に建築又は同日において工事中であった木造住宅について補強設計及び耐震補強工事をする方	都市政策課
	木造住宅耐震補強助成事業に要する経費で以下の金額を補助上限額とする。 (1)一般世帯 : 上限100万円 (2)高齢者世帯: 上限120万円	29-8732

ブロック塀等耐震改修促進事業補助金	市内のブロック塀等で、地震発生時に倒壊の危険性のある塀 撤去事業(安全な通学路等) 事業費と撤去するブロック塀の延長1mにつき8千900円を乗じた額とを比較して、いずれか少ない額の2/3以内(道路に面した部分に限る。)(限度額10万円)	都市政策課
	改善事業(安全な通学路等) 事業費と改善するフェンス・生垣の延長1mにつき3万8千400円を乗じた額とを比較して、いずれか少ない額の2/3以内(撤去事業を行った部分であり、かつ道路に面した部分に限る。)(限度額25万円)	29-8732
住宅・建築物アスベスト改修事業	除去等吹付けアスベストの除去、封じ込め、囲い込み又は吹付けアスベストが施工されている建築物の除却を行う場合のアスベストの除去	都市政策課
	アスベスト除去等にかかる事業費の2/3以内(上限120万円/敷地)	29-8732
がけ地近接危険住宅移転事業	次のいずれかの条件にあてはまる住宅 (1)静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 (2)静岡県建築基準条例第10条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和29年3月31日以前に建てられたもの (3)県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅 (4)上記(1)(2)(3)の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅	都市政策課
	建物除去費補助 97万5000円(除却費用に対する一部補助) 敷地造成費補助 60万8000円 (借入金利子に対する一部補助) 建物建設費補助 465万円() 土地取得費補助 206万円()	29-8732
防災ベッド等購入補助事業	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、耐震診断による評点が1.0未満の住宅に居住する方	危機管理課
	防災ベッド及び防災ベッドのフレームの購入に要する経費の1/2以内(限度額20万円/基)	85-1119
耐震シェルター整備事業	・昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅又は耐震診断による評点が1.0未満の建物にお住まいの方(階数が2以下の住宅で65歳以上の高齢者のみが居住する場合に限る) ・耐震シェルターの台数は、対象住宅1戸当たり1台	危機管理課
	耐震シェルターの購入設置に要する経費の1/2以内(限度額12万5000円/基)	85-1119

菊川市の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0537)
①新築・購入		
若者世帯定住促進補助金	市内に住宅を取得した、満40歳未満の方を対象に住宅の取得にかかった費用の一部を補助します。	都市計画課
	(1)住宅の取得費用の10分の1以内で、上限25万円 (2)三世帯同居又は隣接住宅の場合は、取得価格の10分の2で、上限40万円	35-0957
④設備の充実		
自然エネルギー利用促進補助金	市内に自ら居住又は居住を予定する住宅に、太陽光発電システム及び太陽熱温水器等を新たに設置する費用の一部を補助します。	環境推進課
	(1)太陽光システム 太陽電池の最大出力1kW当たり …4000円(限度額2万円) (2)家庭用リチウムイオン蓄電池 蓄電池の蓄電容量1kWh当たり …1万2000円(限度額6万円) (3)太陽熱温水器 集熱パネルの面積1㎡当たり …2000円(限度額8000円) (4)ソーラーシステム 集熱パネルの面積1㎡当たり …2000円(限度額1万2000円)	35-0916
浄化槽設置事業費補助金	下水道認可区域・農業集落排水事業採択区域・平尾下水処理場使用区域・集合処理施設設置区域(奥の谷および花木地区)を除く区域に10人槽以下の浄化槽を設置する費用の一部を補助します。	下水道課
	(1)用途区域内 新築、増改築、付け替え【補助金上限額】 5人槽 73万5000円、7人槽 85万1000円、 10人槽 126万1000円 (2)用途区域外 ア新築、増改築【補助金上限額】 5人槽 14万4000円、7人槽 18万3000円、 10人槽 24万3000円 イ付け替え【補助金上限額】 5人槽 53万1000円、7人槽 63万円、 10人槽 90万3000円	35-0957
下水道接続工事費補助制度	既存の専用住宅又は併用住宅の浄化槽又はくみ取り便所を廃止し、公共下水道に接続する工事に係った費用の一部を補助します。	下水道課
	(下水道接続工事費-30万円)×1/4(限度額10万円)	35-0933

⑤新婚・子育て		
新婚生活支援事業費補助金	令和6年1月1日から令和7年2月28日の間に婚姻届を提出し受理され、所得や年齢要件を満たした世帯が契約した住宅の購入、リフォーム、賃貸などの費用の一部を補助します。	企画政策課
	夫婦ともに29歳以下の世帯の場合は上限60万円、それ以外の世帯(39歳以下)は上限30万円	35-0900
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給制度	15 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ	長寿介護課
		37-1253
菊川市家具転倒防止事業	市内に居住する65歳以上の高齢者世帯、要介護3以上の認定を受けている世帯、障がい者手帳などをお持ちの世帯を対象に、家具の固定を無料で実施します。 1軒あたり、家具5第までを無料で固定します。	危機管理課
		35-0923
重度身体障害者の住宅改修費給付制度	障がい者の移動等を円滑にする用具を購入又は設置のために小規模な住宅改修工事を行う際にかかった費用の一部を補助します。 用具の購入費及び改修工事費の95%(限度額19万円)	福祉課
		37-1252
⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	16 ページ掲載の住居確保給付金と同じ	福祉課
		37-1251
⑧災害対策		
わが家の専門家診断事業	昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の耐震診断を無料で受けられます。 専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施します。	都市計画課
		35-0957
木造住宅耐震補強事業(耐震補強計画一体型)補助金	昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅で耐震評点が1.0未満の住宅について、耐震評点を0.3以上上げ、かつ1.0以上にする耐震補強計画の策定とその耐震補強工事を実施する費用の一部を補助します。 上限100万円 お住まいの方全員が65歳以上の住宅又は要介護者や身体障がい者がお住まいの住宅(高齢者等住宅)については上限120万円	都市計画課
		35-0957
木造住宅耐震補強計画策定事業補助金	木造住宅耐震補強事業(耐震補強計画一体型)において、耐震補強計画策定後に費用等を理由に工事に着手しなかった高齢者等住宅で耐震シェルターや防災ベッドの設置等の命を守る対策を実施する費用の一部を補助します。 上限14万4000円(図面の作成を行う場合は、25万9000円)	都市計画課
		35-0957
ブロック塀撤去事業補助金	公道に面した危険なブロック塀を全撤去する工事の費用の一部を補助します。 工事費用と、塀の延長(m)×9200円を比較して、少ない額の2/3(上限26万6000円、千円未満切り捨て)	都市計画課
		35-0957
ブロック塀改善事業補助金	指定避難路・避難地に面した危険なブロック塀を全撤去後、フェンス・生垣に造り替える工事の費用の一部を補助します。	都市計画課

	工事費用と、塀の延長 (m) ×3 万 8400 円を比較して、少ない額の 2/3(上限 16 万 6000 円、千円三満切り捨て)	35-0957
住宅瓦屋根耐風診断事業補助金	令和 3 年 12 月 31 日以前に建築された瓦屋根住宅の瓦屋根の繋結方法が、基準に適合しているか、専門家に依頼する診断費用の一部を補助します。	都市計画課
	診断費の 2/3 (最大 2 万 1000 円/棟)	35-0957
住宅瓦屋根耐風改修工事補助金	専門家による耐風診断の結果、基準に適合していない瓦屋根を基準に適合する屋根への改修工事にかかった費用の一部を補助します。	都市計画課
	工事費※の 23% ※補助対象限度額 2 万 4000 円×屋根面積 (上限 240 万円/棟)	35-0957
耐震シェルター購入事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築(着工)された 2 階建て以下の木造住宅の 1 階に耐震シェルターを設置する費用の一部を補助します。ただし、わが家の専門家診断による総合評点が 1.0 未満で、耐震補強工事を行っていないものに限りです。	危機管理課
	本体購入、運搬及び設置に要する費用の 2 分の 1 以内とし、12 万 5000 円を限度とする。	35-0923
防災ベッド購入事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築(着工)された 2 階建て以下の木造住宅の 1 階に静岡県が開発した防災ベッドまたは防災ベッドフレームを設置する費用の一部を補助します。ただし、わが家の専門家診断による総合評点が 1.0 未満で、耐震補強工事を行っていないものに限りです。	危機管理課
	本体購入に要する費用の 2 分の 1 以内とし、12 万 5000 円を限度とする。	35-0923
感震ブレーカー設置事業費補助金	市内在住の 65 歳以上の高齢者が属する世帯、要介護 3 以上の認定を受けている方が属す瀬田、障がい者等がいる世帯が感震ブレーカーを設置する費用の一部を補助します。	危機管理課
	設置費用の 3 分の 2 で千円未満の端数を切り捨てた額とし、2 万 5000 円を限度とする。	35-0923

森町の制度

制度名称	制度概要	問い合わせ
	補助額等	電話番号 (0538)
①新築・購入		
森町地域材利用 木造住宅建築事 業費補助金	【補助対象者】 ・町内に木造住宅を新築する方 ・町内の木造住宅を床面積 10 m ² 以上増築する方 ・町の空き家・空き地バンクに登録のある空き家を改築し、居住する方 【補助条件】 ・町内の製材所又は材木店から地域材を購入すること。 ・町内の建築業者が新築・増築・改築の作業を行うこと。 ※地域材とは、浜松市、磐田市、掛川市、袋井市及び森町の区域の森林から搬出される木材のことです。	産業課 林政係
	地域材の購入に対する補助 上限 10 万円	
③空き家、移住・定住		
森町空き家等利 活用推進支援補 助金	【概要】 空き家・空き地バンクに登録可能な空き物件の改修及び残置物処分を行う場合にその費用の一部を補助 【補助対象者】 売買又は賃貸等による利活用を目的とした空き物件の所有者、購入者、賃借人 【補助対象経費】 改修工事 (1)台所、風呂、トイレ等の改修に係る経費 (2)電気、ガス及び水道設備の改修に係る経費 (3)内装、屋根、外壁等の改修に係る経費 残置物処分 (1)ごみ処理手数料 (2)ごみの収集及び運搬手数料 (3)特定家庭用機器の引取りに要する経費 (4)家財処分の委託等に係る経費 (5)ハウスクリーニング等の建物内の清掃に要する経費 【補助要件】 ・空き家・空き地バンクに登録すること。 ・登録した空き物件を3親等以内の親族に売却又は賃貸しないこと。 ・空き物件の所有者が改修工事または残置物処分を行うことについて承諾していること。 ・市町村民税等の徴収金の滞納がないこと。	定住推進課 移住交流係
	改修工事 工事に要した金額又は 30 万円のいずれか少ない額 残置物処分 処分に要した金額又は 10 万円のいずれか少ない額	

<p>森町空き家除却 事業費補助金</p>	<p>【補助対象者】 町内に空き家を所有する者又はその相続人</p> <p>【補助要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に建築された住宅であって、町が定める基準に該当する危険空き家であること。 ・空き家及び附属建築物、附属する工作物、敷地内の樹木等を除却・撤去して、敷地を更地にすること。 <p>※その他詳細については、問合せください。 解体・撤去費用の1/2以内とし、上限額を50万円とする。</p>	<p>定住推進課 住まい支援係</p> <p>85-6321</p>
<p>④設備の充実</p>		
<p>森町新エネルギー 機器等導入促 進事業費補助金</p>	<p>【概要】 住宅用太陽光発電システム（太陽電池モジュールの公称最大出力10kW未満）及び家庭用蓄電池システム（蓄電容量2kW以上）を設置する場合にその費用の一部を補助 ※ ※未使用品に限る。</p> <p>【補助対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有し、自己が居住する住宅に対象機器を設置する者 ・過去に本補助金の交付を受けていない者 ・町税等の滞納がない者 <p>【太陽光発電システム】 公称最大出力値（kW）×1万円（上限5万円） ただし、1000円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>【家庭用蓄電池システム】 1台につき 5万円（一律）</p>	<p>住民生活課 生活環境係</p> <p>85-6314</p>
<p>森町浄化槽設置 事業費補助金</p>	<p>町内に浄化槽を設置する方で、次の要件を満たす場合に、予算の範囲内で補助金を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置届の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けている。 (2) 併用住宅に設置する場合、延床面積の1/2以上が居住部分である。 (3) 賃借している住宅に設置する場合は、当該住宅の所有者の承諾が得られている。 (4) 自らが居住する住宅へ設置する。 (5) 町の公共下水道事業認可区域外に設置する。 <p>新築、増改築</p> <p>5人槽 33万2000円、7人槽 41万4000円、 10人槽 54万8000円</p> <p>みなし浄化槽（単独処理）からの付替え</p> <p>5人槽 41万4000円、7人槽 51万6000円、 10人槽 68万4000円</p>	<p>住民生活課 生活環境係</p> <p>85-6314</p>
<p>⑤新婚・子育て</p>		
<p>住もうよ森町新 婚さん応援金</p>	<p>【概要】 婚姻に伴う新生活に係る費用の一部に対し、経済的に支援します。</p> <p>【補助対象者】 以下を全て満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和8年3月31日までに婚姻届が受理された夫婦であること。 (2) 婚姻日より1年以内の夫婦であること。 (3) 申請時点において双方とも町内の同一の住居に住民登録されていること。 	<p>定住推進課 移住交流係</p>

	<p>(4) 婚姻日の年齢が双方又はいずれか一方が 39 歳以下であること。</p> <p>(5) 双方とも交付決定日から引き続き 1 年以上、森町に居住すること。</p> <p>(6) 双方とも市町村税の滞納がないこと。</p> <p>(7) 双方とも過去に本応援金の交付を受けてないこと。</p> <p>【補助対象経費】 婚姻日を基準日とし、3 か月前の月の初日から 12 か月後の月の末日までの間に支払った次の費用</p> <p>(1) 住居の取得費（新たに取得した町内の住居に対し支払った費用）</p> <p>(2) 住居の賃借料（婚姻を機に賃借した町内住居に支払った費用）</p> <p>(3) 住居の改修・増改築費（既存住宅のリフォーム費用）</p> <p>(4) 引越費用（婚姻を機とした引越しの際に、業者に支払った費用）</p> <p>(5) 生活備品代（婚姻後の生活のために取得した家具家電費用）</p> <p>(6) 車両購入経費（婚姻後の生活のために購入した自動車取得費）</p> <p>(7) 車両リース料（婚姻後の生活のために契約した自動車リース費）</p>	
	1 世帯につき 最大 30 万円	85-6321
⑥高齢者、障害のある方		
介護保険の住宅改修	15 ページ掲載（介護保険の住宅改修）と同じ。	福祉課 介護保険係 86-6341
重度身体障害者の住宅改修費給付制度 (地域生活支援事業－日常生活用具給付等事業－居室生活動作補助用具)	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）の方で、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が 3 級以上の方（特殊便器への取替えは、上肢障害 2 級以上の方）又は視覚障害 2 級以上の方。難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能に障害があるもの ・障害者の移動等を円滑にする用具を購入し、設置に小規模な住宅改修を伴うもの 	福祉課 地域福祉係
	改修費用の 95%以内で、限度額は 20 万円とする。	85-1800
森町重度身体障害者住宅改造費助成	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けた下肢障害者、体幹障害者又は視覚障害者で、障害の程度が 1 級又は 2 級の方 ・前号の障害のため、その者に適するように住宅を改造する必要がある方 ・前年分の所得税額 12 万円以下の世帯に属する方 	福祉課 地域福祉係
	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 40 条第 6 号及び第 52 条第 6 号に基づく住宅改修費の給付を受けることができる者は、57 万円を限度とする。 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 2 項に基づく重度身体障害者に対する日常生活用具の給付及び貸与について（平成 12 年障第 267 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）の重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱に定める住宅改修費給付を受けることができる者は、55 万円を限度とする。 前 2 号以外の者は、75 万円を限度とする。	85-1800

⑦住宅に困窮する方		
住居確保給付金	16 ページ掲載（住居確保給付金）と同じ。	福祉課 地域福祉係 85-1800
⑧災害対策		
わが家の専門家 診断事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された既存木造住宅 専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断 を実施	定住推進課 住まい支援係 85-6321
木造住宅の耐震 改修事業（補強 計画一体型）	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅（在来工法） で、耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上、 かつ 0.3 以上あげる耐震補強工事を行う場合 一般世帯・・・1 戸につき最大で 120 万円 高齢者等世帯・・・1 戸につき最大で 140 万円 耐震改修工事期間中に P R 幕（宣伝等）を実施していただき ます。 高齢者等世帯とは、以下の 4 つのいずれかに該当するもの をいいます。 （1）65 歳以上の方のみが居住している場合 （2）身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が 1 級又は 2 級の方が居住している場合 （3）介護保険法による要介護又は要支援認定を受けてい る方が居住している場合 （4）療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受け ている方が居住している場合	定住推進課 住まい支援係 85-6321
建築物等の耐震 診断事業	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された非木造住宅及び住宅 以外の建築物 【非木造住宅】 事業に要する経費と 13 万円とを比較して、いずれか少な い額の 2/3 以内とします。 【住宅以外の建築物】 事業に要する経費と延床面積×2,000 円を比較して、いず れか少ない額の 2/3 以内とします。ただし、100 万円を上 限とします。	定住推進課 住まい支援係 85-6321
木造住宅除却助 成事業	・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅で耐震診 断の評点が 1.0 未満の住宅を解体する場合 ・居住中の住宅で、台所・風呂・トイレがあること。 ・住宅を除却後、耐震性のある建築物への住替え又は建て替 えること。 ・空き家は対象外とします。 除却工事に係る経費の 23%に相当する額と 40 万円とを比 較して、いずれか少ない額とする。 対象世帯一律：40 万円を上限とする。	定住推進課 住まい支援係 85-6321
住宅屋根耐風改 修促進事業	令和 3 年 12 月 31 日以前に工事着手した住宅の瓦屋根のう ち、耐風性能を満たさないものについて、耐風診断事業と 耐風改修事業を一体的に行う事業 【耐風診断】 瓦屋根の緊結方法について、基準に適合しているかどう かをかわらぶき技能士等により診断 【耐風改修】 耐風診断の結果、基準に適合していない瓦屋根につい て、耐風性能を有する瓦屋根等に改修すること。	定住推進課 住まい支援係

	<p>【耐風診断】 1棟につき、耐風診断に要する経費と3万1,500円とを比較していずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額とし、上限額を2万1,000円とする。</p> <p>【耐風改修】 1棟につき、耐風改修に要する経費と屋根の面積1㎡当たり2万4,000円を乗じて得た額（上限240万円）とを比較して、いずれか少ない額に100分の23を乗じて得た額とし、上限額を55万2,000円とする。</p>	85-6321
危険なブロック塀等の除却事業	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面した危険なブロック塀等を除却します。ただし、道路面を基準に60cm以上の高さのあるブロック塀を対象とします。 ・避難路沿道に該当しない（行き止まりの道）等が対象 <p>「業者の見積額等」と「基準額（8,900円/m×対象延長m）」とを比較して、いずれか少ない額の1/2以内で、1敷地につき20万円を上限とします。</p>	定住推進課 住まい支援係
ブロック塀等の除却事業（避難路沿道等）	<p>公衆用道路（避難路沿道）に面した危険なブロック塀等を除却する事業です。ただし、道路面を基準に60cm以上の高さのあるブロック塀を対象とします。</p> <p>「業者の見積額等」と「基準額（8,900円/m×対象延長m）」とを比較して、いずれか少ない額の2/3以内で、1敷地につき26.6万円を上限とします。</p>	定住推進課 住まい支援係
ブロック塀等の建替え事業（避難路沿道等）	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のブロック塀等の除却事業後に、安全な塀に建て替える事業です。 ・新たに建て替えるコンクリートブロックは2段以下で施工してください。 <p>「業者の見積額等」と「基準額（3万8,400円/m×対象延長m）」とを比較して、いずれか少ない額の2/3以内で、1敷地につき33.3万円を上限とします。</p>	定住推進課 住まい支援係
がけ地近接等危険住宅移転事業	<p>次のいずれかの条件にあてはまる住宅</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 (2) 静岡県建築基準条例第10条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和29年3月31日以前に建てられたもの (3) 県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅 (4) 上記(1)、(2)、(3)の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅 <p>【危険住宅の除却費補助】 事業実施年度における国が定める住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費</p> <p>【引越費用等の補助】 上限97万5,000円（動産移転費、仮住居費等）</p> <p>【建物建設費補助】 上限465万円（借入金利子に対する一部補助）</p> <p>【土地所得費補助】 上限206万円（借入金利子に対する一部補助）</p> <p>【敷地造成費補助】 上限60万8,000円（借入金利子に対する一部補助）</p>	定住推進課 住まい支援係
		85-6321

<p>森町家庭内家具等固定推進事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森町内に住所を有する世帯（一般住宅） ・ 家具等の固定台数は各世帯5台以内 <p>家具等固定にかかる各世帯負担額は次のとおり。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 100px;">1台固定</td><td style="text-align: right;">600円</td></tr> <tr><td>2台固定</td><td style="text-align: right;">1200円</td></tr> <tr><td>3台固定</td><td style="text-align: right;">1800円</td></tr> <tr><td>4台固定</td><td style="text-align: right;">2400円</td></tr> <tr><td>5台固定</td><td style="text-align: right;">3000円</td></tr> </table> <p>以下のいずれかの条件にあてはまる世帯は費用負担なし</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 65歳以上の者のみで居住する世帯 (2) 身体障害者手帳1級又は2級の認定を受けている者がいる世帯 (3) 介護認定を受けている者がいる世帯 (4) 療育手帳の交付を受けている者がいる世帯 (5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がいる世帯 	1台固定	600円	2台固定	1200円	3台固定	1800円	4台固定	2400円	5台固定	3000円	<p>防災課 防災係</p> <p style="text-align: center;">85-6302</p>
1台固定	600円											
2台固定	1200円											
3台固定	1800円											
4台固定	2400円											
5台固定	3000円											
<p>防災ベッド等購入補助事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災ベッド、耐震シェルター 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で、「T O U K A I - 0」総合支援事業での「わが家の専門家診断事業」による総合評点が1.0未満の住宅を所有又は使用している方が、防災ベッド又は耐震シェルター（静岡県開発のもの）を購入する場合 ・ 防災ベッドフレーム 身体障害者手帳の交付を受け身体障害者程度等級が1級又は2級のいずれかに該当する方が、防災ベッドフレームを購入する場合 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">防災ベッド</td> <td style="text-align: right;">購入に要する経費の2/3以内 (限度額20万円/基)</td> </tr> <tr> <td>耐震シェルター</td> <td style="text-align: right;">購入に要する経費の2/3以内 (限度額10万円/基)</td> </tr> <tr> <td>防災ベッドフレーム</td> <td style="text-align: right;">購入に要する経費の2/3以内 (限度額20万円/基)</td> </tr> </table> <p>ただし、次に該当する場合は、25万円を限度額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 65歳以上の者のみで居住する世帯 (2) 身体障害者手帳1級又は2級の認定を受けている者が使用する場合 (3) 介護認定を受けている者が居住する場合 (4) 療育手帳の交付を受けている者が居住する場合 (5) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が居住する場合 	防災ベッド	購入に要する経費の2/3以内 (限度額20万円/基)	耐震シェルター	購入に要する経費の2/3以内 (限度額10万円/基)	防災ベッドフレーム	購入に要する経費の2/3以内 (限度額20万円/基)	<p>防災課 防災係</p> <p style="text-align: center;">85-6302</p>				
防災ベッド	購入に要する経費の2/3以内 (限度額20万円/基)											
耐震シェルター	購入に要する経費の2/3以内 (限度額10万円/基)											
防災ベッドフレーム	購入に要する経費の2/3以内 (限度額20万円/基)											